

第二期猪名川町 子ども・子育て支援事業計画

いなっ子きらきら 笑顔輝くまち 猪名川



令和2年3月
猪名川町

はじめに

猪名川町では「“つながり”と“挑戦” 幸せと笑顔あふれるまち猪名川」をまちづくりの目標に掲げています。また、「子育てするなら猪名川町」を合言葉に、子育てに関する施策を展開しています。

国では少子化対策を経て「次世代育成支援推進対策法」に基づく行動計画の取り組みを推進し、平成 24 年には、認定こども園*、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善等が盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法*」が制定されました。



「子ども・子育て支援法」の下では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等が総合的に推進されました。平成 29 年 12 月には、幼児教育・保育や高等教育の無償化などを盛り込んだ新しい経済政策が閣議決定されました。令和元年 5 月には、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、令和元年 10 月 1 日から幼児教育・保育の無償化が実施されました。

猪名川町においては、平成 22 年 3 月に「いなっ子きらきらプラン 猪名川町次世代育成支援後期行動計画」を策定し、子育てに関わるすべての人が、子育てを充実した時間として感じられる環境づくりを推進してきました。また、平成 27 年には、子ども・子育て支援新制度に対応した新たなステップとして「いなっ子きらきら 笑顔輝くまち 猪名川」を基本理念に、「猪名川町子ども・子育て支援事業計画*」を策定いたしました。

この間、少子化*のさらなる進行や世帯規模の縮小、女性の就労機会の拡大とともに、低年齢児保育のニーズが高まるなど、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。また、第一期計画の期間が令和 2 年 3 月末をもって終了することから、「第二期猪名川町子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

今後は、本計画のとおり、妊娠、出産、子育てに至る一連のライフステージ*において切れ目のない支援を行うことで、未来を担う子どもたちが、笑顔で心身ともに健やかに成長することができるよう、幼児教育・保育に係る給食費の完全無償化の開始をはじめ、さらなる子育て支援施策の充実に努めてまいります。

終わりに、調査にご協力いただいた保護者のみなさまをはじめ、本計画の策定にあたり貴重なご意見を賜りました「猪名川町子ども・子育て会議」委員のみなさま、関係機関の方々に心より感謝申し上げます。

令和 2 年 3 月

猪名川町長 福田長治

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	計画策定の背景と趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	計画の期間	3
第4節	計画の対象	3
第5節	子ども・子育て支援新制度をめぐる動向	4
第2章	猪名川町の子どもを取り巻く現状と課題	6
第1節	人口の動向	6
第2節	出生の動向	8
第3節	世帯の動向	9
第4節	婚姻の動向	12
第5節	就労の動向	13
第6節	子育て家庭の意識と実態	14
第7節	子育て支援サービスの現状と推移	39
第3章	計画の基本的な考え方	49
第1節	基本的な視点	49
第2節	基本理念	50
第3節	基本目標	51
第4節	重点的な取り組み	52
第5節	施策の体系	53
第4章	施策の展開	54
第1節	子育て支援体制の充実	54
第2節	きめ細かな配慮を必要とする家庭への支援	63
第3節	子どもたちを健やかに育む環境づくり	66
第5章	子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策	70
第1節	教育・保育の提供区域	70
第2節	児童人口の推計	70
第3節	幼児期の教育・保育の見込みと提供体制	71
第4節	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策	74
第6章	計画の推進に向けて	86
第1節	計画の進行管理	86
第2節	住民、関係機関、団体との協働・連携	86
第3節	国・県との連携及び広域調整	86
資料編		
1.	用語解説	87
2.	猪名川町子ども・子育て会議条例	91
3.	猪名川町子ども・子育て会議委員名簿	93
4.	猪名川町子ども・子育て会議開催状況	94
5.	パブリックコメント実施結果	96

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

1. 国の動向

平成30年の全国の合計特殊出生率*は1.42であり、兵庫県はそれをやや上回る1.44となっています。少子化により子どもの数が減少しているにもかかわらず、核家族化や共働き世帯の増加などにより、保育所等では待機児童の増加が社会問題化しています。

国では待機児童数が依然増加していることを受け、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」を平成28年4月1日から施行しています。改正法は、子ども・子育て支援*の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げようとするものです。

平成29年6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」の一環である「子育て安心プラン」では、平成31年度末までの2年間で待機児童を解消することを目標に掲げ、遅くとも令和2年度末までの3年間で、待機児童を解消し、その後も待機児童ゼロを維持しながら、令和4年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備等を進めていくこととしています。

平成29年9月には「新・放課後子ども総合プラン」を公表し、共働き家庭等の小1の壁・待機児童を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進する方針が示されました。

さらに、平成29年12月には、幼児教育・保育や高等教育の無償化などを盛り込んだ「人づくり革命」と「生産性革命」の2本柱の新しい経済政策パッケージを閣議決定しました。その中では、「幼児教育・保育の無償化」を2兆円規模で実施し、その財源は令和元年10月の消費税増税分の用途変更などで確保するとされています。幼児教育・保育の無償化については令和元年10月から実施し、令和2年4月から高等教育を含めて全面実施される計画となっています。

また、次世代育成支援対策推進法*は、平成26年度末までの時限法として制定されましたが、ひとり親家庭への支援を拡充するとともに、社会問題化している子どもの貧困対策に対応するため、母子及び寡婦福祉法を含む、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」として改正されました。子どもが健やかに生まれ育まれる環境を一層充実させるため、有効期限を10年間延長（令和7年3月31日まで）しています。

平成30年12月には「成育基本法（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律）」が成立し、妊娠期から子育て期にかけて総合的・継続的に子どもとその養育者を支援する環境の整備が必要であるとの認識のもと、母子保健行政の縦割りを解消し、子どもが大人になるまで切れ目のない支援を行うことで、健やかな成長を保障する社会づくりを目指すこととされています。

2. 県・町の動向

兵庫県では、平成 22 年 3 月に「新ひょうご子ども未来プラン」を策定し、地域団体・NPO・企業・職域団体、大学、市町等と連携して、地域における少子対策・子育て支援に積極的に取り組んできました。平成 27 年 3 月には子ども・子育て支援新制度に対応するとともに、少子対策・子育て支援に関する政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めた「ひょうご子ども・子育て未来プラン」（平成 27～31 年度）を策定し、「誰もが安心して子育てできる兵庫の実現」を基本理念として各種施策を推進してきており、現在、その次期計画を作成中となっています。

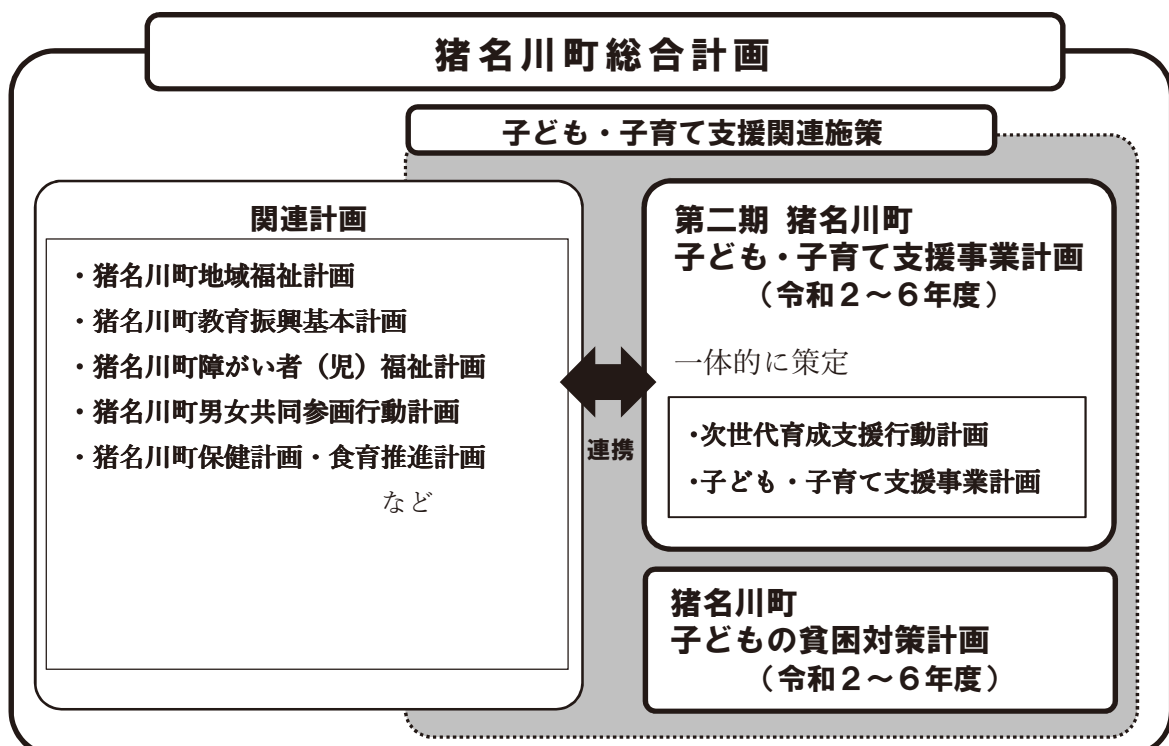
本町における近年の合計特殊出生率は 1.0 前後で推移し、極めて低い値となっており、速い速度で少子化が進んでいることから、少子対策・子育て支援は非常に重要な課題であり、本町においても、子ども・子育て支援新制度に対応した「猪名川町子ども・子育て支援事業計画」を平成 27 年 3 月に策定し、多様な子育て支援事業を推進しています。

このたび、第一期計画が令和元年度末をもって終了することから、住民からの子育て支援に関するニーズ調査を実施し、猪名川町の現状と課題を分析・整理し、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間に計画期間とした「第二期猪名川町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

第 2 節 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第 2 条（基本理念）を踏まえ、同法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」（策定義務）に位置づけられるとともに、次世代育成支援対策推進法第 8 条の規定に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」（任意策定）と一体的に策定します。

また、この計画は、町の最上位計画である「猪名川町総合計画」と整合を図るとともに、子どもと子育てを取り巻く保健、医療、福祉、教育などの分野における「猪名川町地域福祉計画」「猪名川町教育振興基本計画」「猪名川町障がい者（児）福祉計画」「猪名川町男女共同参画行動計画」「猪名川町保健計画・食育推進計画」などの関連計画との整合・連携を図りながら、子ども・子育て支援関連施策を推進していきます。



第3節 計画の期間

この計画は、令和2（2020）年度を初年度として、令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とします。

西暦	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
和暦	平成				令和					
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	第五次猪名川町総合計画 基本構想 後期基本計画				第六次猪名川町総合計画 基本構想 前期基本計画					
	猪名川町子ども・子育て支援事業計画									
					第二期猪名川町子ども・子育て支援事業計画					

中間年 見直し

第4節 計画の対象

この計画が支える対象は、障がい、疾病、虐待、貧困等 社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子ども（お腹の中～18歳未満）と子育て家庭です。

また、次代の親づくりという視点から、一部の施策については、今後、親となる若い世代も対象としています。

第5節 子ども・子育て支援新制度をめぐる動向

第二期子ども・子育て支援事業計画における基本指針の改正について主な項目を記載します。

【基本方針の改訂方針】

- 1 市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、制度の施行状況や関連施策の動向を反映させる
 - (1) 幼児教育アドバイザーの配置・確保及び幼児教育センターの体制整備
 - (2) 幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望への対応
 - (3) 外国につながる幼児への支援・配慮
- 2 平成28年の児童福祉法改正等による社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正に関する事項について見直し
- 3 新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について追記
- 4 これらの他、第198回国会（常会）に提出予定の幼児教育無償化に係る子ども・子育て支援法の改正法案の内容を踏まえた改正を今後検討

平成31年2月18日に開催された「子ども・子育て支援新制度説明会【都道府県等説明会】」より

また、わが国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講じる「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日に施行されました。

【子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の概要】

- 1 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。
- 2 子育てのための施設等利用給付の創設
 - (1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、支給要件を満たした子供が対象施設等を利用した際に要する費用を支給する。

 - ①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の認可を受けた者を対象とする。
 - ②支給要件
 - ・3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子供
 - ・0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供
 - (2) 費用負担

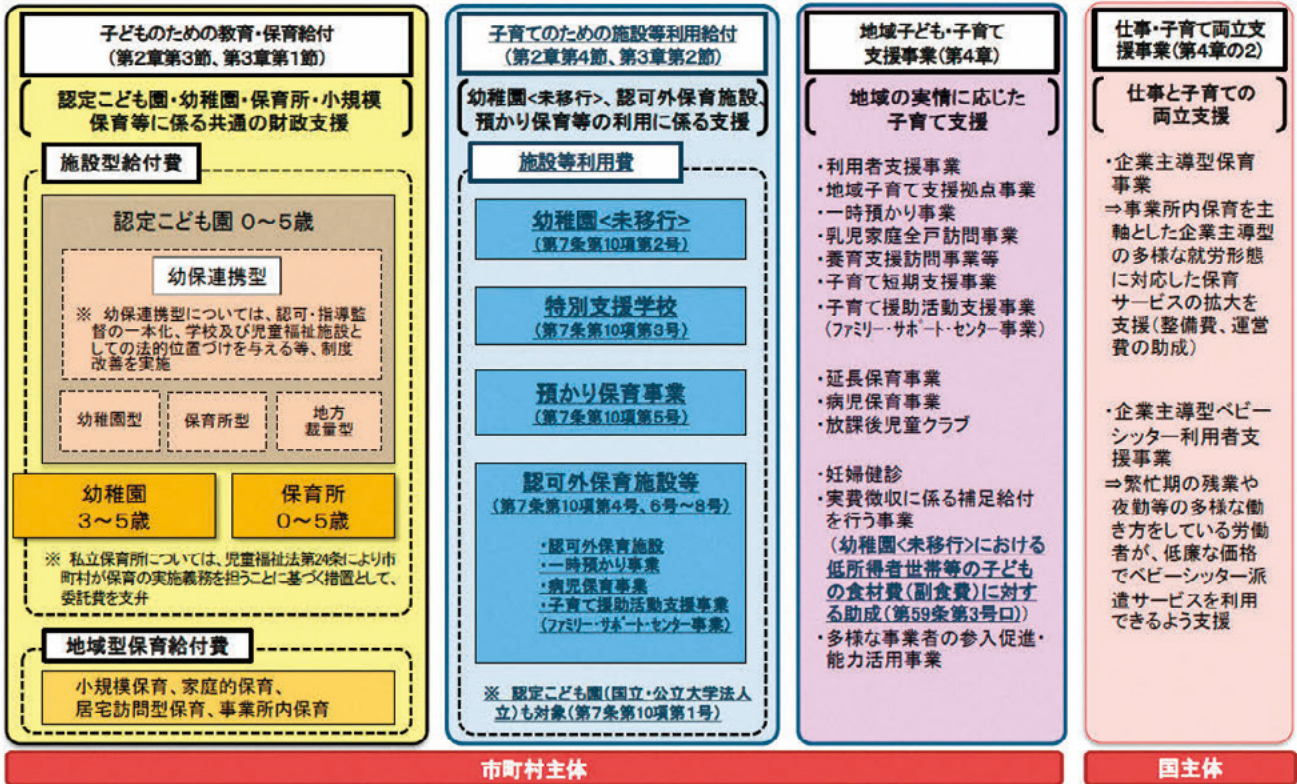
本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1。
 - (3) その他

子ども・子育て支援新制度の概要 ※下線部分が今回の法律案による改正部分

子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援(第1条)

子ども・子育て支援給付(第8条)

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援



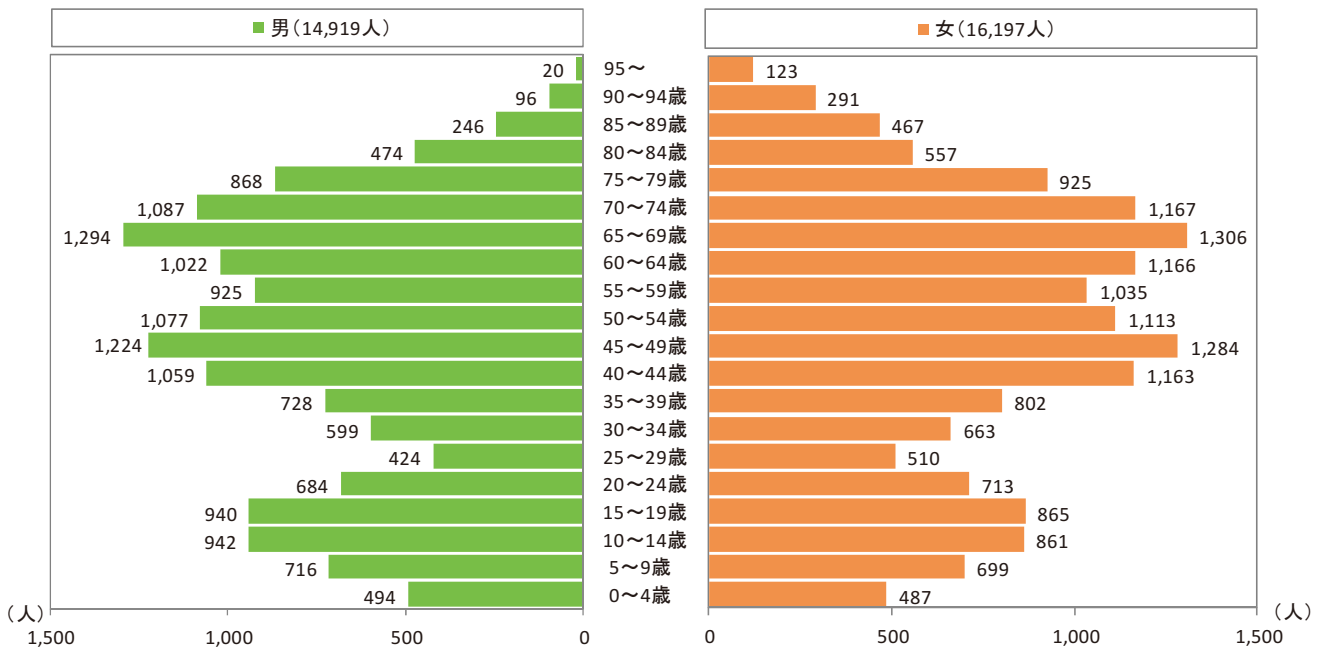
第2章 猪名川町の子どもを取り巻く現状と課題

第1節 人口の動向

1. 人口の構造

猪名川町の人口は、男性 14,919 人、女性 16,197 人となっています。人口構造をみると、少子高齢化が進んでいますが、年少人口のうちでは 10～14 歳人口が男女ともに多くなっています。

＜人口ピラミッド＞

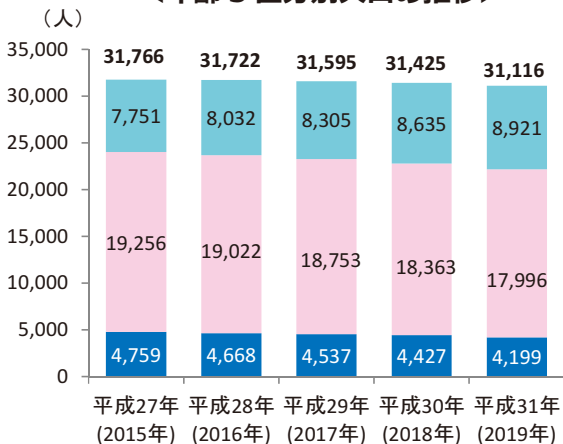


資料：猪名川町「住民基本台帳人口」（平成 31 年 4 月 1 日）

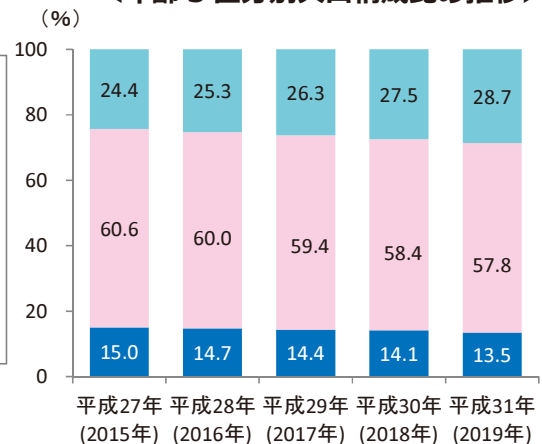
2. 人口の推移

猪名川町の総人口は近年 3 万人台で推移しており、人口構造をみると少子高齢化が進んでいます。0～14 歳の年少人口は減少傾向で推移し、年少人口割合も低下が続いています。

＜年齢 3 区分別人口の推移＞

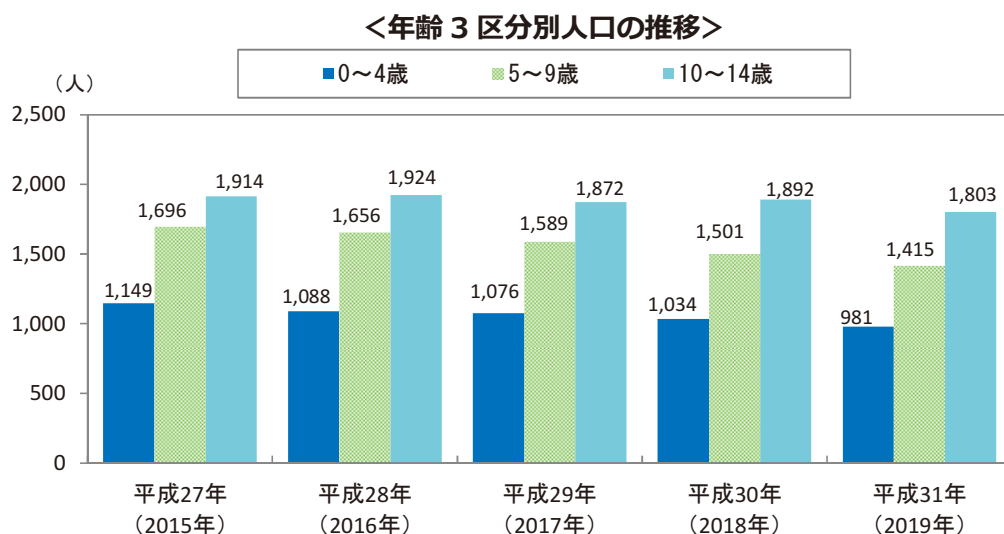


＜年齢 3 区分別人口構成比の推移＞



資料：猪名川町「住民基本台帳人口」（各年 4 月 1 日）

猪名川町の年少人口を5歳階級別にみると、低年齢ほど人口が少ない傾向にあります。「10～14歳」は年により増減の変動がありますが、「5～9歳」と「0～4歳」は減少傾向で推移しています。



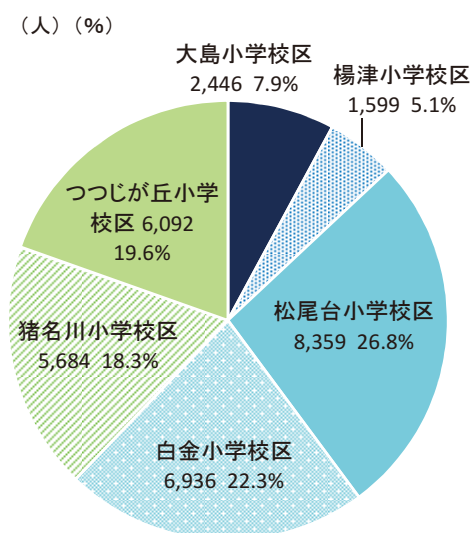
資料：猪名川町「住民基本台帳人口」(各年4月1日)

3. 校区別人口の状況

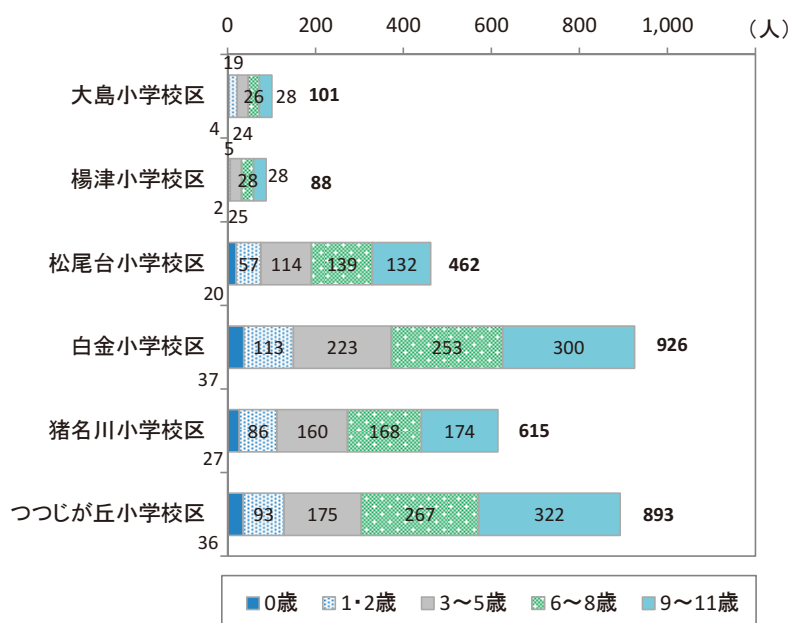
総人口に対する小学校区別人口割合は、松尾台小学校区が最も高く26.8%、白金小学校区が22.3%、つつじが丘小学校区が19.6%などとなっています。

0～11歳までの幼児・児童の人口は白金小学校区で926人、つつじが丘小学校区で893人と町内での割合は高くなっています。

<小学校区別の人口構成>



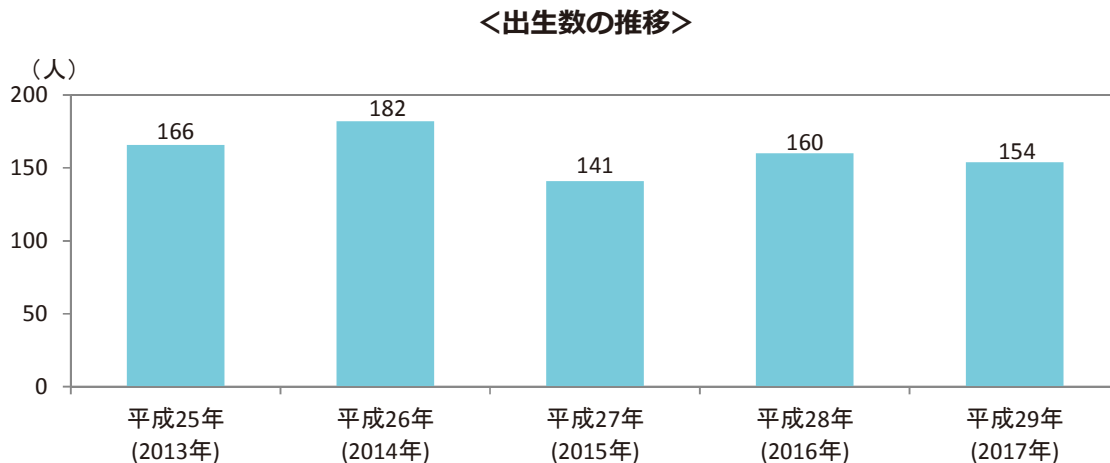
<小学校区別・年齢別の幼児児童人口>



第2節 出生の動向

1. 出生数の推移

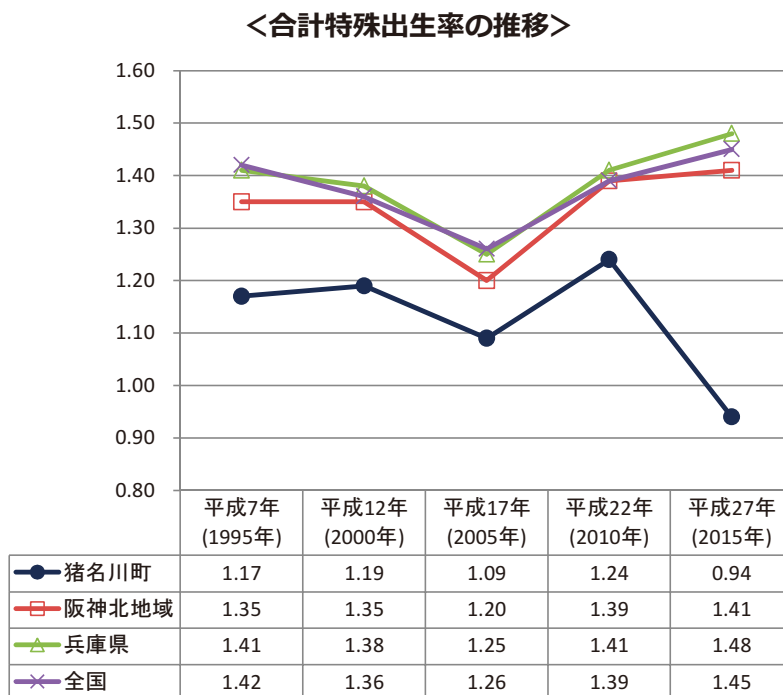
近年の猪名川町の出生数は、増減しつつ140～180人台で推移し、平成29年に154人となっています。



資料：厚労省「人口動態統計」

2. 合計特殊出生率の推移

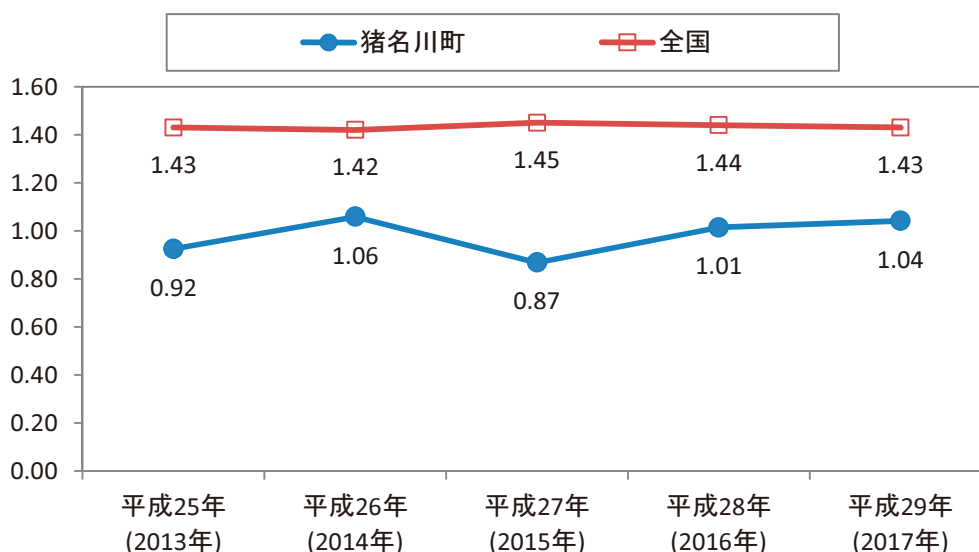
長期的にみた猪名川町の合計特殊出生率は、変動しつつ平成27年に0.94となっており、国や県よりも低い値で推移しています。



資料：兵庫県「保健統計年報」

本町における近年の合計特殊出生率については、1.0 前後で推移し、平成 29 年に 1.04 となっています。

＜合計特殊出生率の推移＞



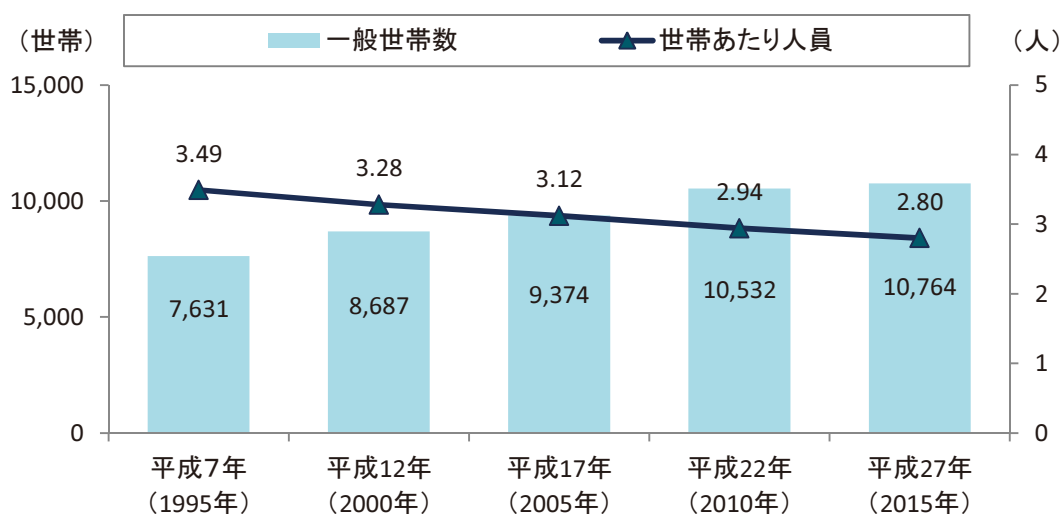
※町独自推計（厚労省「人口動態統計」データを基に算出）

第3節 世帯の動向

1. 世帯数の推移

猪名川町の一般世帯数は増加し続けており、平成 27 年に 10,764 世帯となっています。世帯当たり人員数は減少傾向にあり、平成 27 年は 2.80 人となっています。

＜一般世帯数・世帯あたり人員の推移＞



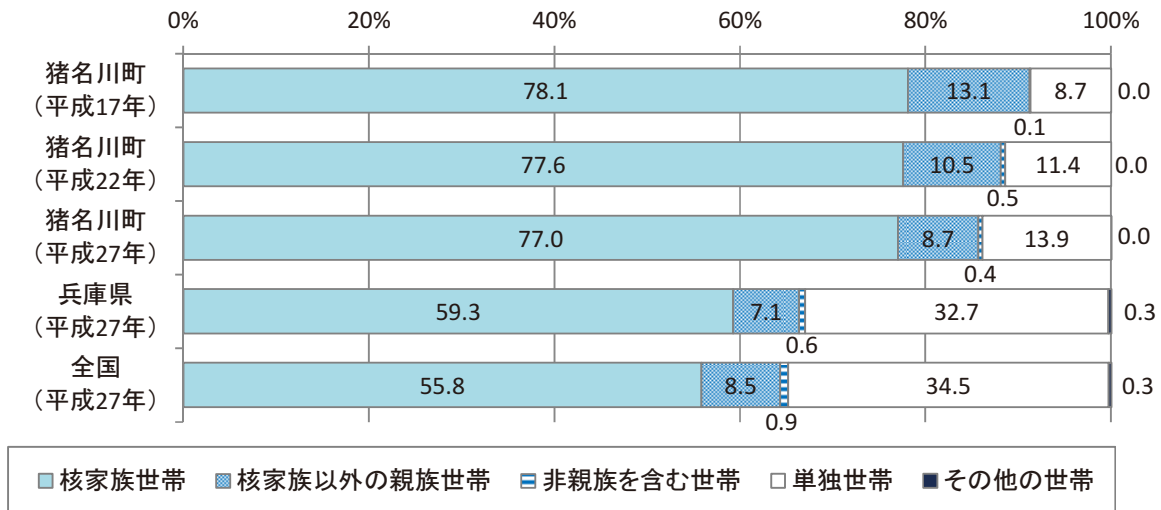
資料：「国勢調査」

2. 世帯類型の状況

猪名川町の世帯状況を家族類型別の割合で見ると、核家族世帯の割合が低下し、単独世帯の割合が上昇しています。

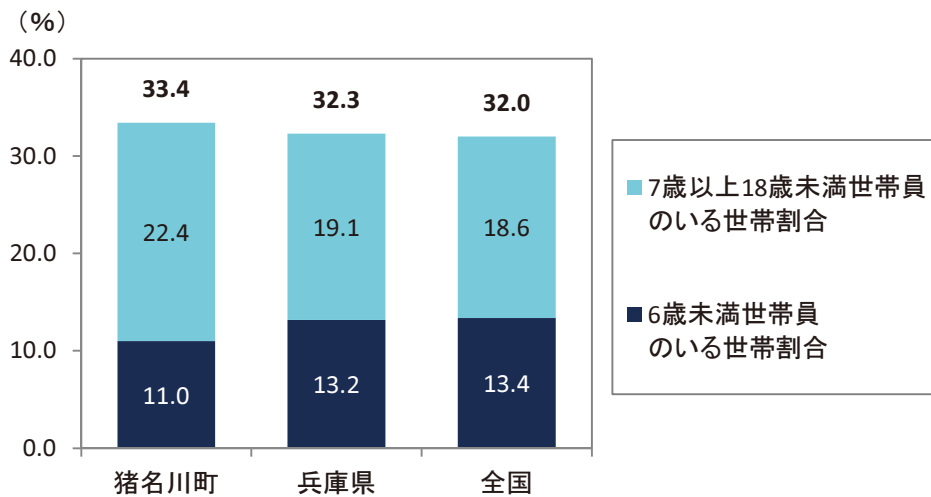
また、核家族世帯数に占める「6歳未満世帯員のいる一般世帯割合」は県や国よりも低い一方、「7歳以上18歳未満世帯員のいる一般世帯割合」は、22.4%と県や国よりも高くなっています。

＜一般世帯における世帯類型別割合の推移＞



資料：「国勢調査」

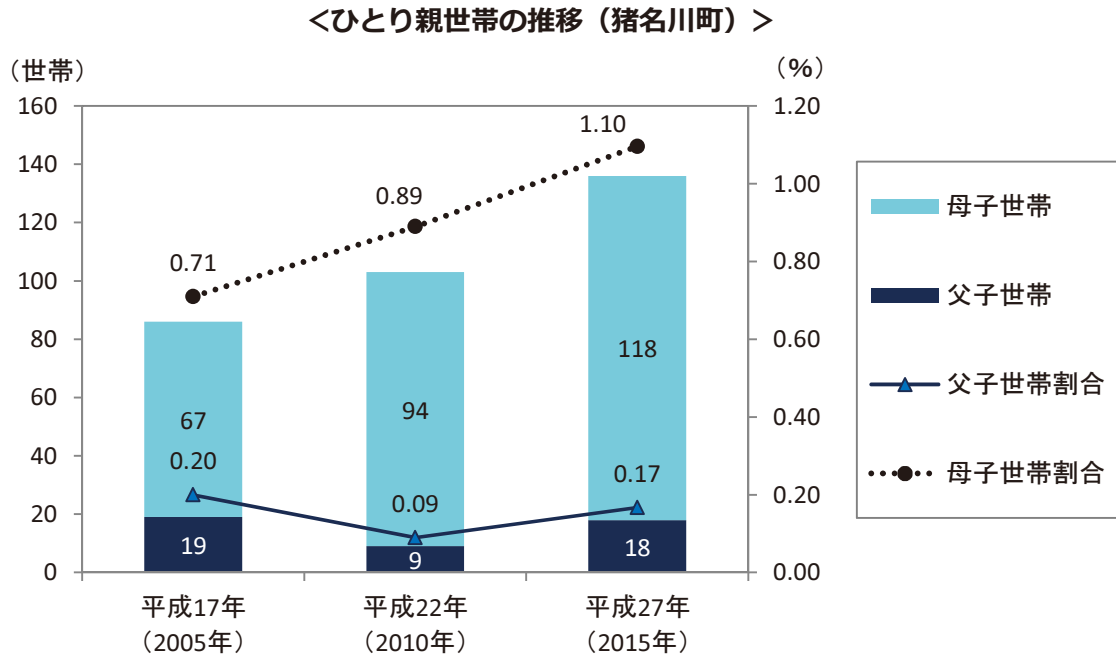
＜核家族世帯に占める子どものいる世帯割合＞



資料：「平成27年国勢調査」

3. ひとり親世帯の状況

猪名川町の母子世帯数は増加傾向にあり、一般世帯数に占める母子世帯の割合も上昇しています。一方、父子世帯は世帯数・割合とも5年前に比べ増えていますが、10年前に比べるとわずかに減っています。



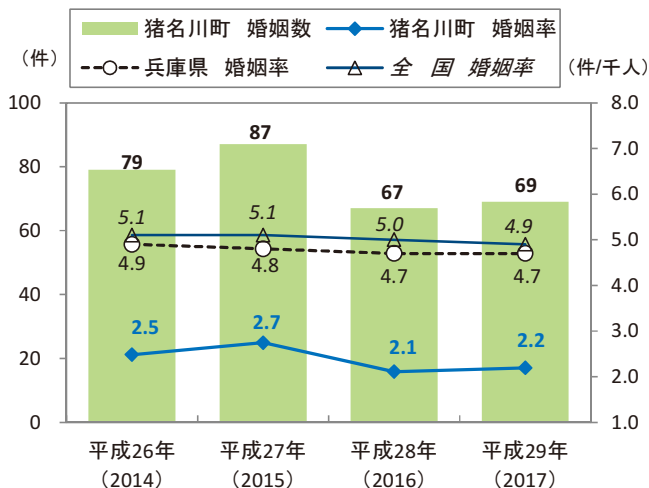
資料：「国勢調査」

第4節 婚姻の動向

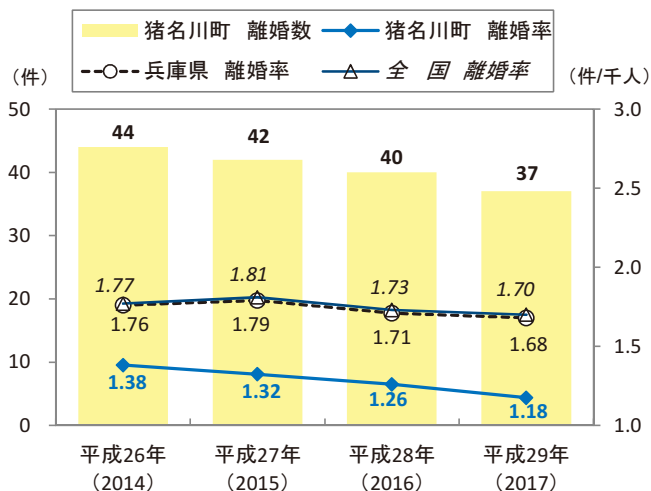
1. 結婚・離婚の状況

猪名川町における近年の婚姻件数は60~80件台、離婚件数は40件前後で推移しています。婚姻率、離婚率ともに国や県よりも低くなっています。

＜婚姻数・婚姻率の推移＞



＜離婚数・離婚率の推移＞

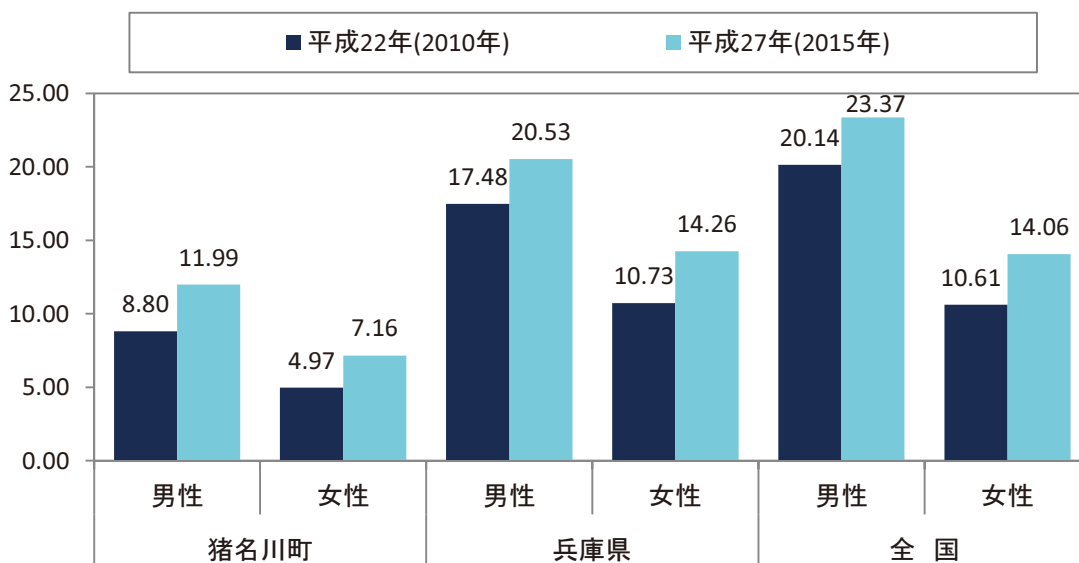


資料：厚労省「人口動態統計」

2. 未婚の状況

猪名川町の生涯未婚率は、男女ともに国の値よりも低くなっています。

＜生涯未婚率の推移＞



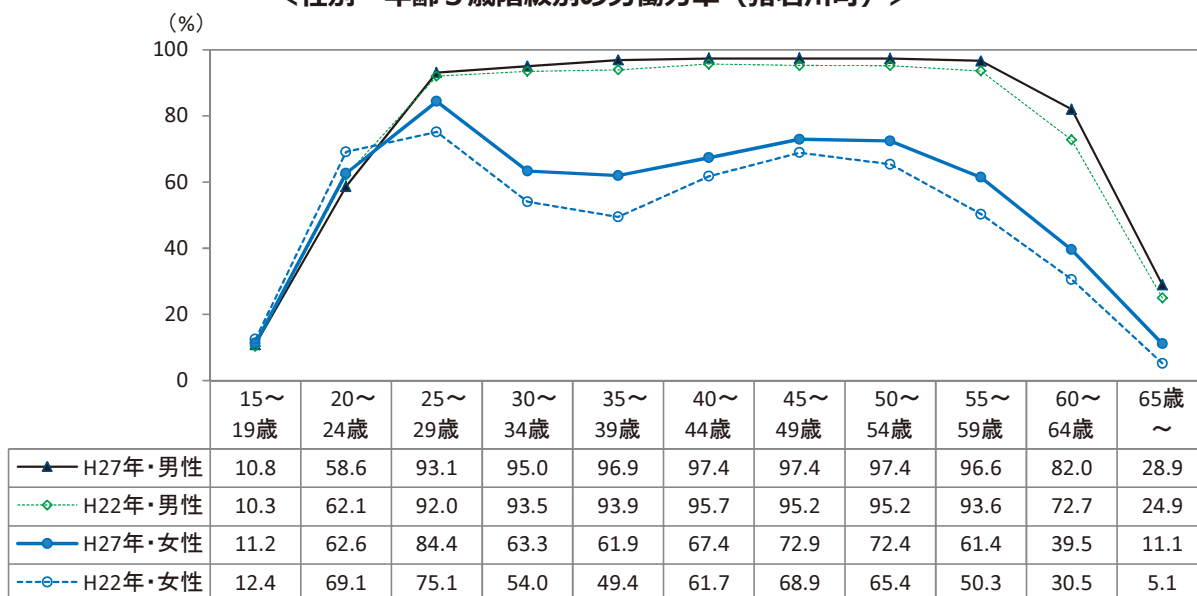
資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

第5節 就労の動向

1. 猪名川町の労働力率

猪名川町の労働力率を性別・年齢階級別にみると、男性では25歳から59歳まで90%台である一方、女性は30歳台でいったん低くなるM字となっています。平成22年に比べ平成27年は女性の各年齢階級で概ね上昇しており、20歳代後半から30歳代では約10ポイント上がっています。

<性別・年齢5歳階級別の労働力率（猪名川町）>

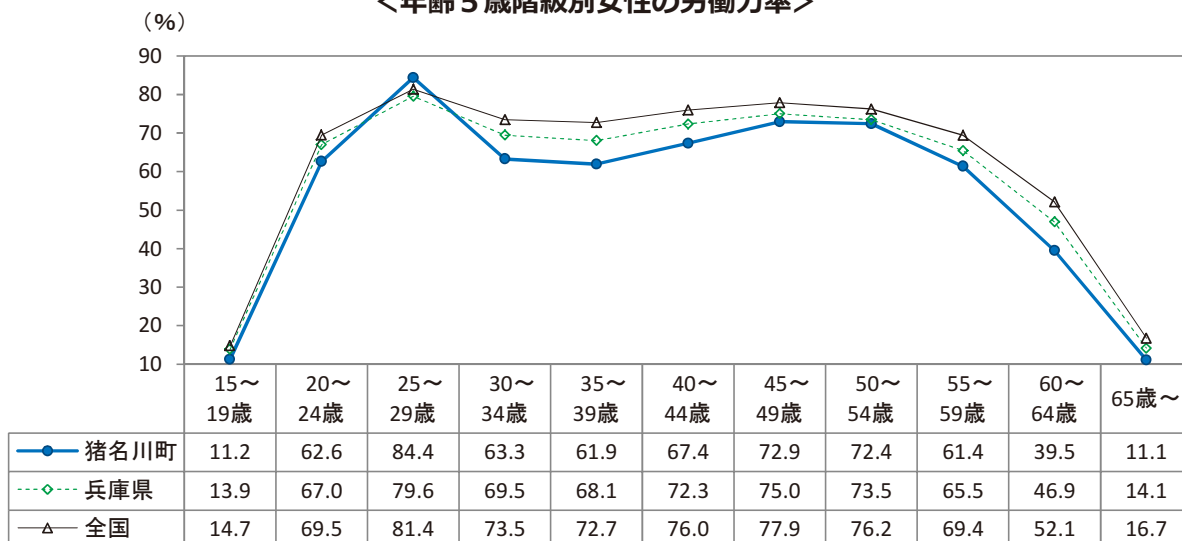


資料：総務省「国勢調査」

2. 女性の労働力率

平成27年の女性の年齢5歳階級別労働力率をみると、猪名川町では35～39歳で最も低いM字型カーブを描いています。20歳代後半では、国や県の値を上回っていますが、その他の年齢階級では、下回っています。

<年齢5歳階級別女性の労働力率>



資料：総務省「平成27年国勢調査」

第6節 子育て家庭の意識と実態

1. ニーズ調査の実施概要

猪名川町では本計画の策定にあたり、アンケート調査を実施しました。

(1) 調査対象

猪名川町内に居住する0歳から中学生までの子どもがいる世帯 2,464世帯
(上記のうち、小学5年生から6年生の児童及び中学生生徒 903人)

(2) 調査方法

郵送配布・郵送回収（住民基本台帳による無作為抽出法）

(3) 調査期間

令和元年6月1日（土）～令和元年6月20日（木）

(4) 回収結果

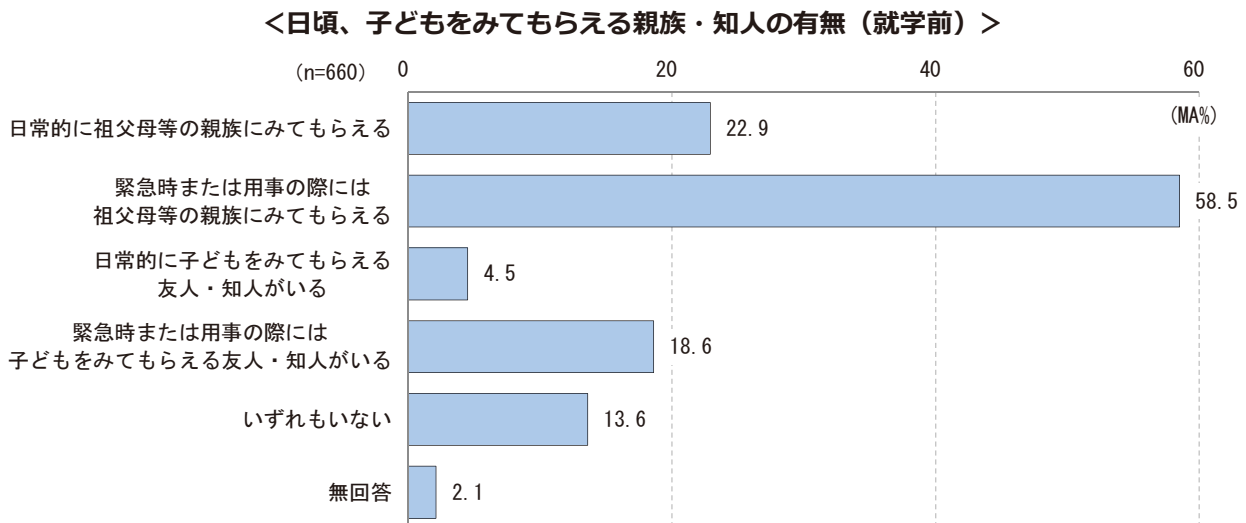
	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	943件	660件	70.0%
小学生児童保護者	960件	615件	64.0%
中学生生徒保護者	561件	296件	52.8%
小学生児童・中学生生徒	903件	468件	51.8%
小学生児童（5・6年生）	342件	199件	58.2%
中学生生徒	561件	269件	48.1%

2. ニーズ調査の結果概要

(1) 子育て家庭の状況

①子どもをみてもらえる状況

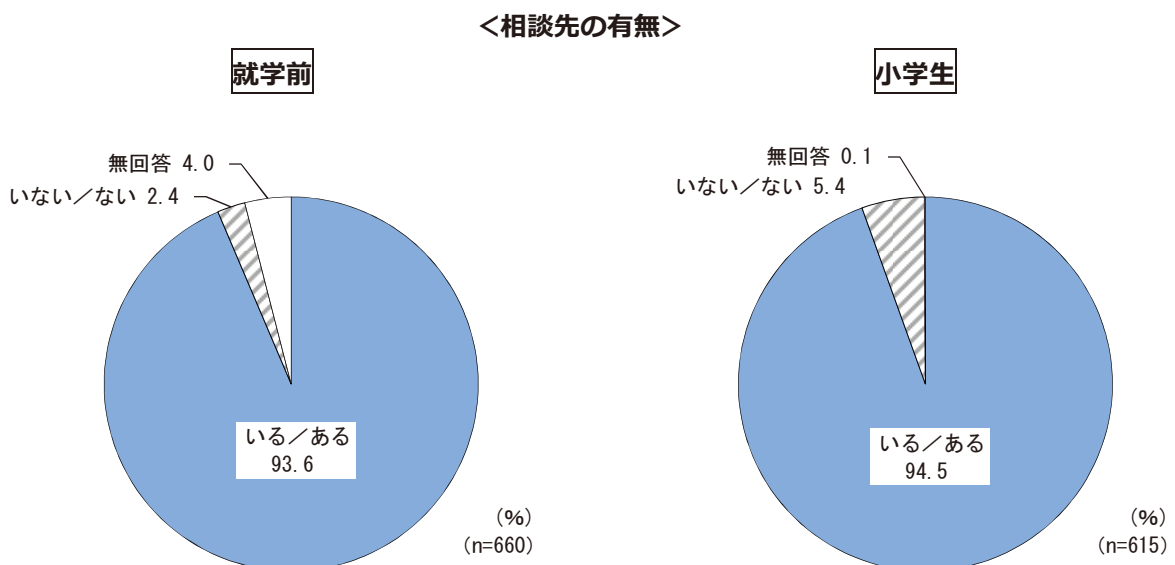
日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時または用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が6割弱(58.5%)、「緊急時または用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が18.6%、「いずれもない」が13.6%などとなっています。



②相談先

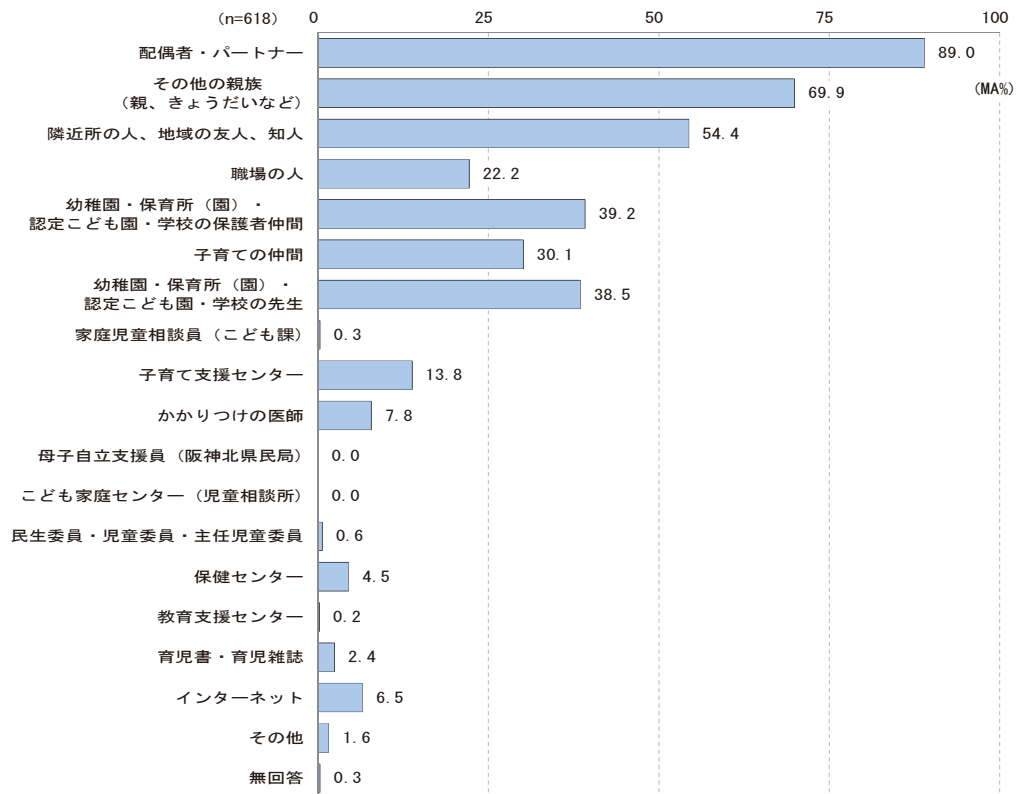
保護者が子育てをする上での相談相手や相談場所の有無については、「いる／ある」が就学前で93.6%、小学生で94.5%となっています。一方、「いない／ない」が就学前で2.4%、小学生で5.4%と少数ながらみられ、アウトリーチ等の対応が課題となります。

また相談先のある人にたずねた、相談相手や場所については、就学前・小学生ともに、「配偶者・パートナー」が最も高く、「その他の親族」、「隣近所の人、地域の友人・知人」が上位となっています。

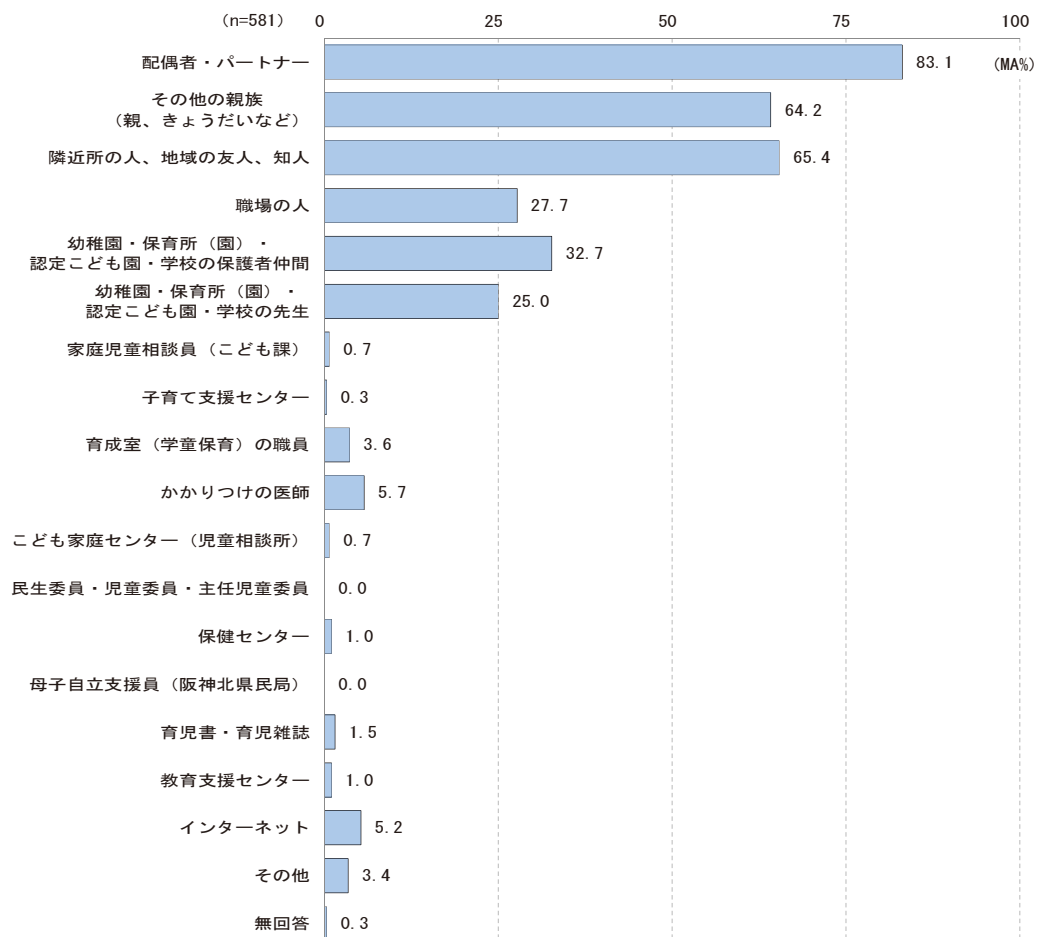


<子育てに関する相談先>

就学前



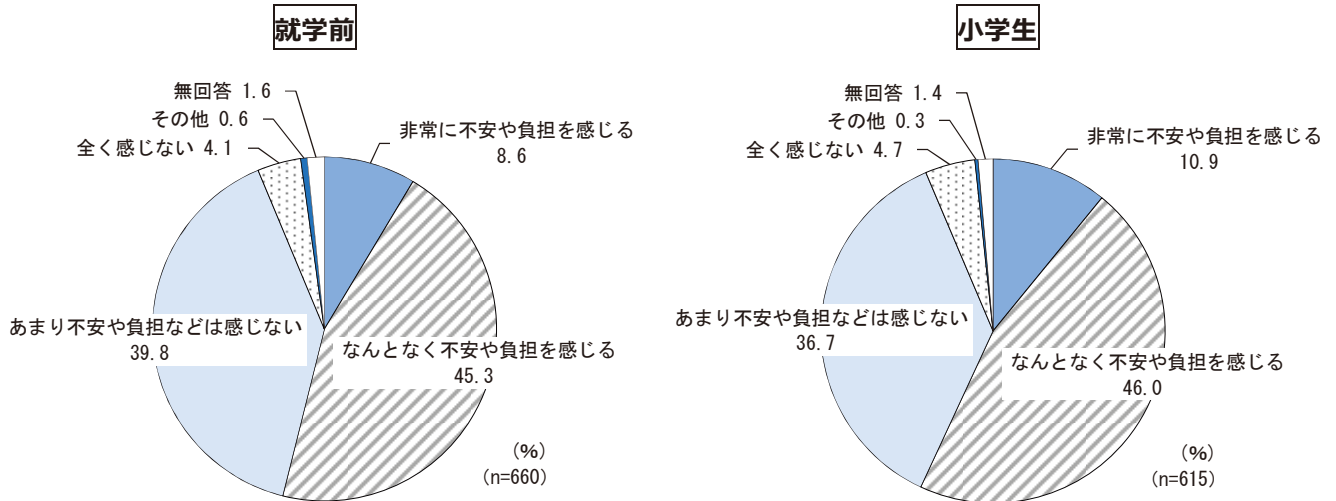
小学生



③子育ての不安・負担

子育てに不安や負担を感じるかについては、就学前・小学生ともに『感じる』（「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」の合計）のほうが、『感じない』（「全く感じない」と「あまり不安や負担などは感じない」の合計）よりも高い割合となっています。

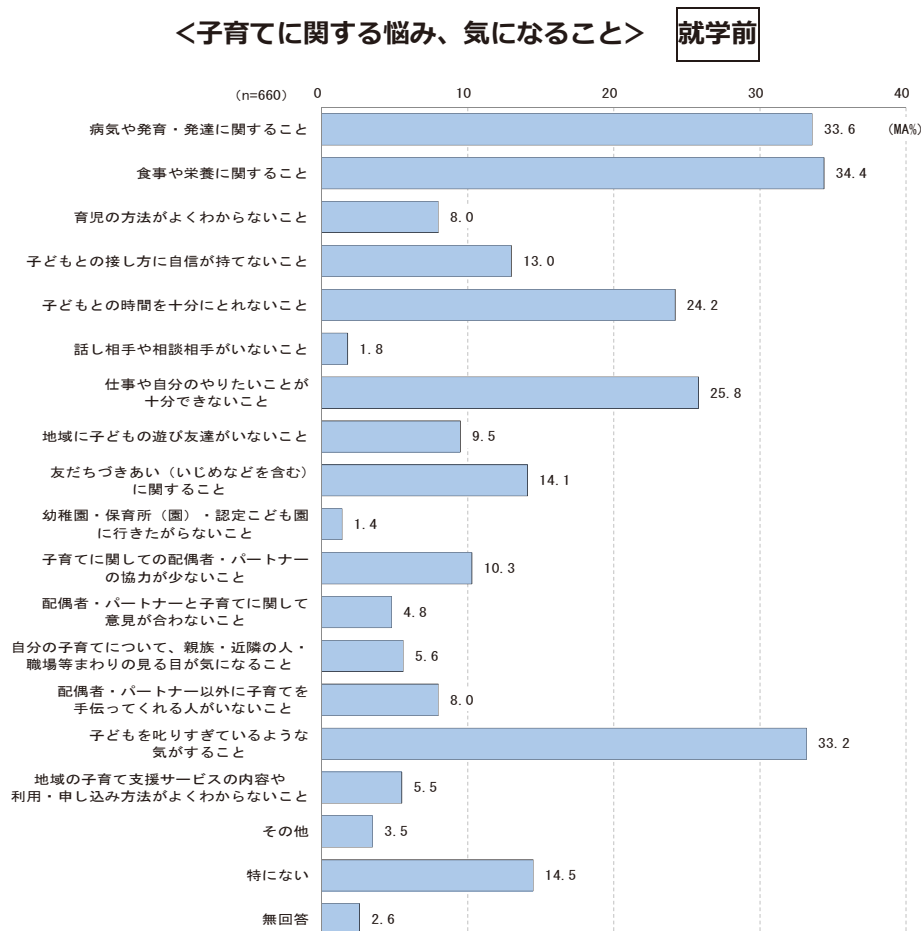
<子育てへの不安感・負担感の有無>



④子育ての悩み・気になること

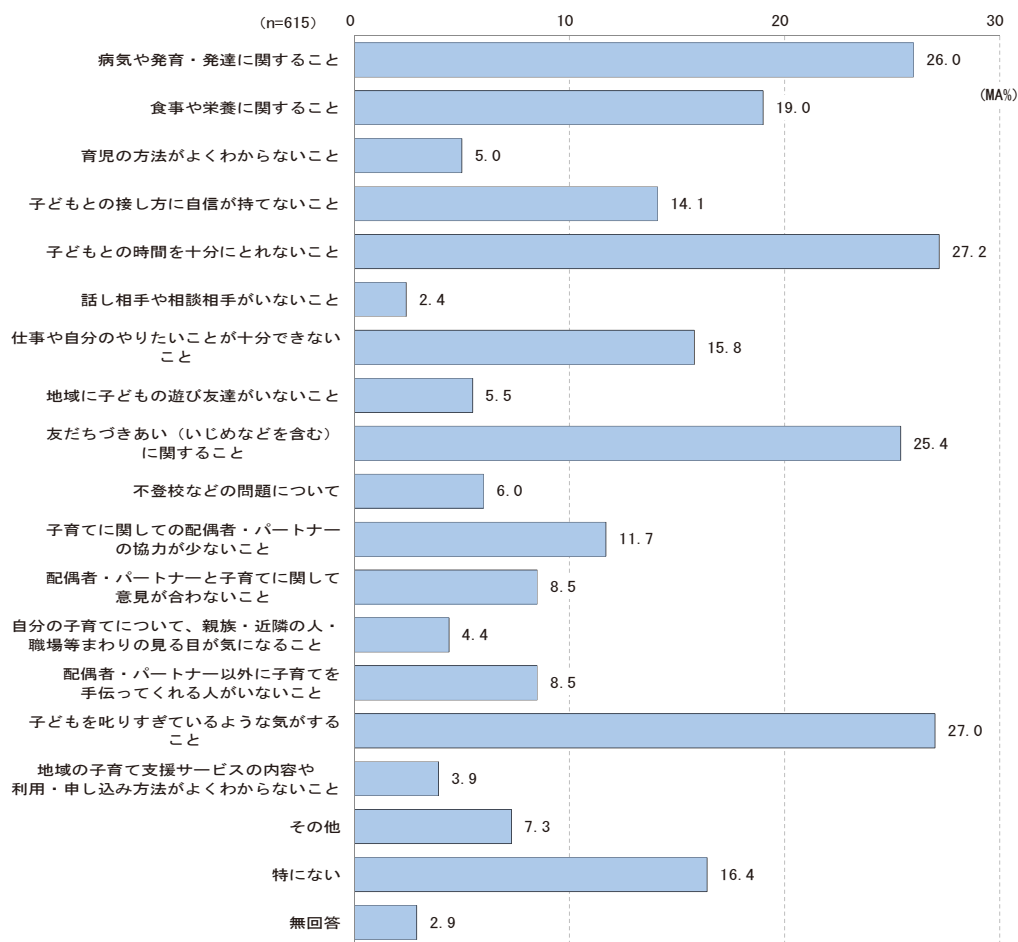
子育てに関して、日頃悩んでいることや気になることでは、就学前の保護者で「食事や栄養に関すること」が34.4%、「病気や発育・発達に関すること」が33.6%、「子どもを叱りすぎているような気がする」が33.2%などとなっています。

<子育てに関する悩み、気になること>



小学生の保護者では、「子どもとの時間を十分にとれないこと」が 27.2%、「子どもを叱りすぎているような気がする」とが 27.0%、「友だちづきあい(いじめなどを含む)に関する」とが 25.4%、「病気や発育・発達に関する」とが 26.0%などとなっています。

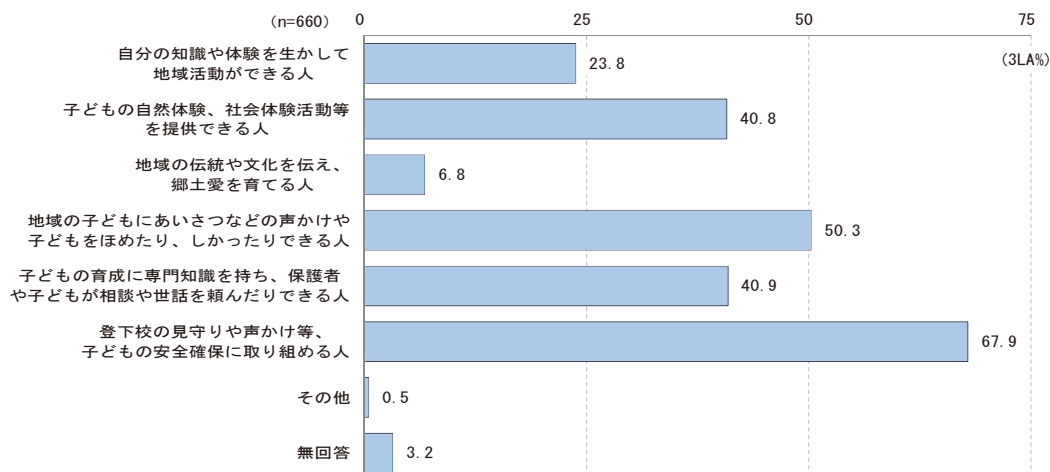
＜子育てに関する悩み、気になること＞ **小学生**



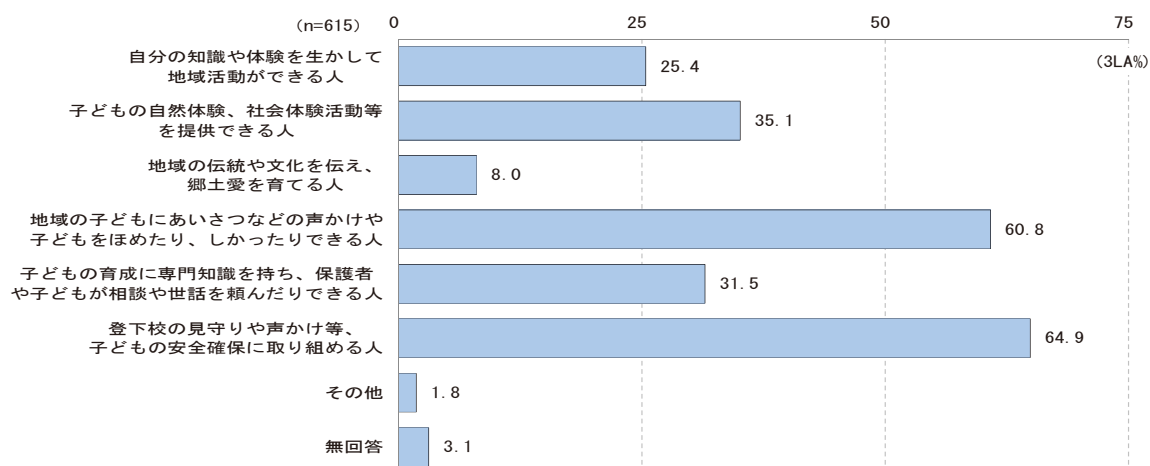
⑤地域で必要な人材

子どもの育成を支援するために地域で必要な人材については、就学前・小学生ともに「登下校の見守りや声かけ等、子どもの安全確保に取り組める人」が最も高い割合となっています。

＜子どもの育成支援に地域で必要な人材＞ **就学前**



＜子どもの育成支援に地域に必要な人材＞ 小学生

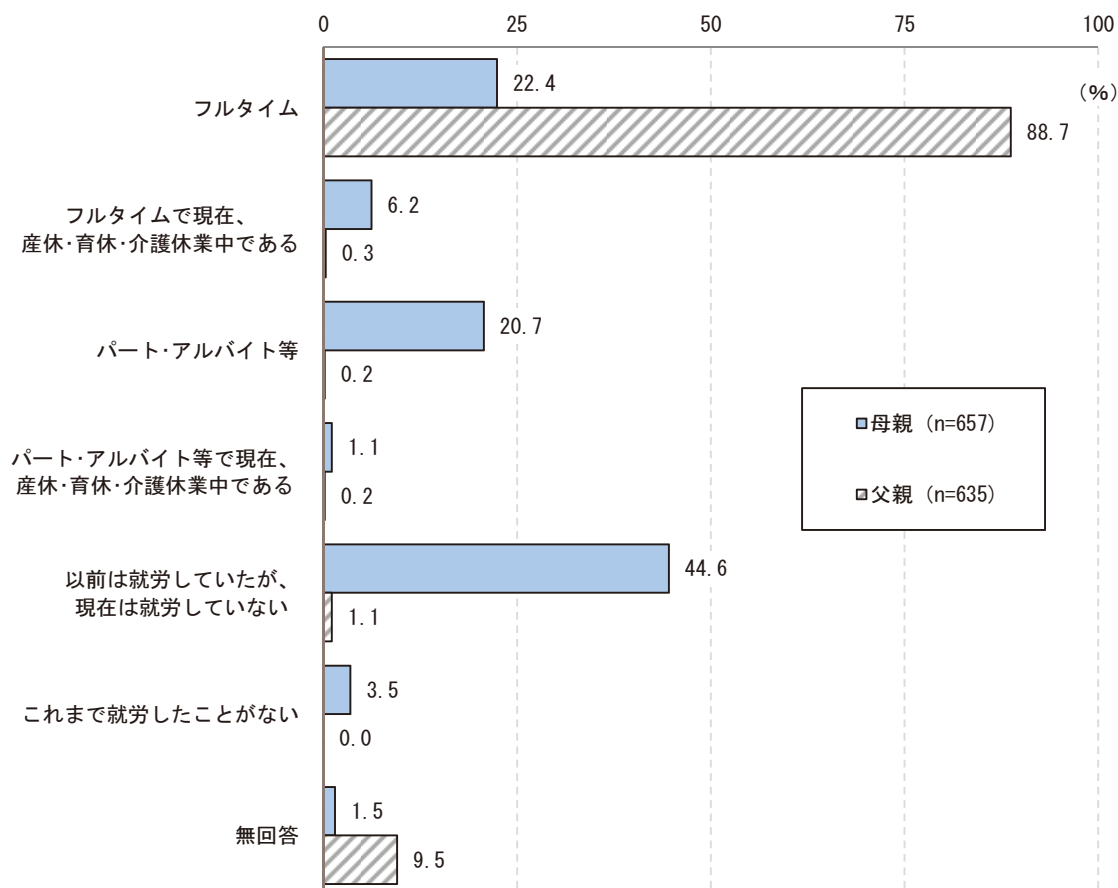


(2) 保護者の就労状況

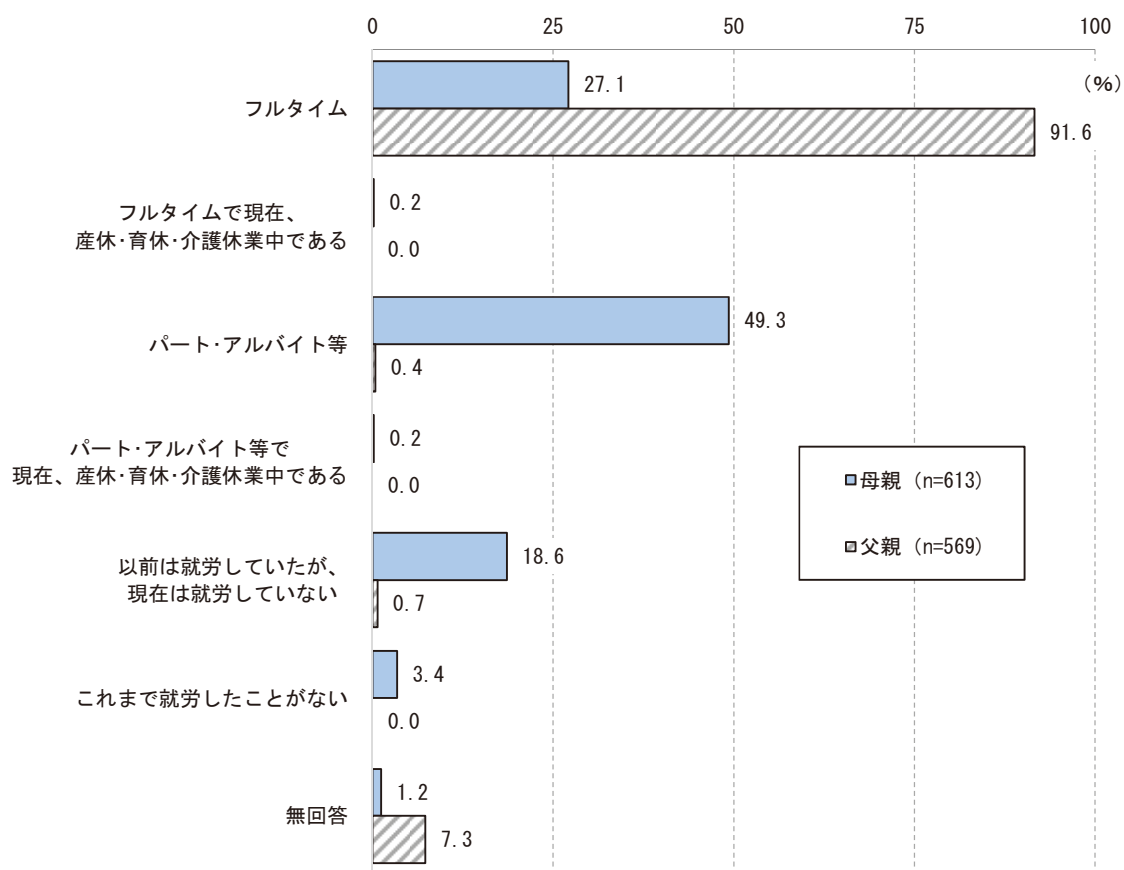
①現在の就労状況

母親の就労状況については、就学前で「以前は就労していたが、現在は就労していない」が高く、小学生では「パート・アルバイト等」が高くなっています。

＜保護者の就労状況＞ 就学前



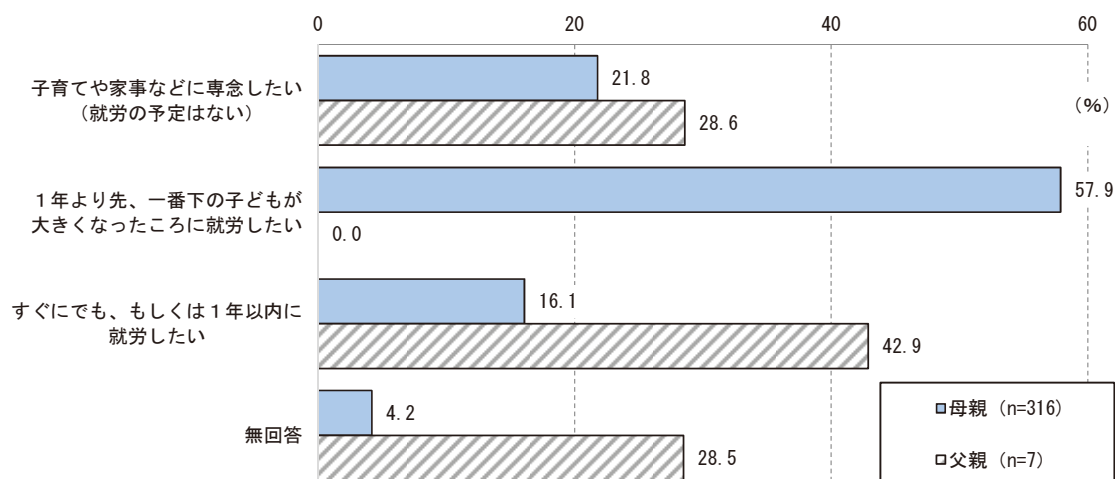
＜保護者の就労状況＞ **小学生**



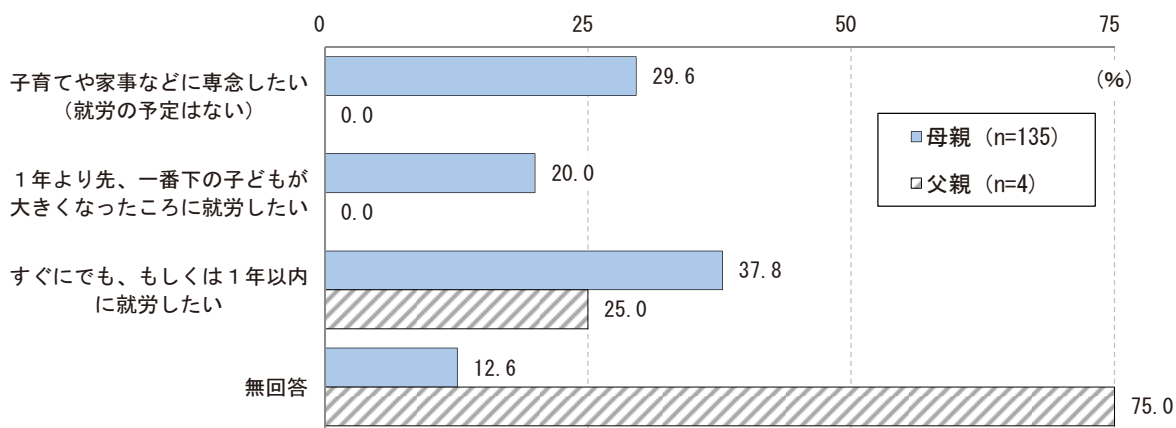
②未就労者の就労希望

未就労者の就労希望をみると、母親については、就学前で「1年より先、一番下の子どもが大きくなったところに就労したい」が高く、小学生では「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が高くなっています。

＜保護者の就労希望＞ **就学前**



＜保護者の就労希望＞ 小学生

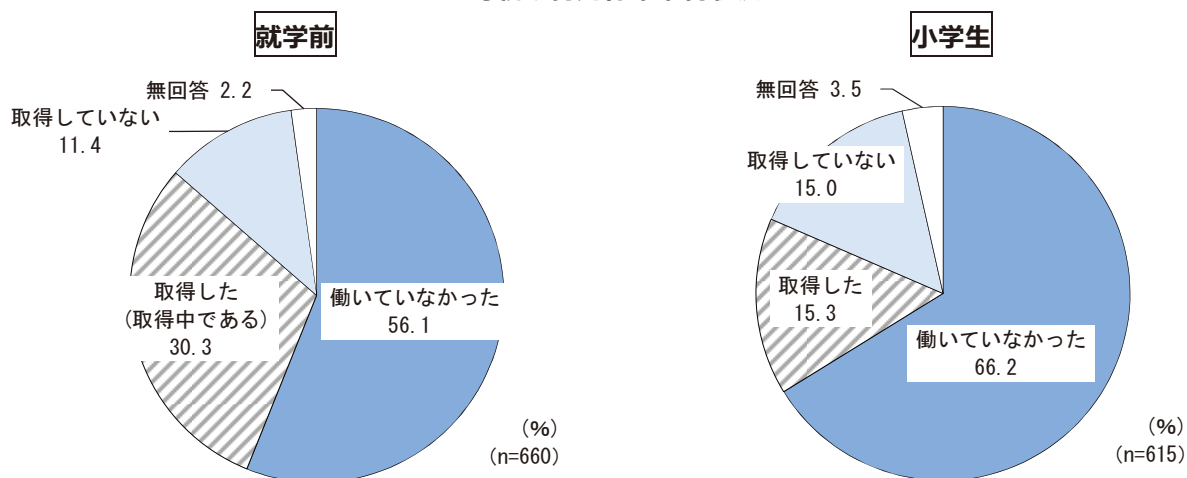


(3) 育児休業の状況

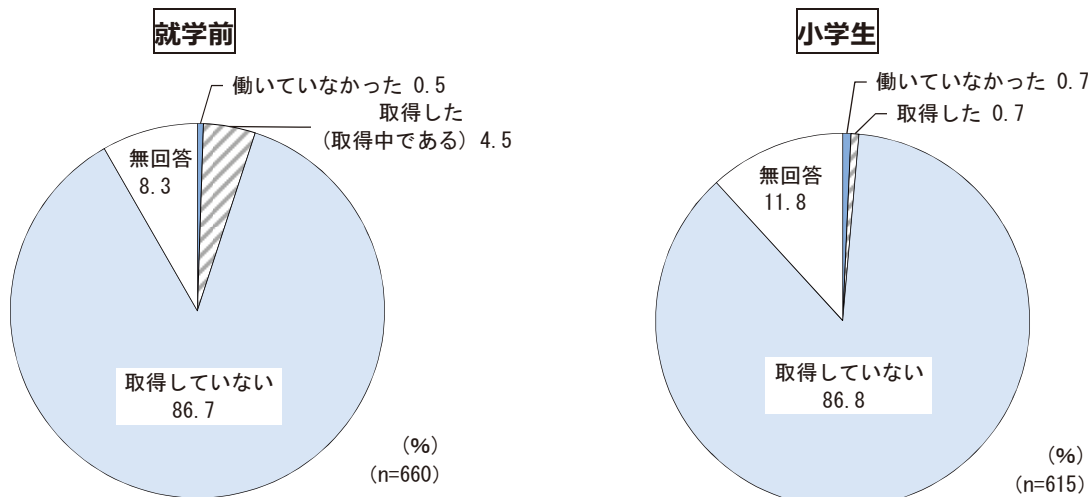
① 育児休業の取得状況

母親の育児休業*の取得状況については、就学前・小学生ともに「働いていなかった」が過半数となっています。また、育児休業を「取得した、または取得中である」が就学前で30.3%、小学生で15.3%の一方、「取得していない」は就学前で11.4%、小学生で15.0%となっています。

＜母親の育児休業取得状況＞

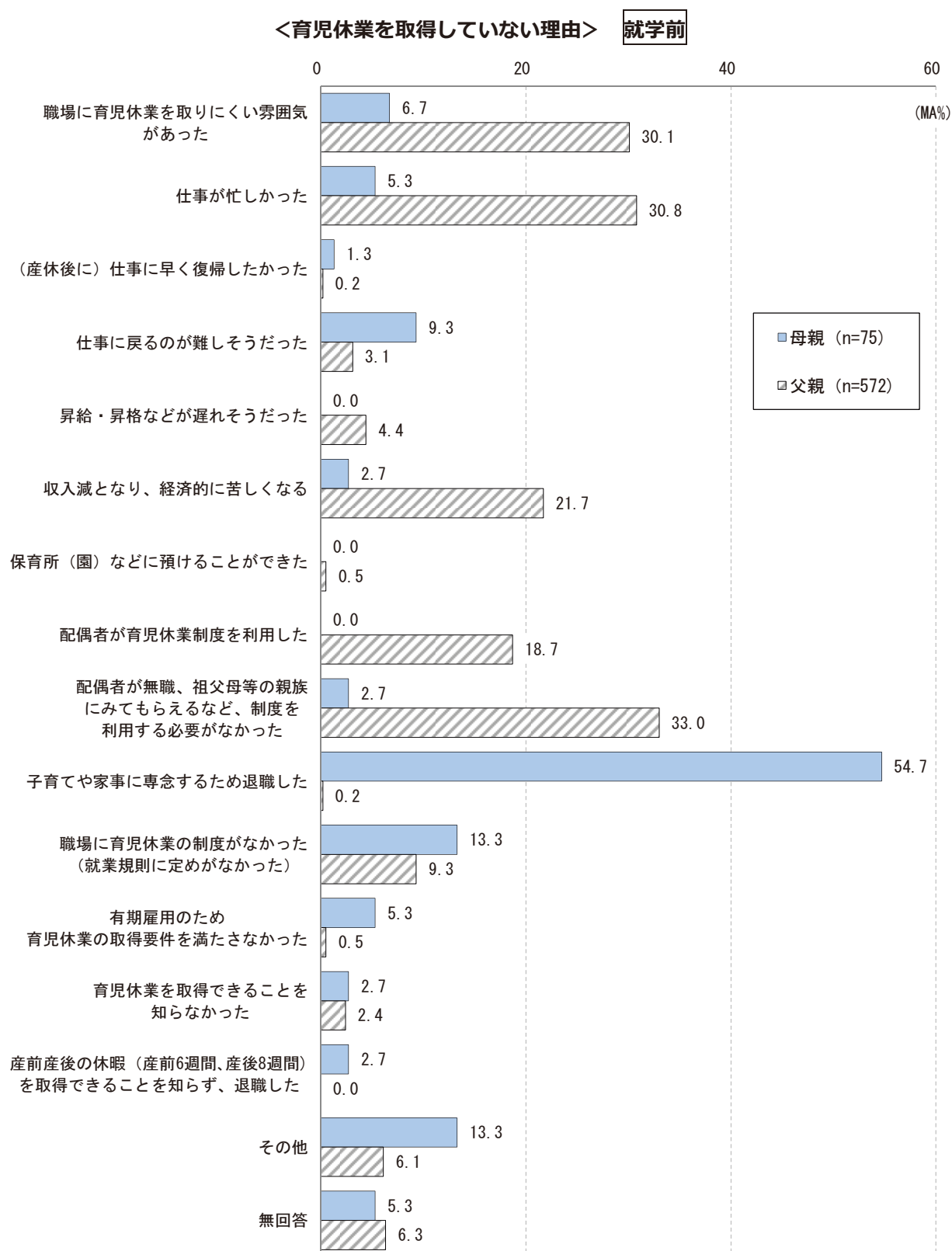


＜父親の育児休業取得状況＞

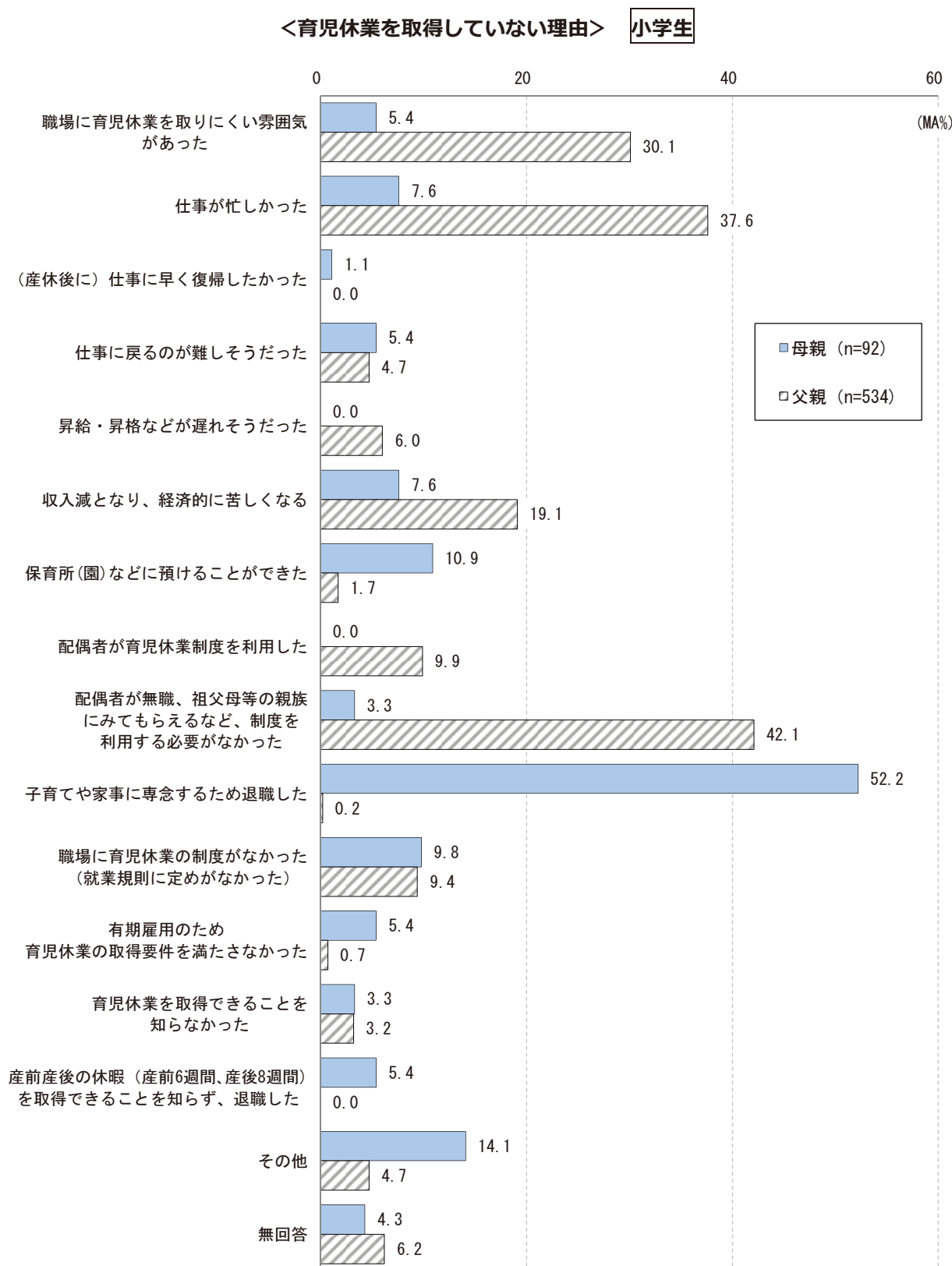


②育児休業を取得していない理由

就学前の保護者にたずねた育児休業を取得していない理由は、母親で「子育てや家事に専念するため退職した」が54.7%と最も高く、「職場に育児休業の制度がなかった」が13.3%、「仕事に戻るのが難しそうだった」が9.3%となっており、制度整備や職場復帰を促進する労働環境づくりが課題となります。父親の取得していない理由とは大きな違いがみられます。



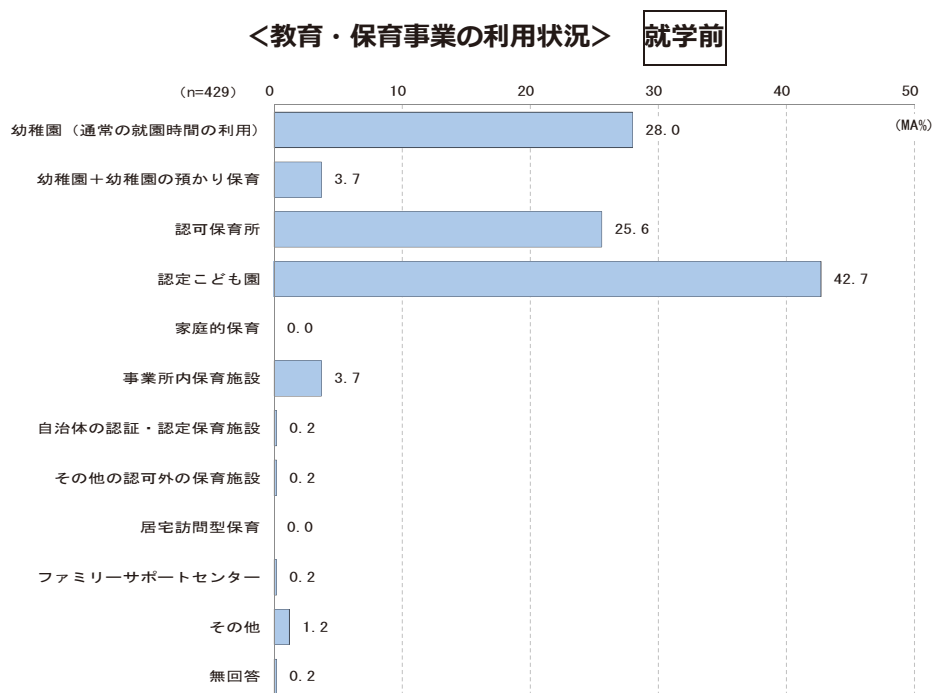
小学生の保護者にたずねた育児休業を取得していない理由は、母親で「子育てや家事に専念するため退職した」が52.2%と最も高く、「保育所（園）などに預けることができた」が10.9%、「職場に育児休業の制度がなかった」が9.8%などとなっています。



(4) 教育・保育事業の利用について

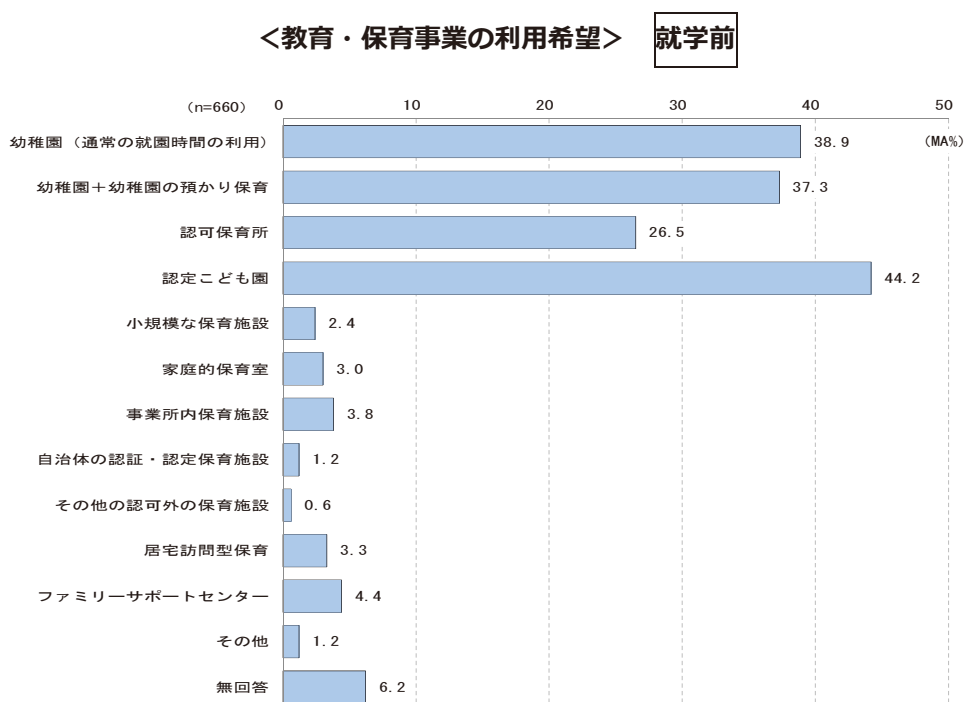
①利用している教育・保育事業

平日の定期的な教育・保育事業の利用者に、利用している事業をたずねたところ、「認定こども園」が42.7%と最も高く、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が28.0%、「認可保育所」が25.6%などとなっています。



②利用したい教育・保育事業

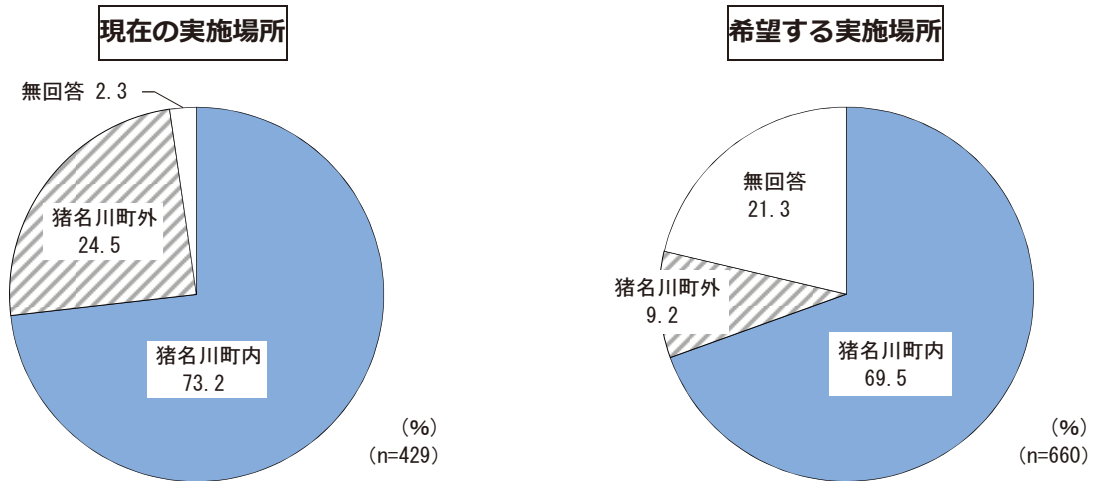
現在の利用状況に関わらず、平日の定期的な教育・保育事業についての利用希望をたずねたところ、「認定こども園」が44.2%と最も高く、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が38.9%、「幼稚園+幼稚園の預かり保育」が37.3%、「認可保育所」が26.5%などとなっています。



③教育・保育事業の実施場所

平日の定期的な教育・保育事業の利用者の現在の実施場所は、「猪名川町内」が73.2%、「猪名川町外」が24.5%となっています。希望する教育・保育事業の実施場所については、「猪名川町内」が69.5%、「猪名川町外」が9.2%となっています。

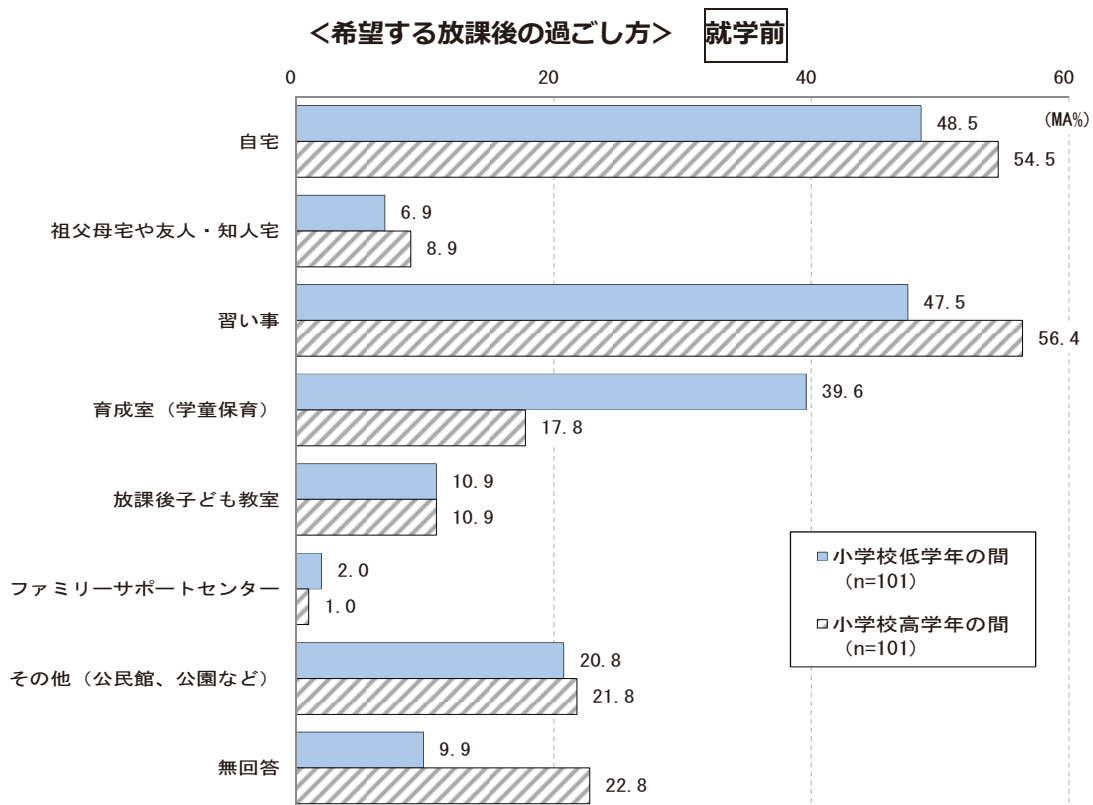
<就学前の教育・保育事業の実施場所>



(5) 放課後の過ごし方について

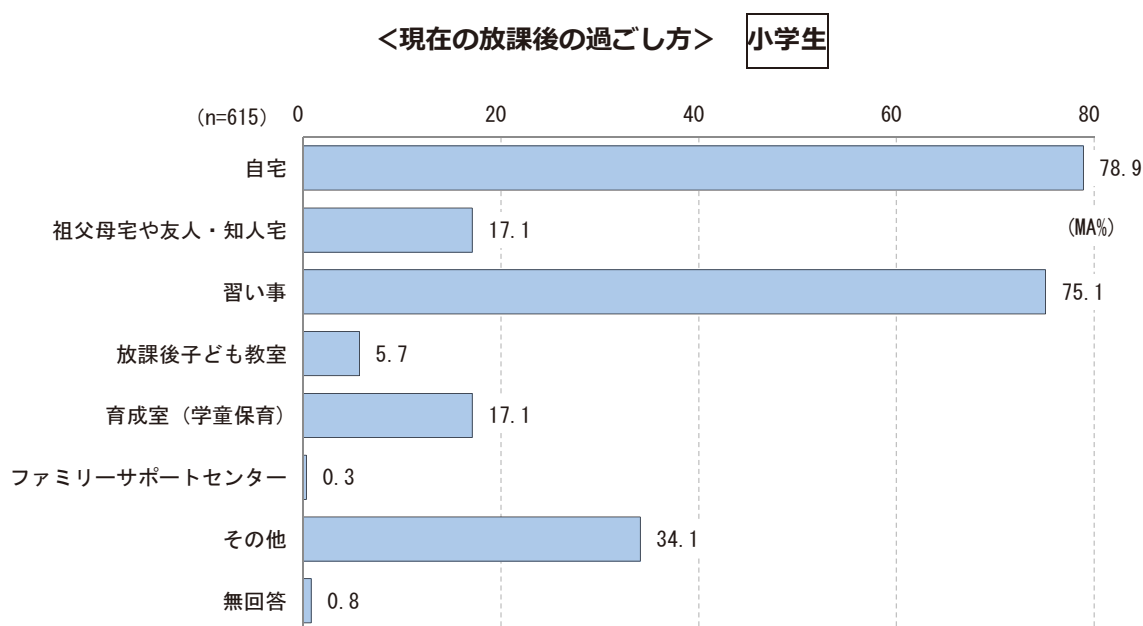
①小学校入学後の放課後の過ごし方

保護者にとって子どもが就学後、放課後に過ごさせたい場所は、小学校の低学年で「自宅」に次ぎ「習い事」、高学年で「習い事」に次ぎ「自宅」が高くなっています。続いて小学校低学年では「育成室」、小学校高学年では「その他（公民館、公園など）」が高くなっています。



②小学生の放課後の過ごし方

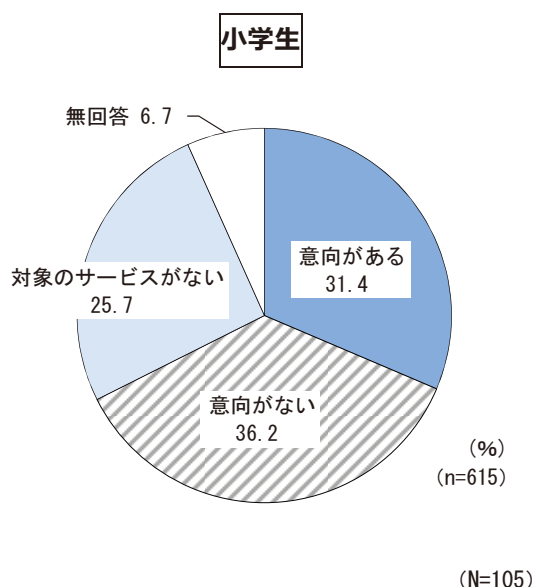
小学生の保護者に、子どもが放課後（平日の小学校終了後）に過ごしている場所をたずねたところ、「自宅」が78.9%、「習い事」が75.1%と高い割合となっています。



③放課後子ども教室の利用意向

育成室（学童保育）を利用中の方に、育成室（学童保育）と連携して行う『放課後子ども教室』の利用意向をたずねたところ、「意向がある」は31.4%に対し、「意向がない」は36.2%となっています。

<放課後子ども教室の利用意向>



(6) 子育て支援について

①子育て支援サービス等の満足度

子育て支援サービス等（18 項目）のうち、それぞれ利用したことがあると回答した項目について「満足」「やや満足」の合計ポイントでみた満足度の高い項目は、「⑰絵本などの読み聞かせ」で 98.0%、「⑩子育て支援情報誌等」で 96.6%、「⑪各保育所（園）・幼稚園・認定こども園による子育て相談」で 95.8%となっています。

一方、「やや不満」「不満」の合計ポイントでみた、比較的、不満度の高い項目は、『⑨家庭児童相談、母子相談』で 20.0%、『⑭公立保育所（園）の保育内容』で 17.6%、『⑯公立幼稚園の保育内容』で 17.2%となっています。しかしながら、これらの項目も『満足』の合計ポイントのほうが高く、8割を超えています。

<子育て支援サービス等の満足度> 就学前

		調査数 (人)	満足度 (%)			
			満足	やや満足	やや不満	不満
子育て支援センター	①地域などで実施している子育てサークル	238	58.4	34.0	6.8	0.8
	②子育て支援センターが実施する行事	298	55.0	39.9	4.4	0.7
	③つどいの広場	246	47.6	40.2	11.0	1.2
保健センター	④乳幼児健診	610	49.2	40.6	8.7	1.5
	⑤母親学級（両親学級）	164	51.8	40.9	6.7	0.6
	⑥健康相談、電話相談	152	49.3	40.8	6.6	3.3
	⑦新生児訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）	444	62.4	32.4	4.3	0.9
福祉課	⑧民生委員児童委員による相談・支援活動	28	32.1	53.6	10.7	3.6
こども課	⑨家庭児童相談、母子相談	35	34.3	45.7	5.7	14.3
	⑩子育て支援情報誌等	327	38.8	57.8	3.1	0.3
保育所（園）・幼稚園・認定こども園	⑪各保育所（園）・幼稚園・認定こども園による子育て相談	144	47.9	47.9	2.8	1.4
	⑫各保育所（園）・幼稚園・認定こども園による園庭開放	303	56.8	37.0	4.9	1.3
	⑬私立保育所（園）の保育内容	124	49.2	41.1	7.3	2.4
	⑭公立保育所（園）の保育内容	108	47.2	35.2	14.8	2.8
	⑮私立幼稚園・認定こども園の保育内容	227	52.8	38.8	7.5	0.9
	⑯公立幼稚園の保育内容	169	47.9	34.9	15.4	1.8
図書館	⑰絵本などの読み聞かせ	295	50.5	47.5	1.7	0.3
教育支援センター	⑱教育相談	34	38.2	50.0	5.9	5.9

子育て支援サービス等（18項目）のうち、それぞれ利用したことがあると回答した項目について、「満足」「やや満足」の合計ポイントでみた満足度の高い項目は、『⑰絵本などの読み聞かせ』で97.4%、『⑦新生児訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）』で96.8%、『⑫各保育所（園）・幼稚園・認定こども園による園庭開放』で95.7%となっています。

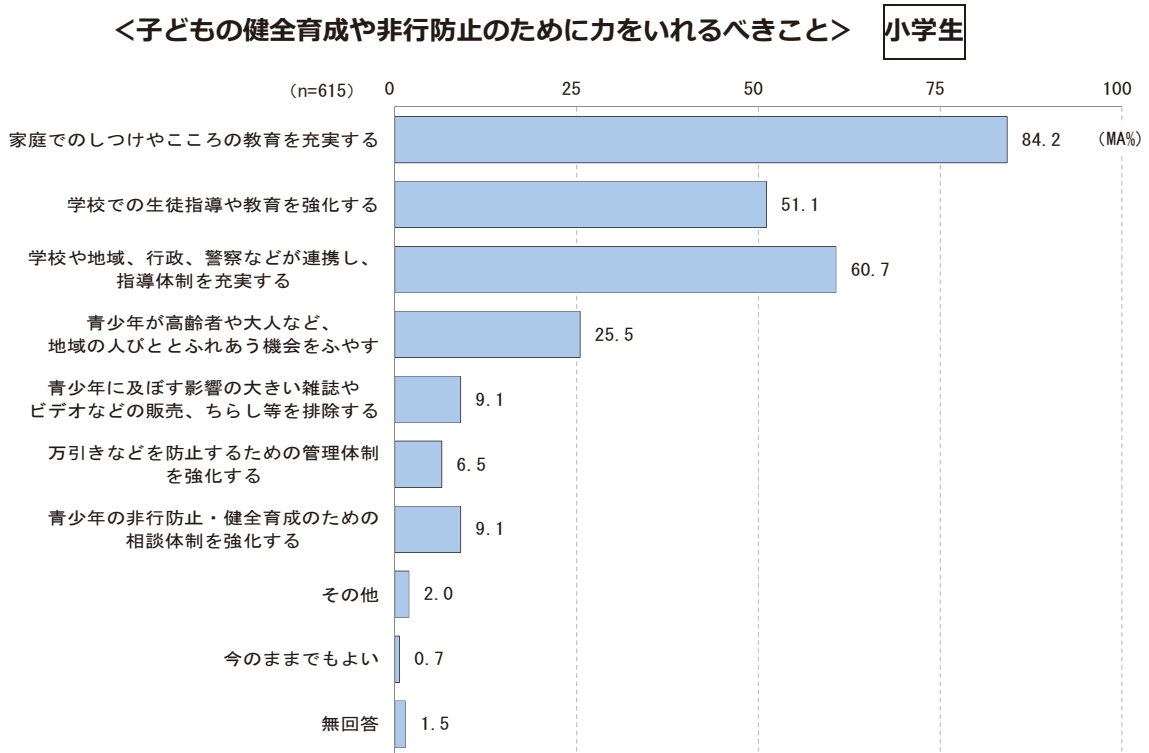
一方、「やや不満」「不満」の合計ポイントでみた、比較的、不満度の高い項目は、『⑱教育相談』で12.2%、『⑩公立幼稚園の保育内容』で11.9%、『⑭公立保育所（園）の保育内容』で11.2%となっています。しかしながら、これらの項目も『満足』の合計ポイントのほうが高く8割以上となっており、全般的に、利用者の満足度は高い傾向にあります。さらに不満度を低めるための対応が求められます。

＜子育て支援サービス等の満足度＞ 小学生

			(%)			
		調査数 (人)	満足	やや満足	やや不満	不満
子育て支援センター	①地域などで実施している子育てサークル	276	40.6	52.2	6.5	0.7
	②子育て支援センターが実施する行事	259	39.0	52.5	7.7	0.8
	③つどいの広場	175	38.3	50.9	9.1	1.7
保健センター	④乳幼児健診	539	54.5	40.1	4.8	0.6
	⑤母親学級（両親学級）	211	45.5	47.4	6.2	0.9
	⑥健康相談、電話相談	148	45.3	47.3	5.4	2.0
	⑦新生児訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）	312	59.9	36.9	2.2	1.0
福祉課	⑧民生委員児童委員による相談・支援活動	37	35.1	54.1	2.7	8.1
こども課	⑨家庭児童相談、母子相談	49	28.6	63.3	2.0	6.1
	⑩子育て支援情報誌等	249	30.9	61.5	6.8	0.8
保育所（園）・幼稚園・認定こども園	⑪各保育所（園）・幼稚園・認定こども園による子育て相談	132	47.0	45.4	7.6	0.0
	⑫各保育所（園）・幼稚園・認定こども園による園庭開放	323	49.2	46.5	3.7	0.6
	⑬私立保育所（園）の保育内容	153	59.5	34.0	5.9	0.6
	⑭公立保育所（園）の保育内容	116	47.4	41.4	9.5	1.7
	⑮私立幼稚園・認定こども園の保育内容	227	52.4	40.1	7.5	0.0
	⑯公立幼稚園の保育内容	219	42.4	45.7	9.6	2.3
図書館	⑰絵本などの読み聞かせ	313	46.6	50.8	2.6	0.0
教育支援センター	⑱教育相談	90	40.0	47.8	8.9	3.3

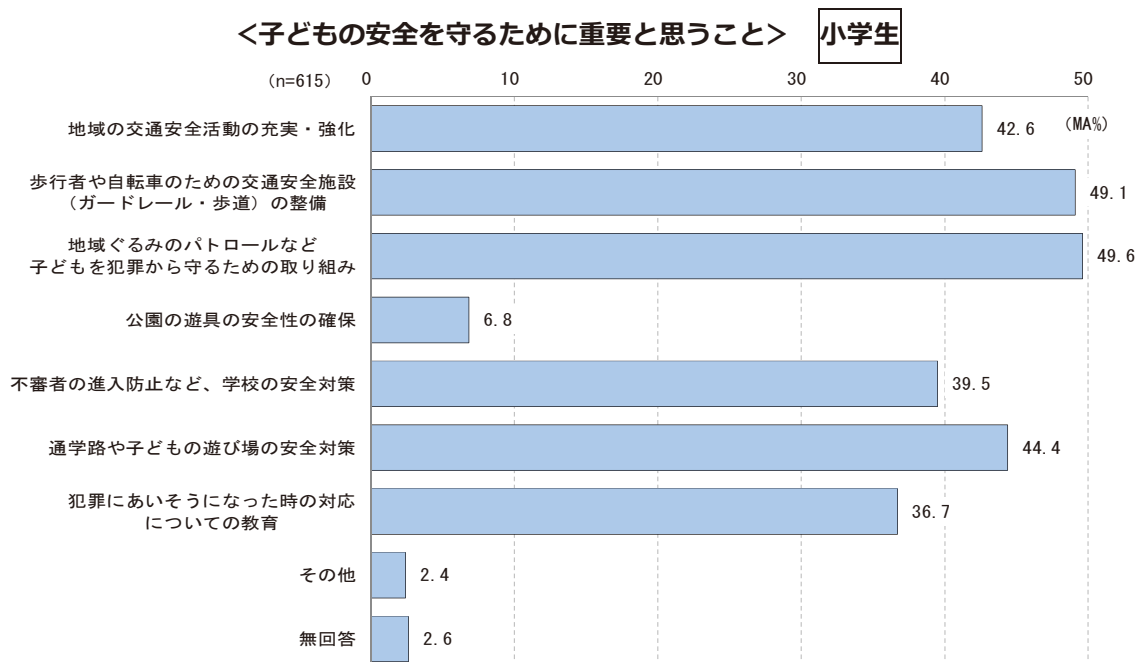
②子どもの健全育成について

子どもの健全育成や非行防止のために力をいれるべきこととしては、「家庭でのしつけやこころの教育を充実する」が84.2%と最も高く、「学校や地域、行政、警察などが連携し、指導体制を充実する」が60.7%、「学校での生徒指導や教育を強化する」が51.1%などとなっています。



③子どもの安全について

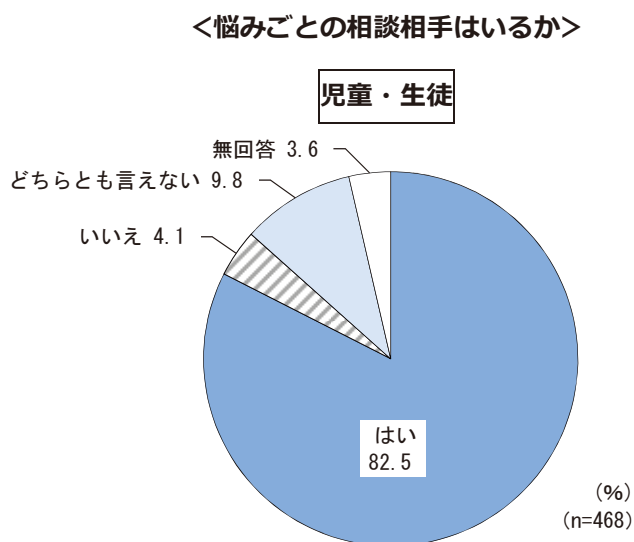
子どもの安全を守るために特に重要と思うこととしては、「地域ぐるみのパトロールなど子どもを犯罪から守るための取り組み」が49.6%、「歩行者や自転車のための交通安全施設（ガードレール・歩道）の整備」が49.1%、「通学路や子どもの遊び場の安全対策」が44.4%、「地域の交通安全活動の充実・強化」が42.6%などとなっています。



(7) 児童・生徒の状況

① 悩みごとの相談相手

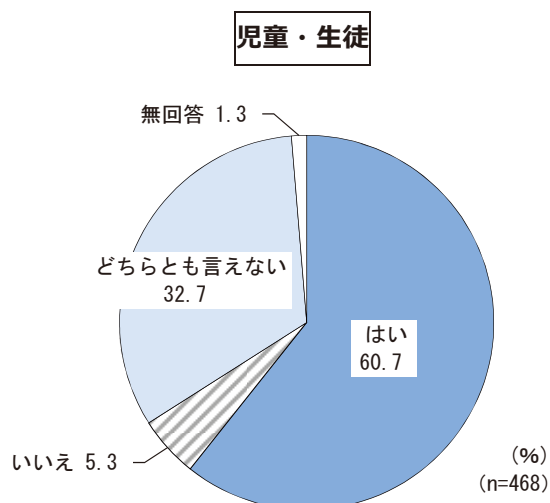
小学生・中学生本人にたずねた、自分の悩んでいることを相談できる相手がいるかについては、「はい」（相談相手がいる）の割合は82.5%を占めており、「いいえ」は4.1%となっています。



② いじめに対する声かけの可否

友だちがいじめられていたら、声をかけてあげることができるかについて、「はい」の割合は60.7%、「どちらとも言えない」が32.7%、「いいえ」は5.3%にとどまっています。

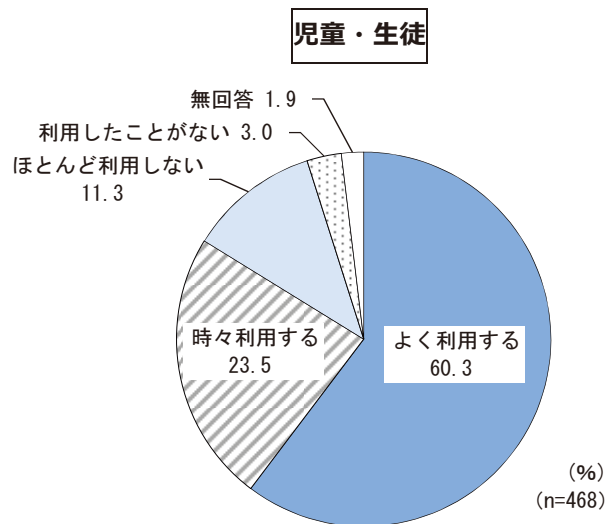
〈友だちがいじめられている際、声かけできるか〉



③インターネットの利用状況

携帯電話（スマートフォン）、タブレット端末、パソコンでインターネットを利用しているかについては、「よく利用する」が60.3%、「時々利用する」が23.5%となっており、これらを合計したインターネットを利用するという割合は8割台（83.8%）となっています。

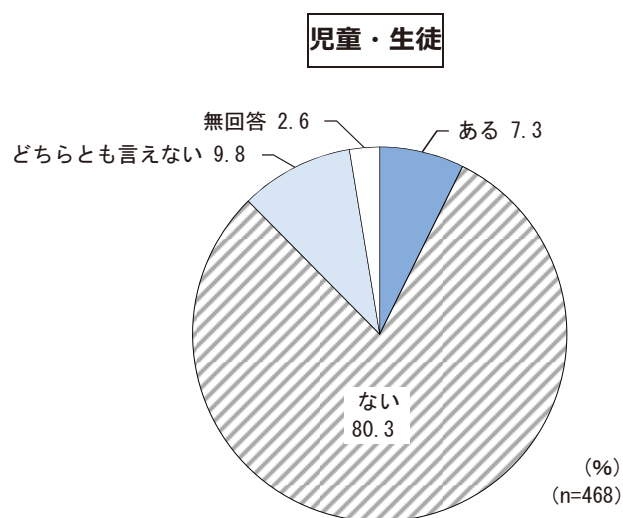
<インターネットの利用頻度>



④インターネット利用による問題

インターネットを利用した友だちなどとのコミュニケーションにおいて、いやな気持ちになったことがあるかたずねたところ、「ない」が8割を占める一方で、「ある」という回答が少なからずみられ、7.3%となっています。

<インターネット利用による嫌な経験の有無>

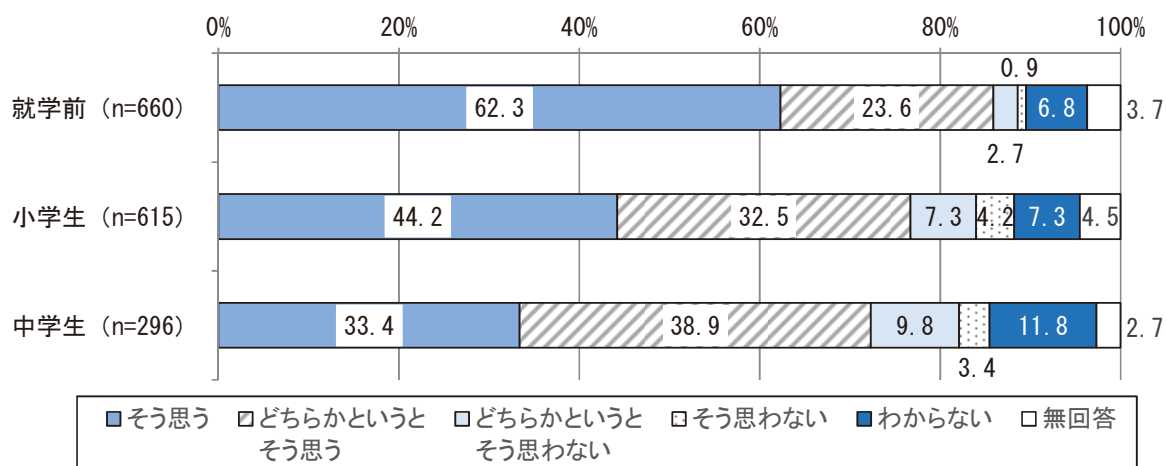


(8) 猪名川町での成長・定住について

①町での成長意向

これからも子どもが猪名川町で育ってほしいと思うかについて、「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計ポイントでみると、就学前の保護者は85.9%、小学生の保護者は76.7%、中学生の保護者は72.3%となっています。年代が上がるにつれ肯定派が少なくなる傾向がうかがえ、子育て・子育てのまちとしての強力な促進策が求められています。

＜今後もお子さんに猪名川町で育ってほしいと思うか＞

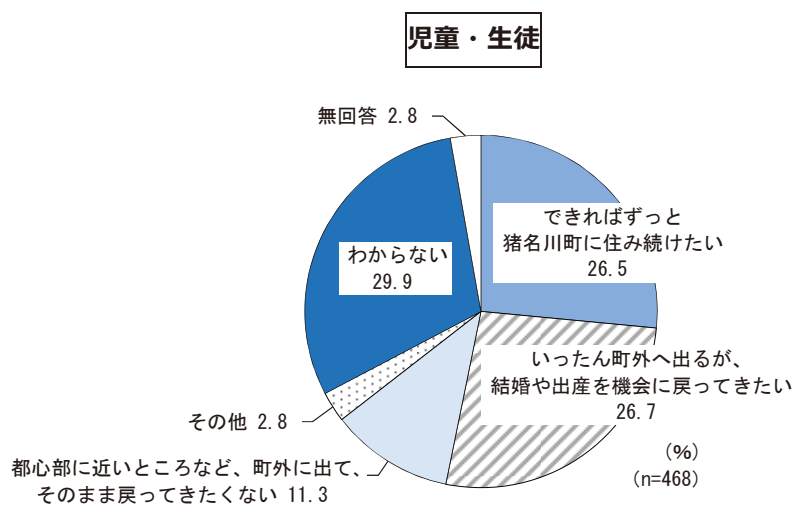


②児童・生徒の定住意向

これからも猪名川町に住みたいと思うかについては、「できればずっと猪名川町に住み続けたい」が26.5%、「いったん町外へ出るが、結婚や出産を機会に戻ってきたい」が26.7%となっており、合わせると、猪名川町に住みたいと思う割合が半数以上（53.2%）を占めています。

一方で、「都心部に近いところなど、町外に出て、そのまま戻ってきたくない」は11.3%となっています。

＜今後の居留意向＞



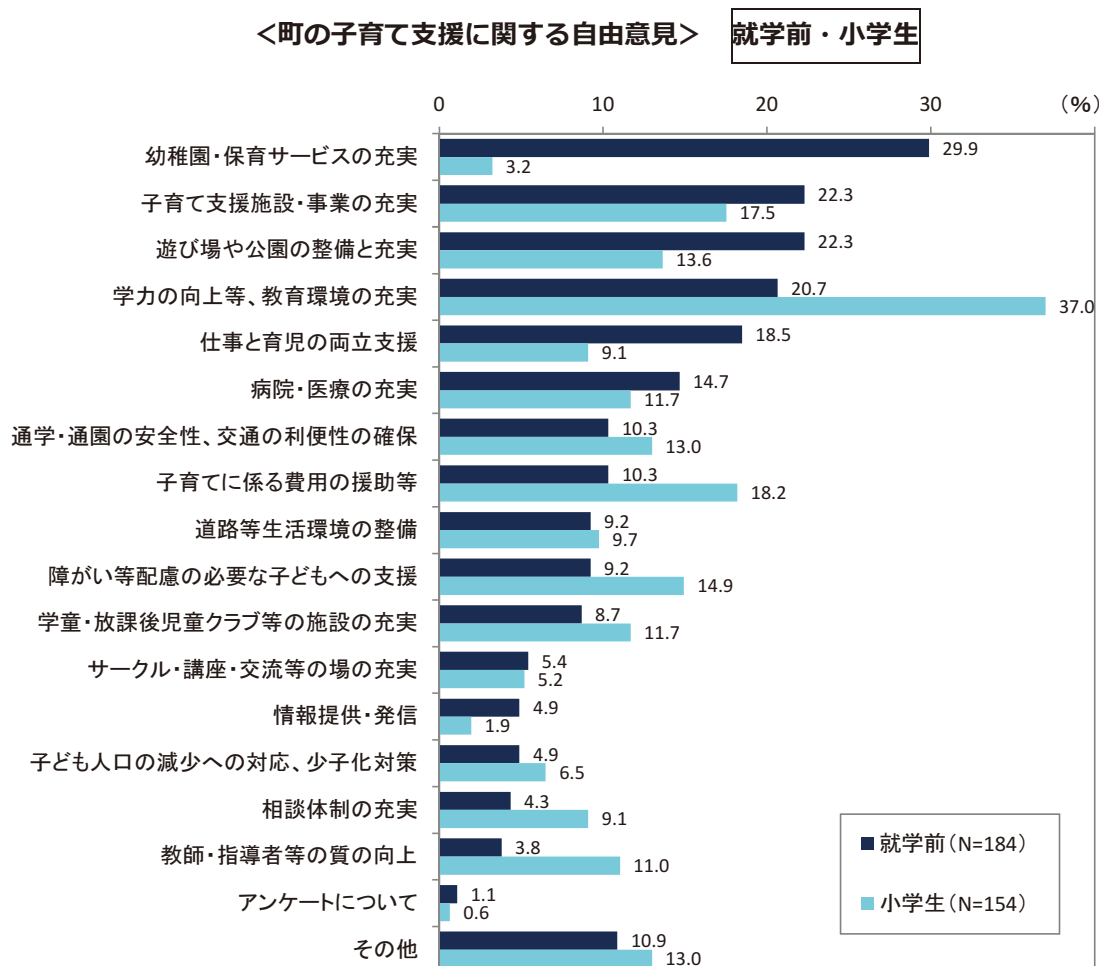
(9) 自由回答結果

①猪名川町の子育て支援について

就学前及び小学生の保護者に、猪名川町の子育て支援に関すること、子育て環境や教育・保育環境の充実、子どもの発達・障がいなどにかかる支援などに関して、具体的なご意見をたずねたところ、就学前で 184 件、小学生で 154 件の回答を得ました。

これらの自由回答についての分類結果は、以下のグラフのとおりです。就学前では、「幼稚園・保育サービスの充実」29.9%、「子育て支援施設・事業の充実」22.3%、「遊び場や公園の整備と充実」22.3%、「学力の向上等、教育環境の充実」20.7%が上位となっています。小学生では、「学力の向上等、教育環境の充実」37.0%、「子育てに係る費用の援助等」18.2%、「子育て支援施設・事業の充実」17.5%、「障がい等配慮の必要な子どもへの支援」14.9%の順に上位となっています。

「幼稚園・保育サービスの充実」に関する回答では、育成室における時間延長や長期休暇中の対応、病児・病後児保育の充実などがみられました。「学力の向上等、教育環境の充実」に関しては、クーラー整備など学力集中できる環境を望む、中学の再編計画に期待するといった回答が寄せられました。

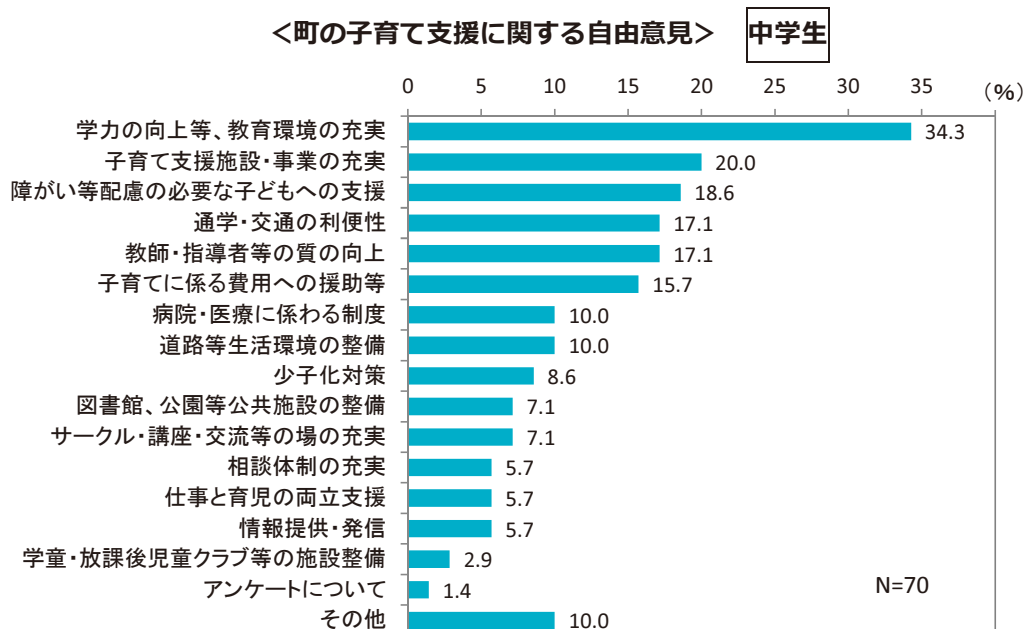


※集計については1件の回答につき、複数カテゴリーでカウントしたのも有り。次頁も同様。

中学生の保護者に、猪名川町の子育て支援に関すること、子育て環境や教育・保育環境の充実、子どもの発達・障がいなどにかかる支援などに関して、具体的なご意見をたずねたところ、70 件の回答を得ました。これらの自由回答についての分類結果は、次頁のグラフのとおりです。「学力の向上

等、「教育環境の充実」34.3%、「子育て支援施設・事業の充実」20.0%、「障がい等配慮の必要な子どもへの支援」18.6%、「通学・交通の利便性」17.1%等が上位となっています。

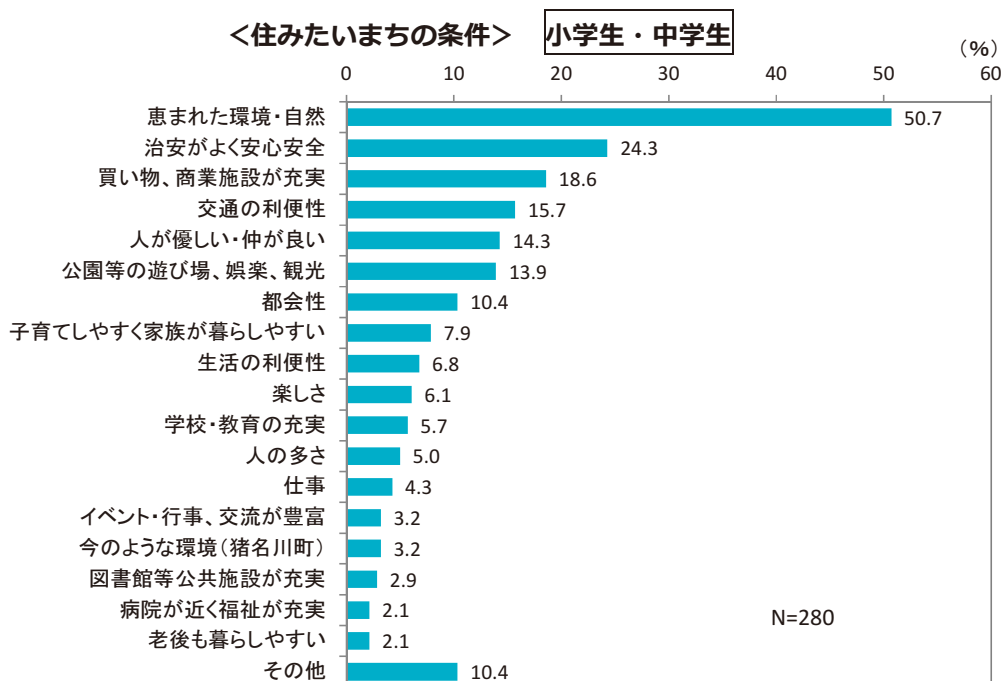
「学力の向上等、教育環境の充実」では、地元高校の学力向上、自習学習できる公共の場づくり等の回答があり、「子育て支援施設・事業の充実」では、遊び場・相談の場についての小学校の活用、子育て支援に関する情報発信の充実といった回答がありました。



②今後、住みたいまちについて

小学生・中学生ご本人に、これから住みたいまちは、どんな環境や暮らしができるところかたずねたところ、「恵まれた環境・自然」が50.7%と最も求められており、「治安がよく安心安全」24.3%、「買い物、商業施設が充実」18.6%などとなっています。

「恵まれた環境・自然」では川や山などの自然がたくさんあるところ、自然豊かで環境によりリサイクル活動をしているところ等がみられ、「治安がよく安心安全」では、安心・安全に暮らせる、事故のないところ等の回答がありました。



3. 事業者意識調査・ヒアリング調査の概要

(1) 実施概要

①事業者意識調査

調査対象	幼稚園、認定こども園、認可保育所、認可外保育施設、子育て支援拠点、その他
調査方法	調査票の郵送配布・回収
調査期間	令和元年10月

②教育・保育施設等利用保護者グループヒアリング

調査対象	各施設（幼稚園、認定こども園、保育所、子育て支援センター、その他）等を利用する子どもの保護者
調査方法	集団面接調査（グループインタビュー）
調査期間	令和元年10月

③関係団体・機関グループヒアリング

調査対象	障がいのある子どもの保護者団体等、児童養護施設
調査方法	面談調査（個別インタビュー）
調査期間	令和元年10月

(2) 結果概要

主な結果について、以下のとおり列記します。

①事業者意識調査の結果概要

<教育・保育に関する特徴的な取り組みやアピールポイント、特徴等>

- ・ 毎日時間を設定し、体幹づくりにつながる運動を行なっている
- ・ 自然に囲まれた恵まれた環境を最大限に活用し、おたまじゃくしすくいや、栗ひろい等、体験的な活動の機会を多くしている
- ・ 高齢者福祉施設との併設園で、お年寄りから子どもたちへ古き良きものが伝わり子どもたちは知恵を授かると同時に思いやりを身につける
- ・ アレルギー児への対応（全職員がアレルギー児の情報を共有し、誤食誤飲した場合のためのマニュアル作成し「エピペン使用や救急法について」消防士から研修を受けている。）
- ・ 都会の保育園にない自然環境の中で四季を感じられる環境
- ・ ネイティブの先生と毎日英語で遊んでいる

<事業所の課題や問題点と取り組みや今後の方策>

- ・（課題）担任をしながら園全体に関わる運営業務（事務、会計、経理など）を行っている
（対策）正規職員の採用を増員する方策をとっていただきたい
- ・（課題）園児数の減少
（対策）保育内容の充実、子育て支援活動の充実、異校種連携の充実、発展

- ・(課題) 発達段階で気になる子どもがいるが、自治体の保健センター等との情報共有ができず、対応がしにくい
(対策) 保護者との面談の場を設け、保護者からの情報を得る
- ・(課題) 人手が足りず公園等の外出が難しい時がある
(対策) 来年度から常勤の保育士をもう一人雇用する方向で検討中

<支援が必要なお子さんの状況とその対応>

■発達障がいのある幼児

- ・家族や専門機関と連携をはかり、より良い支援について考え実践する
- ・小学校と連携をはかり、スムーズな移行支援に努める

■発達障がいの疑いある児童

- ・3才を過ぎてても言葉がまだ出ない。発達障がいを疑う行動もあるが、診断はされていない
→入所して間がないので様子を見ているが、まずは信頼関係を築き、面談の機会を持つ

■経済的な問題のある家庭

- ・保護者の費用滞納が6か月以上となり、園の運営に関する諸事情が発生していた
→卒園後も併せて長期的な分割払いを提案

<子育て支援に関して、「こうすれば良くなる」といったアイデア、ご意見等>

- ・保育(教育)の質を維持、向上させるためには安心して働ける場所で力を発揮できる人材が必要不可欠
- ・保育所とクリニック、発達障がい児が通うデイサービスの併設
- ・質の向上のため、保育士への研修を町として充実してほしい
- ・子どもの発達に不安をもつ保護者が多いが、相談窓口がわかりにくい、相談からの支援について診断、療育など時間がかかりすぎるといふ声もあり、医療と専門機関の連携がスムーズにはかればよいと思う

<自由意見(子育て支援全般に関するご意見やご要望、貴事業所の将来的な展望等)>

- ・預かり保育のニーズが高く、必要性を感じる家庭もあるので、町内全施設での実施が望まれる
- ・公立幼稚園の3年保育、預かり保育の実施

②教育・保育施設等利用保護者グループヒアリングの結果概要

◆保育・教育施設等の利用者等

<地域の交流活動>

- ・こどもまつり(模擬店、ゲームなど)
- ・老人ホームの方との交流(散歩、体操、運動会など)
- ・自然に触れた活動(ヨモギ摘み、オタマジャクシ・ザリガニ釣りなど)
- ・幼稚園・保育園の年間行事(バザー、お芋掘り、運動会、生活発表会、お餅つきなど)
- ・パトロール隊(見守り活動)などの地域の見守り
- ・PTAで朝のあいさつ運動や交通見守り
- ・いながわまつりへの出店

<課題>

- ・子育て支援の講座が平日の昼間に開催されている
- ・子どもが室内で遊ぶ場所がない
- ・ファミリーサポートセンター事業の認知度が低い
- ・公立幼稚園の3年保育、預かり保育の希望
- ・公園がメンテナンスされておらず危険
- ・夏休み等長期休暇中の学童保育希望
- ・子どもの興味や関心が広がる寺子屋の様な場所がほしい
- ・公民館の使用料が有料で気軽に使用できる空き部屋がない

<猪名川町に期待すること>

- ・図書館など小学校の子どもたちが勉強できる場所がほしい
- ・イナホールの体育館の施設の開放希望
- ・公立幼稚園の存続
- ・ファミリーサポートセンターの周知
- ・子育て支援センター移転・拡充計画について、子育てをしている方の意見を聞く、話し合いの場を設けてから建設を開始してほしい

③関係団体・機関グループヒアリングの結果概要

◆障がいのある子どもの保護者団体等

<活動内容>

- ・任意団体として活動をしている。定例会は月1回
- ・当事者・保護者が勉強をしたり、知的障がいについて地域に啓発をしたりしている
- ・それぞれの趣味で活動されている方が、音楽に関する発表会を開催
- ・「できない」とか「障がいがある」ということでなく、「チャレンジド」という言葉を使って、チャレンジ同好会を開催している
- ・知的障がい者疑似体験啓発グループ「いなキャラ」で知的障がいの啓発活動をお手伝いしている
- ・講習会等により、知的障がいの人の思いを知ってもらったり、身体の不自由さや物の見え方を知ってもらったりすることにより「気づき」を得ていただくことで、理解促進となる
- ・県の障がい児職業体験事業「キッザニア」は楽しい経験となった
- ・本人の余暇活動を支援

<課題>

- ・若い世代の会員が少ない。会員の高齢化が進んでいる
- ・近頃は保護者も就労している方が多いため、仕事中は会の活動に参加できない
- ・会員の増加に向けた会員獲得、会の運営マネジメント、活動面での困りごと
- ・保護者がほっとできる時間、リフレッシュの時間が必要
- ・健診時などで周りの子どもとの成長を比べてしまうため、孤独・孤立感を感じる

<連携>

- ・福祉サービス事業所との連携。放課後等デイサービスを利用
- ・国際交流事業、エイブルアートに出展
- ・阪神間で研修会、県の大会等に参加

<今後の展開・方向性>

- ・「出前講座」的な当事者についての体験会の実施などによる啓発活動
- ・「啓発に関する講座」等の行政や事業所等への研修プログラムへの組み込み
- ・地域との関わり合いを深めるための活動を模索していく
- ・子育て支援センター等において、障がいを持つ子どもの世帯の交流会等

◆児童養護施設

<課題や問題点>

- ・支援が必要な子どもが増加している
- ・緊急のケースに応えられる環境が整っていない

<困難なケース>

- ・親と連絡が取れなくなった
- ・子どもが帰る環境がない(新しい家庭を作っているなど)

<今後の取組み>

- ・職員の定着化(新卒採用、中途採用)

<猪名川町の子育て支援・サービスについて>

- ・児童養護施設について知ってもらう
- ・言語訓練、発達障がい、グレーゾーン、外国籍の子どもたちに向けた支援の充実(発達障がいや療育支援等の一般家庭なら受けることができるサービスを児童養護施設の子どもでも受けることができるように検討会実施など)

第7節 子育て支援サービスの現状と推移

1. 教育・保育関係等各施設の現状

令和元年10月1日時点 町内在住児童(単位:人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
児童数 (年齢基準は4月1日時点の年齢)	133	181	200	226	266	240	1,246
教育・保育施設等利用児童数	24	54	87	181	261	238	845
在家庭等児童数	109	127	113	45	5	2	401

【町内】

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
認定 こども 園	YMCAしろがねこども園	1号			21	37	28	86	
		2・3号	6	16	22	25	24	15	108
	YMCA松尾台こども園	1号				6	11	3	20
		2・3号	2	8	13	10	8	10	51
	小計	8	24	35	62	80	56	265	
保育 所	猪名川保育園	2・3号	6	12	18	15	25	25	101
	星児園 七夕	2・3号	6	11	18	20	17	17	89
	小計		12	23	36	35	42	42	190
公立 幼稚園	猪名川幼稚園	1号				38	41	79	
	松尾台幼稚園	1号				10	12	22	
	六瀬幼稚園	1号				10	6	16	
	つつじが丘幼稚園	1号				15	16	31	
	小計		0	0	0	0	73	75	148
	合計		20	47	71	97	195	173	603

【町外】

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
認定 こども 園	エンゼルキッズ清和台(川西) (新清和台幼稚園)	1号			1		1	2	
		2・3号			1	1	1	3	
	清和台めぐみ幼稚園 (川西)	1号				9	3	12	24
		2・3号		1	1		1		3
	美山こども園 (川西)	1号				28	24	15	67
		2・3号	2	2	4	10	11	8	37
	向陽台あすのこども園(川西)	3号			1				1
	山下教会めぐみ園(川西)	1号					1		1
みどり丘幼稚園(能勢)	1号			3	10	7	11	31	
小計		2	3	9	59	48	48	169	
保育 所	他市保育所(町外)	3号			1	1		2	
	小計		0	0	1	1	0	0	2
私立 幼稚園	新清和台幼稚園	新1・2号			10	6	10	26	
	平野幼稚園(川西)	新1・2号			3	3	3	9	
	藤ヶ丘幼稚園(川西)	新1・2号			2	1		3	
	緑台幼稚園(川西)	新1・2号			1			1	
	雲雀丘学園幼稚園(川西)	新1・2号			1			1	
	小計		0	0	0	17	10	13	40
	合計		2	3	10	77	58	61	211

【その他】

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
認可外保育施設等	新2・3号				1	7	2	10
企業主導型保育施設		2	1	4	1	1	1	10
障がい児通園施設 ※()は他施設併用		0	3	2	7(2)	5(5)	7(6)	24(13)

2. 子育て支援の事業実施状況

第一期計画期間において、新規・拡充を行った主な子育て支援事業

No.	事業名	内容	区分	実績 (H30 年度)
1	乳幼児等医療費助成制度	子育て世代が安心して子育てできるよう、0歳児から小学校3年生までの乳幼児等を対象に、医療費を助成しています。 ※平成28年7月から完全無料化	受給者数	2,353名
2	こども医療費助成制度	子育て世代が安心して子育てできるよう、小学校4年生から中学校3年生までのこどもを対象に、医療費を助成しています。 ※平成28年7月から完全無料化	受給者数	2,169名
3	多子誕生祝い金	子どもの健やかな成長を願うとともに、急速な少子化傾向の抑制の一助となることを期待して、第3子以降を出生されたご家族に、5万円の出産祝い金を贈ります。 あわせて、道の駅いながわの商品券2万円分をお渡しし、町内産のお米や野菜などをご購入いただき地産地消を促進するとともに、子どもたちの豊かな食生活を応援します。 ※平成26年度から実施	受給者数	35名
			出生者数	126名
4	お誕生メモリアルフォト	赤ちゃんの誕生をお祝いして、誕生記念品として誕生日から1年間有効の記念写真撮影券を贈り、次代を担う子どもの誕生をご家族とともに心から祝福します。 ※平成28年度から実施 ※請求（支払）枚数は、前年に交付したものを含む当該年度の利用にかかる請求（支払）枚数	撮影券交付枚数	124枚
5	子育て支援ホームヘルパー派遣事業	出産後間もない時期の家庭の育児に関する保護者の不安や負担感を緩和し、育児困難家庭の諸問題を解決するため、家事の援助等の訪問支援を行います。 (出産退院後6カ月以内で20回まで) ※平成18年度から実施。平成29年度より制度を拡充	件数	7件
			利用延べ回数	67回
6	いなっ子絵本配布事業	絵本を介して赤ちゃんと保護者がお互いのぬくもりを感じながら、心ふれあうひとときを過ごすきっかけをつくること、また、子育て支援センターを知っていただくことを目的として、乳児を対象に絵本の配布を行っています。 保健センターで実施する3・4カ月健診時に引換券を配布し、子育て支援センターで絵本と引き換えています。 ※平成26年度から実施	引換券配布人数	156名
			配布人数	116名

No.	事業名	内容	区分	実績 (H30 年度)
7	出産サポート タクシー事業	タクシー事業者協力のもと、事前に登録している出産を控えた妊婦を優先的に出産予定の医療機関へ送り届け、出産間近な妊婦が出産までの日を安心して過ごせるように支援いたします。 ※令和元年7月から実施	登録者数	22 件 令和元年9月現在
8	子育てアプリ 「すくすくいなっ子」	保護者がスマートフォンなどで、妊娠中の健康記録や、予防接種のスケジュール管理、子どもの成長記録などを一括管理することができる「電子母子手帳」です。また、この「電子母子手帳」のシステムを利用して、町が実施するイベントなどの子育て情報を、各年齢・地域別に登録者に提供するなど、より細やかな情報発信を行います。 ※令和元年7月から実施	登録者数	496 件 令和元年9月現在
9	赤ちゃんの駅	乳幼児がいる保護者が安心して外出を楽しめるよう、気軽に立ち寄り授乳やおむつ交換ができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録します。また、町内で開催されるイベントに移動式赤ちゃんの駅（テント）を貸出すなど、子育て世代の外出支援を進めています。 【赤ちゃんの駅（授乳室）設置状況】 ・平成28年度 中央公民館に設置 ・平成29年度 役場本庁舎、文化体育館に設置	登録施設数	35 施設
			貸出団体数	5 件
10	キッズコーナ ー	乳幼児とその保護者がよく利用される施設に、子どもが自由に遊べるスペース「キッズコーナー」を設け、保護者がスムーズに手続等を行えるよう支援します。 【設置状況】 ・平成26年度 役場本庁舎 ・平成27年度 スポーツセンター、文化体育館 ・平成28年度 六瀬総合センター ・平成29年度 B & G 海洋センター	設置施設数	5 施設 令和元年9月現在
11	キッズフェス ティバル	5月の児童福祉月間において、子どもの健やかな成長を願い、文化体育館で幼児を対象としたキッズフェスティバルを開催します。人形劇など、就学前の幼児が楽しめるイベントのほか、子育て支援施策のPRなどを行います。 ※平成28年度から実施	入場者数	約480名 (うち、未就学児200名)
12	留守家庭児童 育成室	保護者の就労などにより放課後に家庭で保育を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を与えることにより、児童の健全育成を図ります。 ※平成29年度から全学年対象（平成28年度は小学5年生まで対象）	猪名川	32名
			楊津(大島)	25名
			松尾台	72名
			白金	69名
			つつじが丘	82名
			合計	280名
			土曜日利用者	8名

No.	事業名	内容	区分	実績 (H30年度)
13	病児保育	乳幼児及び児童が病気または病気の回復期にあって、保育所などでの集団生活が困難な場合、保育所などにかわって、その子どもを一時的に病児保育室で預かることにより、保護者の就労支援を行います。 ※平成 28 年 7 月から実施	登録者数 (累計)	262 名
			延べ利用者数	84 名
14	縁結び事業	少子化対策の一環として、婚活イベントを実施し、結婚を望む男女の出会いをサポート。イベントを通じて成婚に至り猪名川町に住む夫婦には、祝い金として5万円を贈ります。 また、兵庫県の出会いサポートセンターと連携し、婚活イベントの情報を配信します。平成 29 年度から、はばタン会員専用閲覧窓口を開設し、猪名川町役場でもお見合い相手の検索が可能になりました。 【縁結びイベント】 平成 27 年度から実施 【成婚カップル】 平成 30 年 1 月成婚 1 組 平成 30 年 11 月成婚 1 組	縁結びイベント 実施回数	3 回
			縁結びイベント 参加者数	151 名
			縁結びイベント カップリング数	11 組
15	妊婦健康診査費助成制度	妊婦健康診査費の助成額 14 回分 合計 112,000 円を助成しています。 ※平成 27 年 4 月から増額	助成券利用者数	171 名
			償還制度利用者数	延 66 名
16	検診時の託児事業	育児中の保護者が検診を受けやすくできるように検診時の託児を実施しています。 婦人科検診での託児事業 ※平成 27 年 10 月から実施 がん検診での託児事業 ※平成 30 年 4 月から実施	託児利用者	95 名
			託児数	99 名
17	5 歳児発達相談事業	幼稚園年中児相当の子どもへの保護者に対しアンケートを行い、小集団での子どもの対人関係等の課題や保護者の困り感を把握します。希望者に対し専門職による相談を行うことで、子育ての困難感の軽減や就学前の子どもの保育環境整備を図ります。 ※令和元年度から実施	アンケート 返送率	81.9% 令和元年度実施分
18	妊娠・出産包括支援事業	妊産婦の不安や負担軽減のため妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う事業として、産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施しています。 ※令和元年 7 月から実施	産前・産後サポート事業利用者数	19 名 24 回 令和元年 9 月現在
			産後ケア利用者数	7 名 27 回 令和元年 9 月現在
19	子育て世代包括支援センター事業	子育て世代包括支援センターとして、保健センターと子育て支援センターが連携し、子育て支援体制の強化 ※平成 29 年 4 月から実施	—	—

3. 教育・保育施設等の状況

認定こども園2園については、0～2歳児の入園者数は高い利用率であるが、3～5歳児の全体の利用人数は減少傾向である。保育所2園の毎年度の入園者数は定員を超えて受け入れをしている一方、公立幼稚園4園の在籍率は大幅な減少傾向にある。

また、町外の子どもが猪名川町の教育・保育施設*に入所している割合は、認定こども園で48.0%、保育所で4.9%であり、委託人数より受託人数の方が多い傾向にある。

町全体として、少子化が進み、児童数が減少している中、共働き等による保育ニーズが高まっている状況である。保育ニーズに対する需給のバランスについては、町内の施設を利用している割合が9割近くあり、委託・受託の人数を差引しても、概ね町内において保育に対する環境整備ができてきている状況であると考えられる。

①認定こども園 私立2園(YMCA松尾台こども園、YMCAしろがねこども園) (0～5歳児)

項目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施か所数	か所	2	2	2	2	2
認可定員数	人	620	620	630	630	630
利用定員数	人	-	556	586	590	564
入園者数	人	552	557	576	557	520
	0歳	15	12	9	12	12
	1歳	41	31	32	29	34
	2歳	33	42	38	39	34
	3歳	147	164	161	138	134
	4歳	148	160	174	163	147
	5歳	168	148	162	176	159
在籍率(認可定員)	%	89.0	89.8	91.4	88.4	82.5
在籍率(利用定員)	%	-	100.1	98.2	94.4	92.2

*認定こども園2園については、各年の申込人数に応じて、利用定員を調整

②保育所 公立1園(猪名川保育所)、私立1園(星児園七夕) (0～5歳児)

項目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施か所数	か所	2	2	2	2	2
定員数	人	180	180	180	180	180
入園者数	人	210	211	204	204	204
	0歳	9	15	11	12	12
	1歳	28	24	28	29	30
	2歳	29	32	31	36	32
	3歳	55	38	39	38	42
	4歳	44	55	41	43	43
	5歳	45	47	54	46	45
在籍率	%	116.7	117.2	113.3	113.3	113.3

*保育所2園については、定員弾力化による定員の120%までの範囲内で超過受入

③幼稚園 公立4園(猪名川幼稚園、六瀬幼稚園、松尾台幼稚園、つつじ丘幼稚園) (4・5歳児)

項目		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施か所数	か所	4	4	4	4	4
定員数	人	390	390	390	390	390
入園者数	人	214	214	200	162	147
	4歳 人	102	108	81	78	66
	5歳 人	112	106	119	84	81
在籍率	%	54.8	54.8	51.2	41.5	37.6

④認定こども園の町内外の入園状況 (教育・保育認定子ども) (令和元年12月現在)

認定こども園	入園児童数				町外の認定こども園に入園している児童		
	全体数	町内		町外		教育	保育
		教育	保育	教育	保育		
0歳児	12		8		4		2
1歳児	33		25		8		3
2歳児	47		35		12	3	6
3歳児	122	27	35	44	16	48	11
4歳児	149	48	32	55	14	35	14
5歳児	148	31	25	67	25	39	9
合計	511	106	160	166	79	125	45

⑤保育所の町内外の入所状況 (保育認定子ども) (令和元年12月現在)

保育所	入所児童数			町外の保育所に入所している児童
	全体数	町内	町外	
0歳児	15	14	1	0
1歳児	24	23	1	0
2歳児	36	35	1	1
3歳児	38	36	2	1
4歳児	45	44	1	0
5歳児	46	42	4	0
合計	204	194	10	2

⑥幼稚園の町内外の利用状況 (教育認定子ども) (令和元年12月現在)

幼稚園	入園児童数			町外の幼稚園に入園している児童
	全体数	町内	町外	
公立	148	148	0	0
私立				40
合計	148	148	0	40

※町外の幼稚園に入園している児童については、新制度未移行の私立幼稚園を含む

4. 保育サービス等の状況

延長保育は、認定こども園2園と保育所2園の4か所で、在籍している保育認定子どもに対して実施しており、認定こども園2園においては、在籍している教育認定子どもに対しての一時預かり事業（幼稚園型）も実施している。

また、星児園七夕においては、保育所等を利用していない子どもに対しての一時預かり事業（一般型）を実施しており、急に保育が必要になった場合等の利用に対応している。

留守家庭児童育成室については、ニーズの高まりに合わせ平成27年度から平成29年度にかけて高学年の対象学年を引き上げたことから、利用も年々増加傾向にある。

病児・病後児保育については、平成28年度から事業を開始し、登録者及び延べ利用人数は増加しており、住民ニーズに合わせ、現在は小学校4年生までの受入れをしている。

地域子育て支援拠点事業は、3か所で実施しており、全体の利用者数は減少傾向にある。

①特別保育・延長保育等の状況

項目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延長保育	か所	4	4	4	4	4
	延べ利用人数	10,783	17,650	16,607	14,990	15,833
一時預かり (幼稚園型)	か所	2	2	2	2	2
	延べ利用人数	5,408	2,055	3,698	2,649	2,526
一時預かり (一般型)	か所	1	1	1	1	1
	延べ利用人数	4,607	4,714	5,406	5,457	4,364

②留守家庭児童育成室(放課後児童クラブ)の状況

項目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
留守家庭 児童育成室	か所	5校7室	5校7室	5校8室	5校8室	5校8室
	1～3年生 人	176	187	198	212	218
	4～6年生 人	3	24	49	65	62
	(内)障がい児受入数 人	8	10	13	15	16

③病児・病後児保育事業の状況（平成28年7月開設）

項目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
いっこルーム (生駒病院)	登録者数			93	194	262
	延べ利用人数			26	43	84

④地域子育て支援拠点事業の状況

項目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
つどいの広場 (子育て支援センター)	延べ利用人数	3,321	4,833	4,649	3,973	3,885
まちの子育てひろば (星児園七夕)	延べ利用人数	918	854	688	473	494
子育てサロン (YMCA しろがね)	延べ利用人数	3,629	3,123	3,494	3,034	2,135

5. 母子保健事業・医療対策の状況

母子健康手帳交付数は平成 26 年度で 174 件ですが、年々減少傾向にあり、平成 30 年度は 126 件と大幅に減少している。

健診については、各健診ともに受診率は 9 割前後で推移しており、健診結果で異常なしの割合は 3・4 か月、3 歳児健診で増加傾向にある。

平成 30 年度の乳幼児相談の参加実人数をみると、すくすく相談への参加が最も多くなっている。

①母子健康手帳

項目		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
手帳交付数	件	174	173	150	143	126

②各種健診

項目			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
3・4 か月児健診	対象者数	人	176	172	172	156	135	
	健診受診者数	人	174	159	156	148	132	
	受診率	%	98.9	92.4	90.7	94.9	97.8	
	受診結果	異常あり	人	94	67	62	57	36
		異常なし	人	80	92	94	91	96
		%	46.0	57.9	60.3	61.5	72.7	
9・10 か月児健診	対象者数	人	189	184	183	180	148	
	健診受診者数	人	173	174	171	166	140	
	受診率	%	91.5	94.6	93.4	92.2	94.6	
	受診結果	異常あり	人	65	66	62	50	49
		異常なし	人	108	108	109	116	91
		%	62.4	62.1	63.7	69.9	65.0	
1 歳 6 か月児健診	対象者数	人	202	199	210	197	195	
	健診受診者数	人	192	182	193	183	180	
	受診率	%	95.0	91.5	91.9	92.9	92.3	
	受診結果	異常あり	人	111	88	75	85	78
		異常なし	人	81	94	118	98	102
		%	42.2	51.6	61.1	53.6	56.7	
3 歳児健診	対象者数	人	239	268	221	260	213	
	健診受診者数	人	211	226	197	237	197	
	受診率	%	88.3	84.3	89.1	91.2	92.5	
	受診結果	異常あり	人	90	90	89	87	72
		異常なし	人	121	136	108	150	125
		%	57.3	60.2	54.8	63.3	63.5	

③乳幼児相談(平成 30 年度)

項目		なかよし 教室	ことばの 教室	発達療 育相談	すくすく 相談	ぱくぱく 相談	育児 (栄養相 談含む)	その他	合計
開催回数	回	10	6	9	16	6	29	0	76
参加実組数	組	29	15	43	51	2	46	0	186

なかよし教室…心理士による成長発達に関する相談、ことばの教室…言語聴覚士による言葉の発達に関する相談、
すくすく相談…保健師・助産師による身体計測および成長に関する個別相談、
ぱくぱく相談…管理栄養士による栄養・食事の個別相談

6. 子育てに関する経済的支援の状況

児童扶養手当受給者は、平成 26 年度と平成 30 年度を比較すると、わずかながら減少している。

母子家庭等医療費助成事業については、平成 27 年度までは、受給者数に子どもの数も含まれていたが、平成 28 年 7 月より、中学校卒業までの医療費無償化を開始したことから、子どもの受給者数が減少したため、大幅な減少となった。

また、県においては、母子家庭等を対象に母子家庭高等技能訓練促進費交付事業を実施している。

①ひとり親家庭等に対する支援

項目			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
児童扶養手当	受給者数	人	185	186	185	172	180
	助成額	円	7,018,716	4,067,492	3,071,958	2,547,803	2,389,892
母子家庭高等 職業訓練促進 給付金事業	申請件数	件	2	3	2	2	1
	交付金額	円	2,046,000	2,892,000	2,046,000	2,046,000	1,200,000

7. 要保護児童対策の状況

児童虐待*に関する町への相談件数及び関係機関からの児童虐待通告等による対応件数は、年々増加しています。これは、各事業について細やかな対応を行っている効果の表れでもあり、要保護児童対策地域協議会において、支援が必要な家庭について、関係機関が連携しています。

また、児童相談所直通ダイヤル「189」の啓発効果等により、虐待に関して地域からの情報提供も増えており、事案の早期対応につながっています。

①要保護児童対策の状況(児童虐待)

項目		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
虐待相談対応件数	件	462	475	514	1,313	2,227
虐待実件数	件	18	21	27	56	66

※相談対応件数は虐待の疑いを含む数値（延べ件数）

【参考：兵庫県内のこども家庭センターの相談件数】

項目		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
虐待相談件数 (新規のみ)	件	2,657	3,281	4,104	5,221	6,714

資料：兵庫県「平成30年度県こども家庭センターの児童虐待相談対応件数」

②障がい児への支援(0～18歳)

項目			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支給決定者数	放課後等デイサービス	人	58	67	79	93	107
	短期入所	人	11	15	17	17	13
	居宅介護	人	4	6	5	5	5
生活支援サービス	補装具給付者数	人	11	10	13	11	8
	日常生活用具給付者数	人	7	6	9	8	8
日中一時支援事業	登録者数	人	42	43	46	38	36

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本的な視点

本計画は、次の4つの視点に基づき、総合的な施策の展開を図ります。

視点1 健やかな子どもの成長を第一に考える

- ・子どもの人権を尊重します
- ・子どもの主体的な学びを支援し見守ります
- ・わがまち猪名川がもつ資源を活かし、心の豊かさとたくましさを兼ね備えた子どもたちを育みます
- ・まちの宝である子どもたちが健やかに育つ環境づくりに取り組みます

視点2 すべての子ども・子育て家庭を社会全体で支える

- ・子育て家庭のさまざまな負担・不安を軽減し、保護者が子育ての第一義的な責任を果たすとともに、喜びを実感しながら子育てをできるよう支援します
- ・それぞれの子どもや子育て家庭に応じた、きめ細かい支援に取り組みます

視点3 ネットワークを組んで取り組む

- ・地域にあるさまざまな主体がパートナーシップをもって子育て支援に取り組みます
- ・地域の支援を通じて、信頼とぬくもりの関係を築き、子どもたちにとって安全・安心な環境づくりに取り組みます

視点4 猪名川の地域特性を考える

- ・子どもが猪名川町の豊かな自然と親しみ、自然や生命を大切にする心を育みます
- ・ニュータウンや田園地域等、住んでる地域にかかわらず、だれもが気軽に子育てに関する情報を得ることができ、サービスや施設を利用することができる環境づくりに取り組みます

第2節 基本理念

本計画の基本理念は、第一期計画の考え方を継承し、以下のとおり定めます。

いなっ子きらきら 笑顔輝くまち 猪名川

子どもは未来の「社会」を担う要であり、時代を形づくるさまざまな可能性や能力を秘めています。これらの力が存分に発揮されるためには、保護者や地域の人々の笑顔に包まれながら、子どもたちがふれあいを通して、心豊かな子ども時代を過ごし、いきいきと健やかに育つことが重要です。

しかしながら、少子高齢化の進行、地域における人間関係の希薄化、子育てに対する負担感・不安感の増大、児童虐待、いじめ等の子どもが加害者や被害者となる犯罪の増加といった様々な深刻な問題が、子どもと家庭を取り巻いています。

猪名川町では、阪神地域最高峰の大野山や猪名川の源流等の豊かな自然を感じることができ、多田銀銅山や木喰仏等の歴史文化遺産、大野山山頂の天文台等の学習施設といった多様な資源があります。また、まちづくり協議会を主体とした地域コミュニティ活動や子育て支援、環境保全活動、安全・安心のまちづくりなど、地域一体となった取り組みが活発に行われています。

これらの地域資源や地域力を強みに、「猪名川町らしさ」を発揮し、猪名川町に生まれ、育つ子どもたちが誇りをもって心豊かな人生を送り、保護者が「親としての自覚」をもちながら愛情のある子育てができるよう支援していきます。さらに、住民をはじめ地域社会、事業者、行政等多様な主体が連携し、協働することで、子どもと大人がともに育ちあい、子どもの笑顔がきらきらと輝く喜びをみんなで分かち合えるまちをめざして、取り組みを進めていきます。

上位計画・関連計画

- 子どもたちを健やかに育む（「猪名川町総合計画」との整合）
 - ・ 子育て世帯への支援サービスや相談体制などの充実を図り、子育て世帯が暮らしやすさを実感できるまちづくりを目指します。
 - ・ 子どもの健やかな成長とともに、親もいきいきと満足感を得て暮らせる取り組みを図ります。
- 子育てするなら猪名川町（「猪名川町地域創生総合戦略」との連動）
 - ・ 猪名川町で子育てをしたい、猪名川町で子育てをして良かったと思えるよう、子育てしやすい環境づくりや取り組みを多岐に渡って積極的に行います。
 - ・ 子育て世代の転入人口の増加を目指し、子育て世代が「もう一人」を産みやすい社会を形成します。

第3節 基本目標

基本目標1 子育て支援体制の充実

急速な少子高齢化の進行や家族形態の変化、就労環境の変化等の社会情勢の変化に伴い共働き世帯は増加し、子育て中の親の働き方も多様化しています。

すべての子どもと親へ、妊娠・出産期からの切れ目のない支援に配慮し、健康づくりや医療、子育てについての悩み・不安や負担感の軽減に向けた各種の支援施策・サービスの充実に努めるとともに、住民が主体となった子育て支援活動や子どもの育成活動、世代間交流等の促進・活性化を図ります。

また、親の働き方の見直しや子育てを支援する職場環境づくりへの働きかけなど、仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。

基本目標2 きめ細かな配慮を必要とする家庭への支援

子どもの人権尊重を踏まえ、要保護児童等の支援を行うとともに、障がい、疾病、虐待、家族の状況等により支援の必要性が高い子どもとその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭への支援を推進します。

幼児教育の無償化、生活困窮をはじめとした貧困対策計画の取り組みとの連動を図りながら、困難を抱える保護者への就労支援や、ひとり親の子育て世帯などに対する経済的支援、制度の狭間にある家庭への生活支援など、地域や団体と協力・連携しつつ取り組みを進めます。

基本目標3 子どもたちを健やかに育む環境づくり

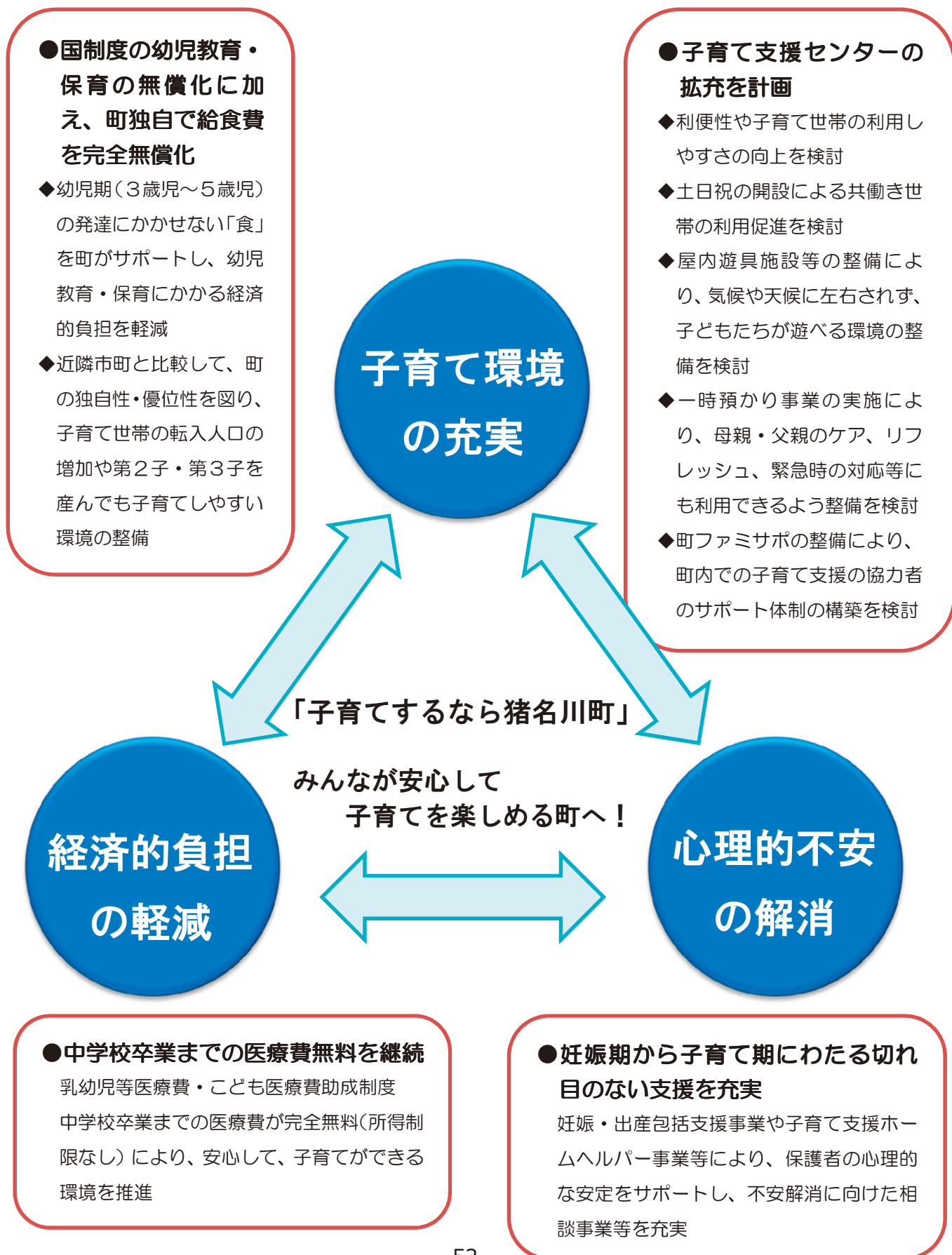
知・徳・体のバランスのとれた子どもたちの「生きる力」を育成し、社会的自立の基礎を培うため、学校、家庭、地域が連携し、教育環境の整備を推進します。

幼児期の教育について、その重要性や特性を踏まえ、教育・保育の質の向上を図るとともに、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携を強化します。

また、子どもの心身の健やかな成長に向けて、家庭内でのコミュニケーションの活性化や、安全・安心に過ごせる環境づくりを推進します。

第4節 重点的な取り組み

※第二期計画期間における相乗効果を狙った重点的な取り組み



第5節 施策の体系



基本理念

いなっ子きらきら
笑顔輝くまち 猪名川

基本方向

施策展開

基本目標1 子育て支援体制の充実

- (1) 子育てに関する情報提供・相談体制の充実
- (2) 子育て交流の促進
- (3) 保育サービスの充実
- (4) 放課後児童の健全育成
- (5) 子育てに伴う経済的負担の軽減
- (6) 子どもと親の健康づくり
- (7) 仕事と家庭生活の両立

基本目標2 きめ細やかな配慮を必要とする家庭への支援

- (1) 子どもの権利擁護
- (2) ひとり親家庭の生活支援と自立促進
- (3) 障がい児等特別な支援が必要な子どもに対する施策の充実
- (4) 貧困対策の推進

基本目標3 子どもたちを健やかに育む環境づくり

- (1) 教育環境の整備
- (2) 教育・保育の連携や子育て支援の質の向上
- (3) 子育てを支援する生活環境の整備
- (4) 子どもの安全の確保

第4章 施策の展開

本章の見方

- 各節のタイトルは、施策の体系の「基本目標」を示します。
- 節の次の行以降の番号とタイトルは、基本目標ごとの「施策展開」を示します。
- 施策展開を落とし込んだ表は、「No.」(事業番号)、「施策」、「内容」(各施策の内容)、「評価」、「方向性」で構成されます。
- 評価の欄には、下表に基づいた評価基準で、アルファベット表記による評価区分を記載しています。

評価区分	達成の度合
S	目標を上回る効果が得られた
A	概ね計画のとおり実施できた
B	遅延しているもの、期待できるほど効果が上がっていないもの
C	未着手のもの
D	大幅な見直し等が必要なもの
E	実施する必要がなかったもの

- 方向性の欄には、各事業の方向性について、下表による区分を表示しています。

継続	……これまでの取り組みを継続して実施するもの
充実	……これまでの取り組みを計画期間中に量的及び内容的に拡充して実施するもの
縮小	……これまでの取り組みを計画期間中に量的及び内容的に縮小して実施するもの
新規	……計画期間中に新たに実施するもの

第1節 子育て支援体制の充実

1. 子育てに関する情報提供・相談体制の充実

ニーズ調査によると子育てに関する不安感や負担感をもっている家庭は過半数にのぼります。しかし、公的な相談機関の利用や子育てに関する情報提供媒体の利用は進んでいない状況です。

不安や負担を抱える子育て家庭が、それぞれの状況に応じて相談しやすい体制を整備するとともに、多様化・複雑化する相談に対応するために相談員の専門性の向上を図ります。

また、必要な家庭に確実に子育て支援の情報が伝わるよう、子育て関連情報を一元的に把握し提供できる体制を進め、これまでの情報の提供方法を見直すとともに、新たな手段による提供等、様々な媒体を駆使して効果的な情報提供を行います。

No.	施策	内容	評価	方向性
1	子育てや家庭教育に関する情報提供の充実	・広報誌やパンフレット、ホームページ等多様な媒体を通じ、子育てや家庭教育に関する情報の提供	A	継続
		・各種手続きや保育・教育関連事業・施設に関する情報等を記載した子育てハンドブック等の作成・配布	A	継続
		・母子健康手帳の交付時や乳幼児健康診査等の機会を活用した、子育てに関する情報提供や相談支援	A	継続
		・成長過程に応じた啓発冊子等による家庭教育に関する情報提供	A	継続
2	子育てや家庭教育に関する学習機会の充実	・子育て不安の軽減や仲間づくり支援のための乳幼児の保護者や家族を対象とした、子育てに関する教室・講座の開催	A	継続
		・子育てに関する不安や悩みを解消・軽減するための保育・教育・医療等の専門家による学習機会の提供	A	継続
		・保健・福祉・教育関係機関の連携による小・中学生の保護者を対象とした家庭教育に関する学習機会の提供	A	継続
3	各種子育て相談の充実	・こども課をはじめとした各分野の行政窓口、保育所等の関係機関における電話や電子メール、窓口等による子育て相談体制の充実	A	継続
		・妊娠期から出産・子育て期までの悩みや相談について、きめ細かく切れ目のない相談支援を行うための子育て世代包括支援センター（保健センター・子育て支援センター）機能の充実	A	充実
		・関係各課や各種団体等との連携強化による、多様化・複雑化する子どもや家庭に関する相談対応と相談員等の研修の実施	A	継続
4	保育サービスに関する情報提供	・子育て家庭が、新制度におけるニーズに適した保育サービスを選択・利用するための情報提供を推進する利用者支援事業の実施	A	継続
		・新制度における「利用者支援専門員」の配置	A	継続

2. 子育て交流の促進

子どもを取り巻く環境の変化による核家族化や地域の間人関係の希薄化等に伴い、身近に子育てを支援してくれる人がいない家庭の孤立化や、子育てに対する負担感や不安感による家庭の養育機能の低下等の課題が生じています。こうした中、地域におけるあいさつや声かけ、登下校の見守り、子どもの育成に専門知識を持つ人などが求められていることがニーズ調査からうかがえます。

子育てについての第一義的責任は保護者にありますが、社会・経済情勢の変化を踏まえ、すべての家庭が安心して子育てができるよう、地域や社会が寄り添い、地域の力によって子育てを支援するとともに、保護者の成長を支援することが必要です。

地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、本町の子育て家庭が安心して子どもを育てていくことができるよう、地域の中でつながり合う子育て支援を推進します。

また、地域の関係機関や各種活動団体が子育ての情報を共有しながら、効率的・効果的な活動ができるよう、関係機関のネットワーク化をさらに促進するとともに、各種活動団体が活動しやすい環境整備に努めます。

No.	施策	内容	評価	方向性
5	子育て支援ネットワークの充実	・地域の子育て支援拠点として、子育てに関する情報提供や相談、子育てサークルの育成・支援等の事業を行う子育て支援センターの事業の実施	A	継続
		・多様化する住民ニーズへの的確な対応をめざすための、子育て関係団体（子育てグループやボランティア団体等）のネットワーク化	A	継続
6	保護者による自主的な活動の育成と支援	・子育て支援センターや公民館等における各種講座等を活用した、子育てグループ・サークル等の育成	A	継続
		・情報や活動の場の提供、グループ同士のネットワークづくり等の保護者による自主的な活動への支援	A	継続
		・活動の拠点となる子育て支援センターの施設・設備の充実	A	継続
7	地域における子育て支援体制づくり	・広報誌や啓発冊子等の配布、講演会等の開催を通じて、地域住民に対する子育て支援意識の啓発	A	継続
		・地域における子育て支援拠点である子育て支援センターや保育所、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、青少年健全育成推進会議、老人クラブ等の各種住民組織との連携による、子どもの育成を地域で見守り、支援する体制づくり	A	継続
8	子育て支援ボランティアや団体の育成と支援	・子育て支援ボランティアを育成するための、関係機関・団体と連携した養成講座等の開催や活動の場の提供	A	継続
		・社会福祉協議会と連携した地域の子育てひろばやサークル活動の支援	C	継続
		・子ども会連絡協議会やPTA活動等の社会教育団体等における保護者同士の交流の推進	A	継続
		・子育て経験の豊かな人や高齢者、中・高・大学生の若者等の積極的な参加の促進	A	継続
9	親と子のふれあいを通じた家庭教育の充実	・親と子のふれあい、家族間や世代間交流の積極的な推進による、子ども同士、親同士の仲間づくりの推進	A	継続
		・家庭教育に関する情報交換や悩み・不安の共有等、ともに支え合いながら子育てを行える環境づくり	A	継続
		・保育所等に通っていない就学前児童とその保護者への子育て支援センターや保育所等の施設開放による、子どもの育成や保護者の相談の場の提供	A	継続
10	子育てひろば事業	・地域の親子がふれあう場の提供と子育て不安の解消をめざした子育てに関する相談・助言等を推進する保育所の園庭及び遊戯室の開放	A	継続
		・絵本を通じた子どもと保護者のふれあいを促進するための絵本の読み聞かせ教室の開催と絵本プレゼント事業の実施	A	継続
		・気軽に子育て相談・交流ができる子育て支援センターでの「子育てひろば」の開催日数の増加	A	継続
11	子育て支援センターの拡充	・子育て世帯の利用しやすさの向上、子育て支援に関する機能強化等を目的に、子育て支援センターの拡充を計画	—	新規

3. 保育サービスの充実

認可保育所・認定こども園等の保育サービスの利用ニーズが高まり、幼稚園の預かり保育のニーズも高まっており、子ども・子育て支援新制度の導入後の変化がみられます。

本計画に基づき、保育ニーズを踏まえ、施設型給付・地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業により、今後も利用者の視点に立った多様なニーズに対応するサービスを提供するとともに、地域社会全体で子育てをサポートしていく体制をさらに充実していきます。

No.	施策	内容	評価	方向性
12	施設型給付による、保育所、幼稚園、認定こども園の充実	・施設型給付による保育所、幼稚園、認定こども園の支援	A	継続
		・新制度における幼保連携型認定こども園の普及	E	継続
		・公立保育所及び幼稚園の実施体制の質の向上	A	継続
13	地域型保育給付による保育サービスの提供	・これまで認可外であった小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等へのニーズの高まりを捉えた、地域型保育に参入意向のある事業所との調整による事業実施の検討	E	継続
14	地域の子ども・子育て支援の充実	・保育士の確保や保育体制の見直しによる、ニーズに応じた延長保育、一時保育、特定保育等の保育サービスの充実	A	充実
		・病児、病後児を保育するための環境整備	A	継続
		・県内で利用できる病児・病後児保育事業等に関する情報提供	B	継続
		・休日保育等の利用者ニーズが高まるサービスの導入に向けた検討	B	継続
		・子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）による、保護者の疾病等の理由により、一時的に養育が困難となった家庭の児童の一定期間の預かり	A	継続
15	ファミリー・サポート・センター事業の推進	・保育所等への送迎や保育終了後の見守りなどの互助活動を行うファミリー・サポート・センター事業の推進	A	充実
		・支援したい側の提供会員を確保するため事業の広報周知と子育て家庭の利用促進	A	継続
16	イベントの開催時の託児サービスの充実	・行政が主催・共催するイベントに子育て中の保護者の参加を促進するための時間帯や曜日の設定への配慮	A	継続
		・イベント時におむつ替えや授乳ができる「移動式赤ちゃんの駅」を設置	A	継続
		・イベントの開催時の託児サービスの実施	A	継続
17	利用手続きの改善とサービスの周知	・子育て支援サービスの利用にかかる手続きの簡素化と受付窓口の一元化	A	継続
		・広報誌や健康診査会場等での告知、ホームページ等の活用による制度の広報・周知による、情報不足等のために十分に利用されていない制度・サービスの活用促進	A	充実
18	子育て支援ホームヘルパー派遣事業	・出産後の家事や育児が困難な家庭に対するホームヘルパー派遣の実施	A	継続

No.	施策	内容	評価	方向性
19	利用者負担の適正化	・国における保育制度の検討の状況を踏まえた、認可保育所における保育料の適正化と、認可外保育所に入所している世帯の保育料負担の軽減	A	充実

4. 放課後児童の健全育成

学童保育ニーズの高まりとともに、地域の中で子どもがさまざまなことを体験し、学び、成長する機会の充実が重要となっています。

留守家庭児童育成室の利用ニーズは、特に小学校低学年で高く、保護者の就労形態の多様化、地域による課題に対応し、今後も留守家庭児童育成室の拡充を図る必要があります。

留守家庭児童育成室や放課後子ども教室、その他の地域での活動等が連携を図り、子どもたちが放課後や週末等に地域社会の中で安全に安心して、健やかに成長することができる環境づくりを進めます。

さらに、学校や地域等、さまざまな場において、子どもや保護者の多様な悩みや不安に対応し、気軽に相談できる仕組みづくりを進めます。

No.	施策	内容	評価	方向性
20	子どもの居場所づくり	・学校との連携による児童が安全・安心して過ごせる居場所づくりの推進	B	継続
		・学校や地域ボランティアとの協力による、放課後子ども教室におけるスポーツ・文化活動・体験活動や交流活動の実施	A	継続
		・放課後子ども教室の実施意向のある学校区を調査・把握するなど、実施に向けた計画的な整備の推進	B	継続
21	放課後における子どもの保育等の充実	・保護者が日中就労等で家庭にいない児童が健やかに成長するための適切な遊びと生活の場の提供	A	継続
		・利用者の動向等を踏まえた開設日数や実施時間、受入人数、設置場所の見直し等の体制の充実	A	継続
		・高学年児童の受け入れニーズに対応できるよう、小学校4年から小学校6年まで順次拡大の実施	A	継続
		・教育・福祉両部門の連携強化による指導員の資質向上のための研修の機会づくり	A	継続
		・学校、育成室及び家庭の連携強化と子どもの健全育成支援	A	継続

5. 子育てに伴う経済的負担の軽減

子育てに関わる経済的負担は、精神的負担、身体的負担とともに、子育て中の保護者にとって大きな課題です。ニーズ調査からは、経済的な理由で新しい衣服や靴の買い控え、趣味・レジャー費の削減を経験した家庭が3割、食費を切りつめた経験のある家庭が2割半という結果がみられました。

今後も子育てにかかる負担を少しでも軽くするため、また多様化する住民ニーズを満たしていくため、幼児教育・保育無償化を図るとともに、子育て家庭への手当、子ども医療費助成の充実等により、保護者の経済的負担の軽減を図り、子育て支援を充実します。

No.	施策	内容	評価	方向性
22	子育て世帯の経済的負担の軽減	・子どもの医療費を公費負担、児童手当の支給等による子育てに関する経済的負担の軽減	A	継続
		・子育て世帯の増加と負担軽減をめざすための、第3子以降の子どもに対する出産祝い金の支給	A	継続
		・子どもを生みやすい環境づくりを推進するための、保育所・幼稚園等に通う多子世帯児童の保育料の経済的負担の軽減	A	充実
		・子育て世帯の増加と負担軽減をめざすための、幼児教育・保育（3歳児～5歳児）にかかる利用料を無償化	A	継続
		・子育て世帯の増加と負担軽減をめざすための、幼児教育・保育（3歳児～5歳児）にかかる給食費完全無償化	—	新規
23	障がいのある子どもの経済的負担の軽減	・特別児童扶養手当等の各種手当の給付、重度心身障害者医療費助成、児童通所支援等による障がいのある子どもやその家庭の経済的負担の軽減	A	継続
24	ひとり親家庭の経済的負担の軽減	・ひとり親家庭等の医療費を公費負担、児童扶養手当の支給等によるひとり親家庭の経済的負担の軽減	A	充実
25	不妊治療費の助成	・県が実施する「不妊治療費助成事業」に関する適切な情報提供	A	継続
26	就学援助の実施	・経済的な理由で就学が困難な児童生徒に対する学用品費等の援助	A	継続
27	各種奨学金の支給	・各種奨学金制度の活用による経済的理由により進学や就学が困難な生徒の進学・就学支援	A	継続

6. 子どもと親の健康づくり

近年、核家族化の進行や地域の人間関係の希薄化等の影響により、出産後から育児に慣れるまでの間の新生児期に不安を感じる母親は多く、妊娠出産期における育児不安の解消を図るための支援ニーズは高まっています。ところが、乳幼児健診の利用度は高まっているものの、母親学級や健康相談・電話相談、新生児訪問の利用度はわずかに低下しており、一層の利用促進が課題となります。

一人一人の子どもが健やかに成長できるよう、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行い、健康づくりへの支援、医療体制の充実、子育ての不安や負担を軽減するための学習機会の確保、相談体制の充実等に取り組みます。

No.	施策	内容	評価	方向性
28	母子健康手帳の交付	・町内4か所での妊娠届出時における妊娠から出産・子育てに至るまでの健康状態等を記録する母子健康手帳の交付	A	継続
		・保護者がスマートフォンなどで、子どもの成長記録などを一括管理することのできる「電子母子手帳」の導入	A	継続
		・妊娠届出票に保健師に相談したいことを記述する欄を設けるなどの工夫による可能な限り相談しやすい体制の整備	A	継続
29	妊婦健康診査の推進	・妊娠中の疾病・異常の早期発見や予防、妊婦の不安軽減のための妊婦健康診査の受診勧奨	A	継続
		・妊婦無料歯科検診の実施	A	継続
		・安全な出産と妊娠・出産期の負担を軽減する健康診査受診費用の補助	A	継続
30	妊娠・出産等に関する学習機会の充実	・妊婦間の交流機会の確保や出産・育児に関する知識の習得に向けた母親学級の開催	A	継続
		・協力企業へのお産に関する知識の習得に向けた研修会の開催	A	継続
31	妊産婦・新生児訪問指導・こんにちは赤ちゃん事業の充実	・産後の悩みや相談に応じ、早期対応・支援を行うための、生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭への全戸訪問の実施	A	継続
		・問題ケースの把握や産後うつへの対策、受診勧奨、健康診査後の効果的な事後指導の実施	A	継続
32	妊娠・出産包括支援事業の実施	・妊娠・出産・子育てに関する悩み等に対して、寄り添い相談に乗り、孤立感や育児の不安を軽減することを目的として、家庭訪問やサロンなどの産前・産後サポート事業により、母親同士の仲間づくりを促し、安心して妊娠期を過ごし、育児に臨めるようサポートを実施	A	継続
		・産後の身体的回復、心理的な安定を促進することを目的に、産後ケアによる授乳指導や乳房のケア及び具体的な育児指導など、助産師による必要なケアやアドバイスの実施	A	継続
33	乳幼児健康診査の充実	・乳幼児の健全な成長発達を促進するための各種健康診査の充実	A	継続
		・乳幼児のいる家庭を保健師等が訪問して行う子どもの健康管理や子育てに関する相談・指導・助言の実施	A	継続
34	5歳児発達相談事業の実施	・就学前の5歳児を対象に小集団での子どもの対人関係等の課題や保護者の困り感に対し、専門職による相談支援を実施	A	継続
35	乳幼児歯科保健事業の推進	・各乳幼児健康診査時における歯科医師による健診、歯科衛生士による歯科健康教育の実施	A	継続
		・地域の子育てサークル等における歯科に関する健康教育	C	継続
36	予防接種の実施	・感染症蔓延を阻止するための定期予防接種（A類疾病）の接種率の向上に向けた適切な接種の勧奨	A	継続
37	乳幼児の健康づくりに関する学習機会の充実	・乳幼児の保護者等を対象とした子どもの健康管理や発達・発育、子育て等の母子保健に関する学習機会の提供	A	継続
		・地域の子育てサークル等における保護者を対象とした子どもの成長発達に関する学習機会の提供	A	継続

No.	施策	内容	評価	方向性
38	乳幼児の健やかな食や生活習慣形成に向けた支援の充実	・各種健康診査時等における乳幼児の健康管理や発達・発育、子育て等の母子保健に関する相談の対応	A	継続
		・親子を対象とした料理教室や、小学生を対象とした地産地消料理教室の開催等の実習を伴う学習機会の提供	A	継続
		・各種子育て講座等における子どもの発達段階に応じた食事づくりといった食育*に関する知識の普及	A	継続
		・学校・幼稚園・保育所・認定こども園と家庭、地域が一体となった連絡調整と推進	A	継続
39	子どもの事故防止啓発の推進	・乳幼児健康診査等を活用した、子どもの事故防止に向けたチェックリストの配布等による啓発	A	継続
40	子どもに関する医療体制の充実	・町内、近隣市町の病院・診療所、医師会等の関係機関と連携した夜間等における病気等の子どもの診療を行う小児救急医療体制の充実	A	継続
		・阪神北広域こども急病センター（伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町の3市1町）や小児二次救急病院群輪番制等の推進を通じた休日等における小児救急医療体制の確保	A	継続
		・阪神北広域こども急病センターの受診状況等に関する、さらなる周知啓発	A	継続
		・消防本部との連携による救急救命体制の充実	A	継続
		・適切な医療受診に関する知識の普及と、迷った際に相談できる電話相談事業の実施	A	継続
		・いながわ健康・医療相談ほっとライン 24 事業、阪神北こども急病センター電話相談事業による救急時等の不安軽減と医療情報の提供	A	継続
41	かかりつけ医の推進	・乳幼児期における身体的・精神的成長発達の確認や予防接種の実施に向けたかかりつけ医*の推進	A	継続
42	検診時の託児事業	・育児中の保護者が検診を受けやすくするため、婦人科検診やがん検診の際に託児を実施	A	継続

7. 仕事と家庭生活の両立

家庭生活において、男女がともに育児や家事等の責任を果たすことは、子どもの健やかな成長を支え、保護者の子育てによる孤立感、負担感を解消する上で重要です。

ニーズ調査からは、日常的に子育てにかかわっている父親は、就学前の保護者で過半数となり改善がみられますが、小学生の保護者では依然として半数に満たない結果となっています。男女がともに家庭での責任を果たすことができるよう、性別による固定的な役割分担意識を見直すための啓発を行うとともに、男性の子育てを促すための取り組みを一層推進します。

また、男女ともに、仕事と生活のバランスのとれた暮らしを送ることができるよう、個人、事業主を含めた社会全体において、ワーク・ライフ・バランス*を実現するための取り組みを推進します。

No.	施策	内容	評価	方向性
43	仕事と子育ての両立に向けた広報・啓発	・男女共同参画*の視点からのワーク・ライフ・バランスを普及・啓発し、それぞれのライフステージに応じた仕事と生活のバランスの実現の促進	A	継続
44	ゆとりある労働環境づくり	・完全週休2日制の導入や年次有給休暇の取得推進、子育て期における残業や休日出勤等への配慮等、企業や事業主、職場等に対する働く保護者がゆとりある子育てをするための理解と啓発の推進	B	継続
45	就業・再就職の支援	・関係機関と連携し、出産・子育てを機に退職した人を含め、就業・再就職を希望する女性等を対象とした、就職に役立つ技術の習得・向上や労働諸制度に関する各種講座・セミナーの実施	C	継続
		・企業や事業主に対する子育てをしながら就労を希望する女性の雇用・再雇用についての理解と啓発の推進	A	継続
46	労働相談の実施	・関係機関との連携による、就職相談や職場環境等労働問題全般に関する相談への対応	A	継続
47	男女共同による子育ての推進	・「猪名川町男女共同参画行動計画」に基づく家庭生活における男女共同参画をめざす取り組みの推進	A	継続
		・「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識の改善を図るための啓発活動	A	継続
		・男性が参加しやすいような、育児についての学習や体験機会を得るための各種講座や学校・園における行事の開催	A	継続
		・小・中学生の乳幼児とのふれあい体験を通じた、子育てに対する意識の醸成と健全な母性・父性を養う機会の充実	A	継続

第2節 きめ細かな配慮を必要とする家庭への支援

1. 子どもの権利擁護

子どもは健康に生まれ、健やかに成長する権利をもっており、あらゆる種類の差別や虐待から守られなければなりません。ニーズ調査からは、子どもを叱りすぎているような気がするという保護者が3割程度みられ、暴力や虐待につながらないよう、早期発見・早期対応が課題となります。

児童虐待は、子どもの生命や心身の発達に重大な影響を与え、子どもの人権を侵害する行為です。全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加し続けています。ヒアリング結果からも、児童養護の必要性から措置されるケースもあります。

本町が取り組むさまざまな事業を連携させ、児童虐待の防止、早期発見・早期対応、保護から自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会の機能を強化します。

No.	施策	内容	評価	方向性
48	児童虐待防止ネットワークの構築	・行政、地域の保健・医療・福祉・教育関連団体や、警察、こども家庭センター等の専門機関との連携、また要保護児童対策地域協議会の開催による虐待防止ネットワークを構築し、児童虐待の早期発見から発見後のフォローまでの総合的な対応の強化	A	充実
		・子育て世代包括支援センターと連携し、母子保健事業の実施状況から支援を必要とする家庭及び妊婦を早期発見し、子育て期に渡って、適切な支援を行う	A	充実
49	児童虐待の早期発見・相談支援体制の確立	・乳幼児健康診査や訪問指導等の母子保健事業の活用による虐待の早期発見や子育て不安の軽減	A	継続
		・自らの行為を虐待と疑う保護者や周りで虐待行為を見たり聞いたりした人が早期に相談できるSOSダイヤルの設置等身近な相談体制の整備	A	継続
		・民生委員・児童委員等地域における児童虐待や子育てに関する相談支援活動の充実	A	継続
50	児童虐待防止に関する啓発	・広報誌やパンフレット、ホームページ等の媒体を活用した児童虐待防止に関する情報の提供と住民への関心喚起	A	継続

2. ひとり親家庭の生活支援と自立促進

国勢調査結果によると、本町ではひとり親世帯の増加がみられ、特に母子世帯数が増えています。ひとり親家庭では、その多くが子育てと生計の担い手という二つの役割を担っており、子どもの養育や収入等さまざまな困難を抱え、生活環境が厳しい状況が少なくありません。

ひとり親家庭の自立を支援し、子どもの健やかな成長を促すため、就労支援や多様な就労形態、それぞれの家庭の状況に応じて日常生活を支援するための相談や経済的支援の充実を図ります。

No.	施策	内容	評価	方向性
51	ひとり親家庭等に対する相談体制の充実	・母子・父子自立支援員による相談支援体制を充実した、ひとり親家庭等の自立に必要な相談・指導の実施	A	継続
		・ひとり親家庭等が気軽に相談し、子育ての楽しさや喜びを共有できる仲間づくりの促進	B	継続
52	ひとり親家庭の自立支援の推進	・ひとり親家庭等の生活基盤の安定を促す、社会的、経済的自立を支援するための就労支援の推進	A	継続

3. 障がい児等特別な支援が必要な子どもに対する施策の充実

障がいの有無にかかわらず、幼児期から子ども同士が交流し、双方の意識の上での障壁を解消することが重要であるとの考え方が広まりつつあります。

ノーマライゼーション*の考え方が浸透する中で、障がいのある子どもや親の積極的な社会参加を促すため、乳幼児期から一貫した支援体制の充実が求められています。ニーズ調査からは、子どもの発育・発達に関する悩みが増加しており、身体・知的・精神のみならず発達障がい等、障がい児や支援が必要な子どもたちに関して周囲の理解を深めていくことが必要です。

本町では「猪名川町障がい者（児）福祉計画」に基づき、障がい福祉サービスの提供を行っていますが、受給者が増加しており、サービスの種類によっては、より一層、提供体制の整備を進める必要があります。

障がいのある子どもの健やかな発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、関係機関等と連携を強化し、ライフステージを通じて一貫して支援する総合的な取り組みの充実を図ります。

さらに、発達障がいに関する相談と対応へのニーズが高まっていることから、庁内の関係課、関係機関との連携強化や、より多くのサービスの提供事業所の参画を図るとともに、発達障がいを含めた障がいに対する住民の理解を深める取り組みを推進します。

No.	施策	内容	評価	方向性
53	障がいの早期発見・早期療育	・乳幼児健診における発達の遅れや心身に障がいのある子どもの早期発見及び医療機関をはじめ関係機関との連携による早期療育体制の充実	A	継続
54	相談体制の充実	・障がいのある子どもやその家族にとって身近な相談窓口となる、専門的相談、身近な生活に関する相談等に対応できる体制の充実	A	継続
		・社会福祉協議会の障害者相談支援センターとこども課が連携を図った相談体制の充実	A	継続
55	発達障がいのある子どもに関する相談支援	・発達障がいのある子どもの幼少期から成人期のライフステージにおいて、幼稚園、保育所、認定こども園、学校等が主体的かつ効果的に支援するための障害児相談支援センターの体制の充実	A	充実
		・母子保健事業や各種子育て相談、教育相談、スクールカウンセラー事業等を通じた発達障がいのある子どもへの相談支援活動の推進	A	継続

No.	施策	内容	評価	方向性
56	障がいのある子どもに対する福祉サービスの実施	・障がいのある子どもがその能力や適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むことができるような日常生活用具の給付や補装具の交付・修理等福祉サービスの充実	A	継続
		・障がいのある子どもの日常生活における生活能力の向上、集団生活への適用訓練を実施し社会との交流促進や必要な支援を行なう	A	継続
57	障がいのある子どもの社会参加の促進	・障がいのある子どもが地域社会のさまざまな場に参加し、地域社会とともに育つための支援の推進	A	継続
		・障害者自立支援協議会のネットワークを活用した障がいのある子どもの社会参加の促進	A	継続
58	就園指導の実施	・障がいのある子どもの就園先についての相談の実施	A	継続
59	障がい児保育の推進	・一人一人の障がいの種類・程度に応じた、家庭や専門機関等との連携を密にしたきめ細かな障がい児保育の実施	B	充実
		・幼稚園・通園施設等関係機関との連携による情報交換やケーススタディ*を通じた、障がいのある子どもに対する適切な教育の充実	A	充実
		・保育所における保育士の加配等による、一人一人の障がいのある子どもにあった保育の整備	A	継続
60	特別支援教育の充実	・障がいの程度や特性に応じた適正な就学指導及び学習指導の実施	A	継続
		・校内・学校間及び地域の人々とのふれあいの積極的な推進による、障がいのある子どもに対する理解を促す環境づくり	A	継続
		・一人一人の教育的ニーズに応じた個別の教育支援計画の策定と、一貫した教育を実施するための関係機関との連携・協力	B	継続
61	障がいへの理解・啓発の推進	・特別支援教育の啓発の推進と、障がいのある児童生徒に対する正しい認識と理解の促進	A	継続
		・学校教育の場におけるさまざまな教育活動を通じた、児童生徒が障がいへの理解を深める指導の実施	A	継続
		・保護者に対する保護者会や学校だより等を通じた理解を促す取り組みの推進	A	継続

4. 子どもの貧困対策の推進

※「子どもの貧困対策計画」を参照

第3節 子どもたちを健やかに育む環境づくり

1. 教育環境の整備

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。

しかし、近年におけるいじめや不登校等子どもを取り巻く環境の変化等により、学校教育に対するニーズは、ますます複雑化・多様化する側面もみられます。

ニーズ調査では、9割前後の小中学生が「学校は楽しい」「親友といえる友だちがいる」と答える一方で、自分の悩みを相談できる相手がいない子どもが少なくありません。また、友だちがいじめられたら声をかけられる子は、小学生で約7割ですが、中学生では約5割にとどまっています。

世界は、グローバル化や情報通信技術の進展に伴い、人やモノ、情報がさまざまな文化、価値観のもとで国境を越えて流動するなど、激しく変化しています。そのような国際社会で自立し、未来の猪名川町を創るためにも、変化の激しい社会を生き抜く力を育む必要があります。

子どもが育ち、大人も育つ教育の心のあるまちを実現するため、学校と家庭、地域が連携を図り、教育環境のさらなる充実を図ります。

No.	施策	内容	評価	方向性
62	命の大切さや子育ての意義等を学ぶ教育の推進	・体験学習や道徳教育を通じた命のつながりや、そのかけがえのなさに気付く、生命尊重の精神を培う機会の提供	A	継続
		・中学校の家庭科における家族・家庭と子どもの成長にかかわる教育の実施	A	継続
63	乳幼児とのふれあい体験の充実	・子育て支援センターにおける「トライやる・ウィーク」等を活用した、小中高生等が乳幼児やその保護者とふれあう子育て体験機会の提供	A	継続
		・総合的な学習の時間や「トライやる・ウィーク」等の活用による職場体験や乳幼児との交流等を実施する際の受け入れ先の拡大	E	継続
64	健康・体力づくり、食育の推進	・スポーツの基礎・基本を育み、運動の楽しさや喜びを体感するための子どもたちの発達段階に応じた体育指導	A	継続
		・食事や睡眠等の基本的な生活習慣づくりや生活習慣病の予防、性、喫煙・飲酒、薬物乱用防止等に関する教育	A	継続
		・望ましい食習慣や自己管理能力を身につけることをめざした、学校・園の給食、地域団体との連携による調理実習の実施	A	継続
65	心の悩みに対する相談支援体制の充実	・子ども本人・教師・保護者のさまざまな相談に対応し専門的な立場からのアドバイスを行うことができるスクールカウンセラーの配置による、子どもたちが抱える心の問題への早期対応・支援の実施	A	充実
		・思春期を迎える子どもの保護者等に対する関係機関と連携した啓発冊子等による情報提供	A	継続

2. 教育・保育の連携や子育て支援の質の向上

成熟化社会の進展により豊かさや利便性の恩恵が受けられる時代、子どもの豊かな人間形成のための教育が重要であり、家庭に次ぐ子どもの人間形成の場として学校や園の果たす役割は大きく、一人一人に合った望ましい発達を促していくことが求められます。

子ども一人一人の育ちを大切にした保育の質や幼児教育の充実を図るとともに、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ幼稚園・保育所と小学校の連携を促進し、保・幼・小・中への円滑な接続性を推進します。

No.	施策	内容	評価	方向性
66	特色ある学校づくりの推進	・子どもや地域の実態に応じた創意工夫を活かした教育課程の編成による特色ある学校・園づくり	A	継続
		・スムーズな就学・進学のための学校・園の連携による接続期の移行支援充実と、保・幼・小・中の連携・一貫教育の深化	A	継続
67	地域に開かれた教育・保育環境づくり	・各保育所や地域の状況に応じた高齢者や異年齢児間の交流の促進	A	継続
		・保護者との定期的な懇談会の開催、学校・園だより、ホームページ等を通じた積極的な情報提供等、保護者や地域の人々の理解と協力を得られるような体制づくり	A	継続
		・学校・園評議員制度の効果的な活用や、学校評価に学校関係者評価を導入し結果を公表するなどといった、学校運営に保護者や地域住民の意見を取り入れるシステムの確立	A	継続
68	学校・幼稚園・保育所・認定子ども園間の連携強化	・保育所間及び民間の認可外保育施設、幼稚園、認定子ども園、小学校との連携の強化	A	継続
		・子どもの発達を踏まえた一貫性のある就学前教育をめざした互いの交流と連携の強化	B	継続
		・認可外保育施設との連携による保育サービスの実施	A	継続
		・パンフレット等による保護者への連携に関する情報提供	A	継続
69	教職員の資質向上と研修体制の確立	・計画性のある研修実施による、教員が教育の専門家として信頼される資質向上の促進	A	継続
		・教育委員会及び各学校・園における研修の実施による資質向上の促進	A	継続
70	学校・園の危機管理体制の確立	・「学校・園における安全・防犯対策の指針」及び「外来者への対応マニュアル」に基づく、教職員の防犯ホイッスル携行、門の開閉の管理徹底、校内外の巡回等の実施	A	継続
		・児童生徒に対する防犯ブザーの携行の徹底と保護	A	継続
		・ロールプレイング等の手法を取り入れた実践的対処法を身に付けるための防犯訓練やCAP*講習会等の実施	A	継続
71	幼児教育・保育の充実	・子ども一人一人の発達・個性に合わせた集団生活における主体的な遊び・学びを通じた人間形成と、社会で生きるための基礎の育成	A	継続
		・幼稚園教諭、保育士、保育教諭の研修等の充実による子育ての専門家としての資質向上	A	継続
		・保育所・幼稚園・認定子ども園が互いの保育内容や指導方法の認識を深めることによる就学前教育の向上	A	継続

3. 子育てを支援する生活環境の整備

地域において安全・安心で快適な生活を営むことは子育て世帯の願いです。

また、子どもが健やかに成長するためには、良好な生活環境を整備し、快適に暮らせるまちづくりが求められます。ニーズ調査からは、外出時の安全に心配があるといった困りごとへの対応、安心して遊べるところ等、子どもを支援する環境が求められています。

魅力あるまちづくりのひとつとして、子どもと一緒に安心して外出を楽しめる環境づくりが重要であることから、公共施設でのおむつ替えや授乳ができるスペースの増設や安全で快適な歩道の整備を進めていきます。

No.	施策	内容	評価	方向性
72	地域における見守り体制の充実	・「い～な～スマイルあいさつ運動」や他人の子どもをも叱る運動等、地域をあげて子どもたちを見守る取り組み	A	継続
		・青少年育成指導員等による定期的な巡回指導等の実施による、青少年の問題行動等の未然防止	A	継続
73	環境浄化活動の実施	・関係団体との連携による有害図書や看板等、青少年にとって好ましくない社会環境の浄化への取り組み	A	継続
74	薬物乱用防止対策の推進	・青少年非行の中で最重要課題となっている薬物乱用を撲滅するための関係機関・団体が協力した総合的な防止対策の推進	A	継続
75	悪質な情報からの子どもの保護	・インターネット等で発信されている性的に偏った情報や悪質な犯罪行為につながる情報等に子どもが惑わされないための、インターネット・携帯電話、スマートフォンの危険性やその対策等についての啓発	A	継続
76	ゆとりとうるおいある住環境の整備	・美しい景観づくりや河川等の保全、美化・緑化・花いっぱい運動等による、ゆとりとうるおいある子どもの健全育成の場としての住環境の確保	A	継続
77	公営住宅の整備・改修	・「兵庫県福祉のまちづくり条例*」に基づく、若年層や高齢者世帯等の幅広い世帯構成に応じた設備の更新やバリアフリー*化等の居住環境の向上	B	継続
78	公共交通体系の整備・充実	・地域住民や来訪者の移動手段を確保するための、定期的な路線等の見直しによるコミュニティバス（ふれあいバス）の運行実施	A	継続
		・地域の移動手段を確保するための公共交通の利用促進と路線の維持・確保	A	充実
		・町内のバス路線を運行する事業者へのノンステップバス導入のための購入費補助等の支援	E	継続
79	福祉のまちづくりの推進	・高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を連れた人等、すべての人が暮らしやすいまちづくりの実施	A	継続
		・「兵庫県福祉のまちづくり条例」の理念の住民や事業主等への普及・啓発と、条例に基づく施設等の安全性・快適性に配慮した整備体制の構築	A	継続

No.	施策	内容	評価	方向性
80	バリアフリー 関連情報の提 供	・町や社会福祉協議会の広報誌、パンフレット、ホームページ等を通じた公共施設等における授乳施設や親子トイレ等に関する情報提供	A	継続
		・授乳やおむつ替えができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し情報を提供する	A	継続

4. 子どもの安全の確保

近年、都市化の進展や住民のライフスタイルの多様化等に伴う地域社会の犯罪抑止機能の低下や、社会情勢を反映した犯罪の複雑・多様化、凶悪化、低年齢化が進み、子どもが犯罪に巻き込まれる事件が多くなっています。また、インターネットの急速な普及による情報の進展により、インターネット上の有害な情報から子どもたちを守る取り組みも必要となっています。

ニーズ調査では、地域ぐるみのパトロールなど子どもを犯罪から守るための取り組み、歩行者や自転車のための交通安全施設、通学路や子どもの遊び場の安全対策、犯罪にあいそうになった時の対応についての教育などが重要視されており、子どもがいつでも助けを求められる家等、地域ぐるみで防犯活動を推進するとともに、子どもを守る対策や体制の充実が必要です。

また、子どもの成長とともに行動範囲は拡大することに伴い、交通事故などの危険性から子どもの安全を守るため、これから交通社会に参加する子ども一人一人が交通ルールを身につけることができるよう、交通安全教育にも力を入れていくことが必要です。

No.	施策	内容	評価	方向性
81	交通安全の啓 発と学習機会 の充実	・交通ルールの遵守と正しい交通マナーを習慣づけるための、警察や交通安全指導員等との連携による、子どもや保護者、ドライバーに対するきめ細やかな交通安全教育、啓発活動の実施	A	継続
		・PTAや地域の住民組織による交通安全指導の実施	B	継続
		・警察等との連携によるチャイルドシートの正しい使用方法等についての啓発	A	継続
82	防犯意識の啓 発	・警察や防犯関係団体と連携した防犯意識の啓発や犯罪発生情報の提供	A	継続
83	学校・園におけ る防犯対策の 充実	・「学校・園における安全・防犯対策の指針」及び「外来者への対応マニュアル」に基づく学校安全の徹底	A	継続
		・不審者情報等を学校・園・保護者・地域・警察等で広く共有するための子どもの安全と命を守るネットワークの構築	A	継続
		・学校・園における防犯訓練やCAP講習会の実施と、技能を高める啓発の推進	A	継続
84	地域での安 心・安全ネット ワークづくり	・保護者、学校、地域住民、警察等の関係機関等が連携して実施する、子どもの安全確保のためのパトロール活動や校区単位で取り組む「安全マップ」の作成の推進	A	継続
		・町が主体となって実施する「子どもをまもる110番のおうち」等による支援の推進	A	継続
		・子どもが巻き込まれた犯罪や不審者情報等を学校・園等に速やかに伝達できる情報の共有化と迅速な対応の促進	A	継続

第5章 子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策

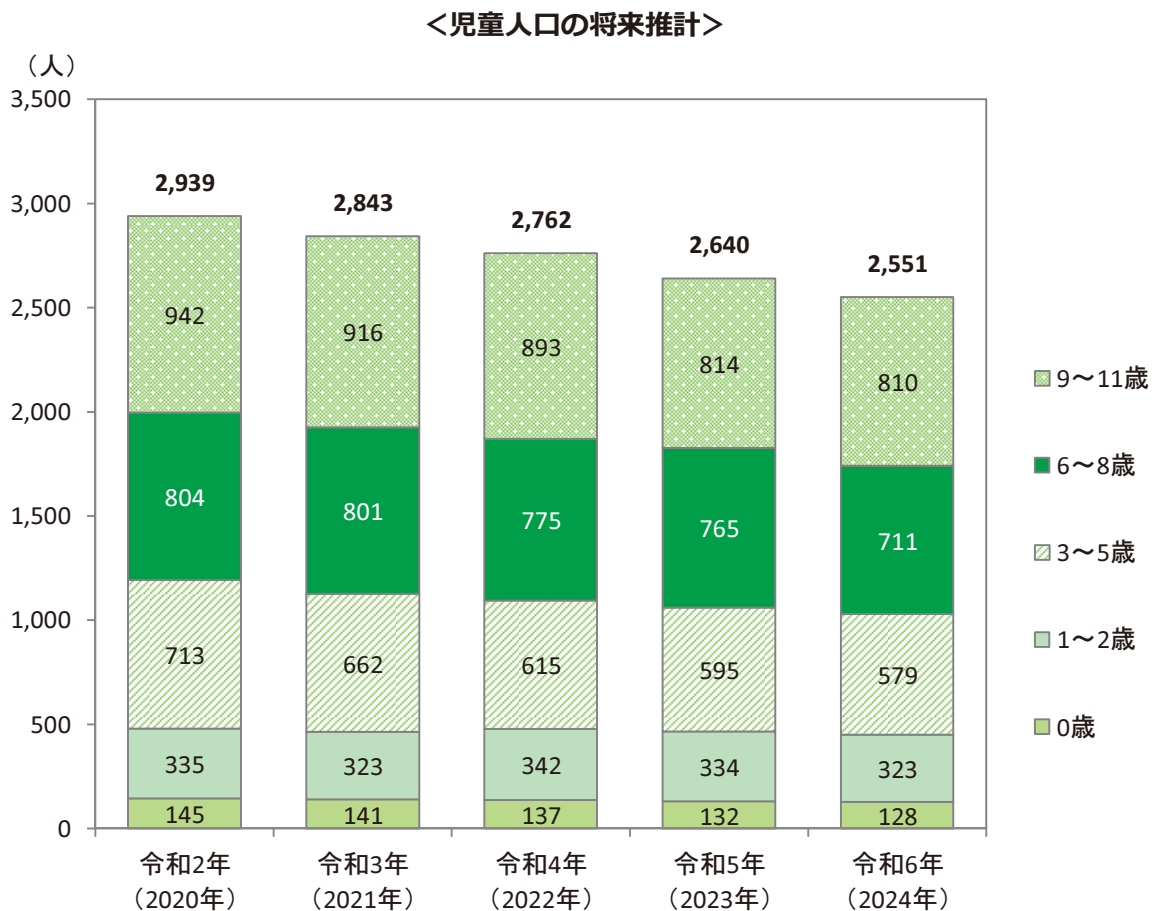
第1節 教育・保育の提供区域

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、計画に記載する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業において「量の見込み」（現在の利用状況+利用希望）、「確保方策」（確保の内容+実施時期）を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定することとされています。

猪名川町では、町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

第2節 児童人口の推計

猪名川町の児童人口の推計については、下記のとおり減少傾向が見込まれています。各年齢区分で年々減少が予測されています。



第3節 幼児期の教育・保育の見込みと提供体制

事業概要

特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、特定地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育（ベビーシッター派遣等）、事業所内保育）のことをさします。

■ 設定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3～5歳児、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳児、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0～2歳児、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、特定地域型保育事業

① 各年度の実績

	単位	実績			
		H27	H28	H29	H30
1号認定 (認定こども園及び幼稚園)	3～5歳児 人/年	500	473	407	383
2号認定 (教育ニーズ:幼児期の学校教育の 利用希望が強いと想定されるもの)		77	83	94	109
2号認定 (保育ニーズ:認定こども園及び保育所)		139	135	120	126
1号認定、2号認定合計		716	691	621	618
3号認定 (認定こども園及び保育所 +地域型保育)	0歳児 人/年	24	17	21	22
	1・2歳児 人/年	105	114	125	126

② 量の見込み及び確保の考え方

● 1号認定と2号認定（教育ニーズ）

<量の見込み>

- ・ ニーズ量から導かれる保護者の利用希望や実際の利用状況を勘案し、算出されたニーズ量を量の見込みとして設定します。また、広域の利用者が流入・流出ともにあり、町外では川西市、大阪府能勢町の施設利用が見込まれます。

<確保方策>

- ・ 令和2年度においては、町内4か所の幼稚園と2か所の認定こども園で確保することとします。令和3年度以降については、公立幼稚園の運営方針を検討する中で見直しを行います。
- ・ さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

● 2号認定（保育ニーズ）

<量の見込み>

- ・ ニーズ量から導かれる保護者の利用希望や実際の利用状況を勘案し、算出されたニーズ量を量の見込みとして設定します。

<確保方策>

- ・ 町内2か所の保育所と2か所の認定こども園で、定員の見直し・定員の弾力化により確保します。

- ・さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

● 3号認定

<量の見込み>

- ・3号認定（0歳児）については、ニーズ量と実際の利用状況に差がみられるため、対象者（0歳児）のうち、保育所（認可外含む）や認定こども園等の利用を希望する人で、育児休業明けに希望する保育所に入ることができた人を引いた量で見込みを設定します。
- ・3号認定（1・2歳児）については、ニーズ量から導かれる保護者の利用希望や実際の利用状況を勘案し、算出されたニーズ量で量の見込みを設定します。

<確保方策>

- ・町内2か所の保育所と2か所の認定こども園で、定員を確保します。
- ・さらなる需要に対して、既存施設の定員を見直し、地域型保育事業の実施を検討し、量的拡充を図るだけでなく、本町の設備及び運営基準のもと、質の確保・向上を図ります。

		量の見込み・確保内容					
		R2	R3	R4	R5	R6	
1号認定	①量の見込み	392	364	338	327	318	
	確保方策	認定こども園	330	330	330	330	330
		保育所	—	—	—	—	—
		幼稚園	390	260	260	260	260
		②計	720	590	590	590	590
過不足（②－①）	328	226	252	263	272		

		量の見込み・確保内容					
		R2	R3	R4	R5	R6	
2号認定 学校教育の 利用希望 (認定こども園)	①量の見込み	166	154	143	138	135	
	確保方策	認定こども園	172	172	172	172	172
		保育所	0	0	0	0	0
		幼稚園	—	—	—	—	—
		②計	172	172	172	172	172
過不足（②－①）	6	18	29	34	37		
2号認定 その他 (保育所)	①量の見込み	144	134	125	121	117	
	確保方策	認定こども園	0	0	0	0	0
		保育所	144	144	135	131	127
		幼稚園	—	—	—	—	—
		②計	144	144	135	131	127
過不足（②－①）	0	10	10	10	10		
2号認定 計	①量の見込み	310	288	268	259	252	
	確保方策	認定こども園	172	172	172	172	172
		保育所	144	144	135	131	127
		幼稚園	—	—	—	—	—
		②計	316	316	307	303	299
過不足（②－①）	6	28	39	44	47		

			量の見込み・確保内容				
			R2	R3	R4	R5	R6
3号認定 0歳児	①量の見込み		17	17	16	16	15
	確保 方策	認定こども園	14	14	14	14	14
		保育所	12	12	12	12	12
		幼稚園	-	-	-	-	-
		②計	26	26	26	26	26
過不足(②-①)		9	9	10	10	11	
3号認定 1・2歳児	①量の見込み		139	134	142	138	134
	確保 方策	認定こども園	84	84	84	84	84
		保育所	63	63	63	63	63
		幼稚園	-	-	-	-	-
		②計	147	147	147	147	147
過不足(②-①)		8	13	5	9	13	
3号認定 計	①量の見込み		156	151	158	154	149
	確保 方策	認定こども園	98	98	98	98	98
		保育所	75	75	75	75	75
		幼稚園	-	-	-	-	-
		②計	173	173	173	173	173
過不足(②-①)		17	22	15	19	24	

◆基本的な考え方

【令和2年度】

- ・2号認定の保育ニーズが高く、過不足が生じることから、町内私立保育所 星児園七夕の認可定員の増加または保育所2園（猪名川保育園・星児園七夕）の定員弾力化により対応。
（星児園七夕 認可定員90名 ⇒ 100名 に増加を検討（3歳児4名、1・2歳児6名増加）
- ・幼児教育・保育の無償化の開始により、3歳児の保育ニーズが増加し、2号認定の利用希望に対し、20名の不足が考えられる。
- ・公立幼稚園の運営方針を検討する中で、1号認定幼稚園の施設数、定員及びクラス数の見直しを行う。

【令和3年度】

- ・令和3年3月末に公立幼稚園 つつじが丘幼稚園の閉園により、1号認定幼稚園の確保方策が減少。

【各年度共通】

- ・前回計画策定において、川西市より広域利用についての協議依頼があったため、量の見込みの算入をしていたが、今回は算入無し。
- ・少子化が進み、公立幼稚園においては入園者が大幅な減少傾向にあることから、公立施設・私立施設を含め、町全体の幼児教育・保育のあり方を様々な観点・手法から検討する。

第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

1. 地域子育て支援拠点事業

事業概要

地域において乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を実施します。

①各年度の実績

	単位	実績			
		H27	H28	H29	H30
地域子育て支援拠点事業	人日/年	8,810	8,831	7,480	6,514

②量の見込み及び確保の考え方

<量の見込み>

- ・地域子育て支援拠点事業については、ここ数年では、利用できる子どもの数の減少に伴い、利用者が減少しているが、ニーズ量から導かれる希望利用日数や実際の利用状況を勘案し、算出されたニーズ量を量の見込みとして設定します。

<確保方策>

- ・子育て支援センター、星児園七夕、YMCA しろがねこども館の3か所で実施することにより、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保するものとしています。
- ・さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

単位：人日/年

		量の見込み・確保内容					
		R2	R3	R4	R5	R6	
地域子育て支援拠点事業	①量の見込み	8,894	8,598	8,876	8,635	8,357	
	確保方策	②延べ人数	8,894	8,598	8,876	8,635	8,357
		施設数(か所)	3	3	3	3	3
	過不足(②-①)	0	0	0	0	0	

2. 利用者支援事業

事業概要

子どもや保護者が、認定こども園・保育所・幼稚園での教育・保育や一時預かり、留守家庭児童育成室（放課後児童健全育成事業）などの地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で相談を含めた支援を行います。

福祉に関わる各機関において、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用に関する情報集約と情報提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたって相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整等も行います。

①各年度の実績

	単位	実績			
		H27	H28	H29	H30
利用者支援事業	基本型 施設数（か所）	1	1	1	1
	特定型 施設数（か所）	－	－	－	－
	母子保健型 施設数（か所）	－	－	－	1

②量の見込み及び確保の考え方

<量の見込み>

- ・利用者支援事業については、就学前児童調査では地域の子育て支援サービスの内容や利用・申し込み方法がよくわからない人が少なからずおり、事業の周知により利用の増加が見込まれます。

<確保方策>

- ・利用者支援事業の基本型として、より多くの相談に対応できるよう、平成 27 年度から子育て支援センターを総合相談窓口として 1 か所設定し、平成 30 度からは子育て世代包括支援センターとしての機能を持たせるため保健センターを母子保健型として 1 か所設定しており、2 か所での体制を継続していきます。

また、それぞれに利用者支援専門員を配置します。

単位：か所

		量の見込み・確保内容					
		R2	R3	R4	R5	R6	
利用者支援事業	量の見込み	2	2	2	2	2	
	確保方策	基本型	1	1	1	1	1
		特定型	0	0	0	0	0
		母子保健型	1	1	1	1	1
		小計	2	2	2	2	2

3. 一時預かり事業（幼稚園型）

事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。（4. 一時預かり事業（幼稚園型以外）も同様）

①各年度の実績

	単位	実績			
		H27	H28	H29	H30
一時預かり事業 (幼稚園型)	幼稚園在園者（1号認定） 人日/年	2,055	3,698	2,649	2,526
	幼稚園在園者（2号認定） 人日/年	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-

②量の見込み及び確保の考え方

●幼稚園在園者

<量の見込み>

- ・一時預かり事業の幼稚園在園者（1号認定）については、ニーズ量が現時点で幼稚園を利用していない就学前児童の利用意向も反映しているため実績より大きな数値になっています。また、幼稚園在園者（新2号認定）については、幼稚園に預けながら長時間就労を想定している人すべてが利用対象者となっているため、実績より大きな数値になっています。
- ・私立については実績の利用状況及び1号認定の割合から量の見込みを設定し、公立においては第一期計画期間において未実施のため量の見込みを設定していません。

<確保方策>

- ・幼稚園在園者（1号認定、新2号認定）については、認定こども園2か所で実施しており、さらに今後、公立幼稚園における事業の実施を検討し、確保をめざします。

単位：人日

	区分		量の見込み・確保方策					
			R2	R3	R4	R5	R6	
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	1号認定による利用	2,181	2,025	1,882	1,820	1,771	
		新2号認定による利用	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	
		①合計	6,981	6,825	6,682	6,620	6,571	
	確保方策	②延べ人数		7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
		か所数	公立	0	0	0	0	0
			私立	2	2	2	2	2
			計	2	2	2	2	2
具体的な考え方※								
過不足（②－①）			219	375	518	580	629	

※具体的な考え方：私立認定こども園2園 新2号認定の見込み20人×12か月×20日/月により算出

4. 一時預かり事業（幼稚園型以外）

①各年度の実績

	単位	実績			
		H27	H28	H29	H30
一時預かり事業	一般型（保育所：星児園七夕）	4,714	5,406	5,457	4,364
	子育て援助活動支援事業 （ファミリーサポートセンター事業）	109	42	56	20
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	0	0	0	0

②量の見込み及び確保の考え方

●上記以外

<量の見込み>

- ・幼稚園型以外の一時預かり事業については、ニーズ量から導かれる保護者の利用希望や実際の利用状況を勘案し、算出されたニーズ量で量の見込みを設定します。

<確保方策>

- ・私立保育所（星児園七夕）とかわにしファミリーサポートセンターで確保し、今後は子育て支援センターの拡充の計画に伴い、休日利用等を含め、さらなるニーズに対する確保を検討します。

単位：人日

	区分	量の見込み・確保方策						
		R2	R3	R4	R5	R6		
一時預かり事業 （幼稚園型以外）	①量の見込み	6,293	5,973	5,890	5,716	5,545		
	確保 方策	②一時預かり事業 （幼稚園型以外）	6,174	5,973	5,890	5,716	5,545	
		一般型 （か所）	保育所	1	1	1	1	1
			認定こども園	0	0	0	0	0
			地域子育て支援拠点	0	0	0	0	0
			その他	0	0	0	0	0
	計	1	1	1	1	1		
	訪問型（か所）	0	0	0	0	0		
	具体的な考え方	（星児園七夕）21人×12か月×25日/月により算出						
	③子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業を除く）	105	103	99	97	91		
	具体的な考え方	かわにしファミリーサポートセンター利用見込みのうち、就学前児童分						
	④子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	14	14	13	13	12		
	具体的な考え方	実人数1～2人						
確保量（⑤＝②＋③＋④）	6,293	6,090	6,002	5,826	5,648			
過不足（⑤－①）	0	117	112	110	103			

5. 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

事業概要

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

①各年度の実績

	単位	実績			
		H27	H28	H29	H30
病児保育事業	病児・病後児対応型（1か所）人日/年	—	26	43	84

②量の見込み及び確保の考え方

<量の見込み>

・量の見込みについては、ニーズ量から導かれる保護者の利用希望や実際の利用状況、登録者数から勘案し、算出されたニーズ量で量の見込みを設定します。

<確保方策>

・病児保育事業については、平成28年7月から町内の生駒病院（いっこルーム）において、病児・病後児対応型を開設し、年々、利用登録者数が増加しています。また、見込み量に対する提供体制は確保できており、令和元年7月から受入れ可能学年を小学4年生まで引き上げています。

単位：人日/年

	区分	単位	量の見込み・確保内容					
			R2	R3	R4	R5	R6	
病児 病後 児保 育事 業	①量の見込み	人日	133	128	123	119	116	
	確保 方策	②病児保育事業	人日	400	400	400	400	400
		病児対応型	か所	1	1	1	1	1
			総定員	2	2	2	2	2
		病後児対応型	か所	0	0	0	0	0
			総定員	0	0	0	0	0
		体調不良児対応型	か所	0	0	0	0	0
			総定員	0	0	0	0	0
		訪問型	か所	0	0	0	0	0
			総定員	0	0	0	0	0
		具体的な考え方	生駒病院（病児・病後児保育事業）1か所×2名×200日					
		③子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業）	人日	0	0	0	0	0
		具体的な考え方	病児・緊急対応を実施していないため					
④確保量（②+③<①）	人日	133	128	123	119	116		
過不足（④-①）	人日	0	0	0	0	0		

6. ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

事業概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。本町では主に就学児童を対象に展開しています。

①各年度の実績

	単位	実績			
		H27	H28	H29	H30
ファミリー・サポート・センター事業	実績 人日/年	109	91	42	30

②量の見込み及び確保の考え方

<量の見込み>

- ・ファミリー・サポート・センター事業については、川西市と共同実施しているかわにしファミリーサポートセンターの猪名川町民の利用状況から算出された推計値を量の見込みとして設定します。

<確保方策>

- ・今後も川西市と共同実施により、量の見込みを確保します。
- ・さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。
- ・子育て支援センターの拡充の計画に伴い、町単独での事業実施についても検討していきます。

単位：人日/年

		量の見込み・確保方策				
		R2	R3	R4	R5	R6
ファミリー・サポート・センター事業	量の見込み	139	139	136	134	125
	確保方策	—	—	—	—	—
	具体的な考え方	かわにしファミリーサポートセンター（川西市）の猪名川町民の利用状況による				

7. 放課後児童健全育成事業

事業概要

保護者が就労等により昼間保育ができない小学生児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館*等を利用して、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

①各年度の実績

	単位	実績			
		H27	H28	H29	H30
放課後児童健全育成事業	低学年 人/年	187	198	212	218
	高学年 人/年	24	49	65	62

②量の見込み及び確保の考え方

<量の見込み>

- ・就学前児童調査、小学生児童調査から算出されたニーズ量を量の見込みとして設定します。

<確保方策>

- ・低学年は見込み量が確保されている状況ですが、平成28年度に小学6年生までの受け入れ学年を引き上げたことに伴い、高学年についてのニーズ量も増えていることから、状況により空き教室の活用等による支援の単位の増加により見込み量の確保をめざします。

単位：人/年

			量の見込み・確保方策					
			R2	R3	R4	R5	R6	
放課後児童健全育成事業	量の見込み	小学1年生	107	106	103	101	94	
		小学2年生	99	99	96	95	88	
		小学3年生	84	84	81	80	74	
		小学4年生	61	59	58	53	53	
		小学5年生	22	21	21	19	19	
		小学6年生	9	8	8	7	7	
		①計	382	377	367	355	335	
	確保方策	既存分 (~R1)	児童数	290	290	290	290	290
			施設数	5	5	5	5	5
			支援の単位	7	7	7	7	7
		新設・ 拡充分 (R2以降)	児童数	92	87	77	65	45
			施設数	0	0	0	0	0
			支援の単位	3	3	2	2	2
		②計	児童数	382	377	367	355	335
	施設数		5	5	5	5	5	
	支援の単位		10	10	9	9	9	
過不足(②-①)			0	0	0	0	0	

8. 妊婦健診

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、妊娠期間中の適時に必要に応じた①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施する事業です。

①各年度の実績

	単位	実績			
		H27	H28	H29	H30
妊婦健診	人/年	286	296	215	237

②量の見込み及び確保の考え方

<量の見込み>

- ・該当年度の翌年度の0歳児人口をもとに、年度をまたいで受診する人数を勘案して算出した量の見込みを設定します。

<確保方策>

- ・妊婦健診については、妊娠中の母子の健康を守るため、すべての妊婦の適正な受診をめざして実施体制を整え事業内容を周知します。

		量の見込み・確保内容				
		R2	R3	R4	R5	R6
妊婦健診	量の見込み（人/年）	271	263	254	245	237
	延べ健診回数（回）	1,897	1,841	1,778	1,715	1,659
	確保の内容	[実施場所] 医療機関 [実施機関] 猪名川町 [検査項目] 基本的な健康診査（問診、診察、計測等） 必要に応じた医学的な検査（血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査等） [実施時期] 妊娠初期より妊娠23週まで：4週間に1回 妊娠24週より妊娠35週まで：2週間に1回 妊娠36週以降分娩まで：1週間に1回				

9. 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

①各年度の実績

	単位	実績			
		H27	H28	H29	H30
乳児家庭全戸訪問事業	人/年 (実施率)	148 (105%)	145 (91%)	136 (88%)	148 (117%)

②量の見込み及び確保の考え方

<量の見込み>

- ・該当年度の0歳児人口を量の見込みとして設定します。

<確保方策>

- ・生後4か月までの乳児に対し、助産師もしくは保健師が訪問し、育児不安の早期発見につなげます。
- ・里帰り滞在している場合、希望があれば訪問します。

		量の見込み・確保方策				
		R2	R3	R4	R5	R6
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み (人/年)	145	141	137	132	128
	実施体制 (人)	6	6	6	6	6
	確保方策 その他	[実施機関] 保健センター ※新生児訪問と同時実施 [実施体制] 助産師 3人 (川西川辺助産師会) 保健師 3人 (保健センター職員) [実施場所] 対象者宅 [実施項目] 体重、頭囲、胸囲、発達、発育状況の確認、産婦の健康状態の確認、育児環境の確認と指導 [実施時期] 通年、生後4か月以内				

10. 養育支援訪問事業

事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

①各年度の実績

	単位	実績			
		H27	H28	H29	H30
養育支援訪問事業	人/年	12	13	10	25

②量の見込み及び確保の考え方

<量の見込み>

- ・該当年度の要保護児童見込数を量の見込みとして設定します。

<確保方策>

- ・平成 31 年 4 月時点の要保護児童数（実人数）を令和 2 年度以降の対象者数として設定します。
- ・支援が必要な子どもや家庭に対し適切な相談や対応ができるよう、実施体制を整え事業内容を周知します。
- ・家庭児童相談員 2 名により実施体制を確保します。

		量の見込み・確保方策					
		R2	R3	R4	R5	R6	
養育 支援 訪問 事業	量の見込み（人/年）	13	13	13	13	13	
	確保 方策	実施体制（人）	2	2	2	2	2
		その他	[実施体制] 2人 [実施場所] 対象者宅 [実施機関] 猪名川町				

※養育支援事業は未実施。要保護児童数を計上

11. 子育て短期支援事業

事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

①各年度の実績

	単位	実績			
		H27	H28	H29	H30
子育て短期支援事業	人日／年	4	0	4	5

②量の見込み及び確保の考え方

<量の見込み>

- ・子育て短期支援事業については、就学前児童調査、小学生児童調査ともにニーズ量が算出されなかったものの、町内での提供体制が整い、事業の周知が進めば利用が増加することが予想されます。そのため、ニーズ調査より、親族・知人（同居者を含む）に預けたが、非常に困難であった人もしくは「仕方なく子どもも同行させた」等で対処した人の利用意向を踏まえるとともに、児童数の減少もありますが、令和2年度以降も事業の周知により一定の利用があるものとして量の見込みを設定します。

<確保方策>

- ・子育て短期支援事業については、いながわ子供の家に加えて、連携している阪神間の施設で実施し、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保するものとしています。
- ・さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

		量の見込み・確保方策				
		R2	R3	R4	R5	R6
子育て 短期支 援事業	量の見込み（人／年）	3	3	3	3	3
	実施体制（人）	3	3	3	3	3
	確保 方策 その他	[実施場所] 児童養護施設等 [実施機関] 猪名川町 [委託団体等] 御殿山ひかりの家、養照学園、伊丹乳児院 いながわ子供の家 等				

12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

① 事業の考え方

対象となる世帯の把握に努め、必要に応じて、実費徴収に係る補足給付事業を実施します。

13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

① 事業の考え方

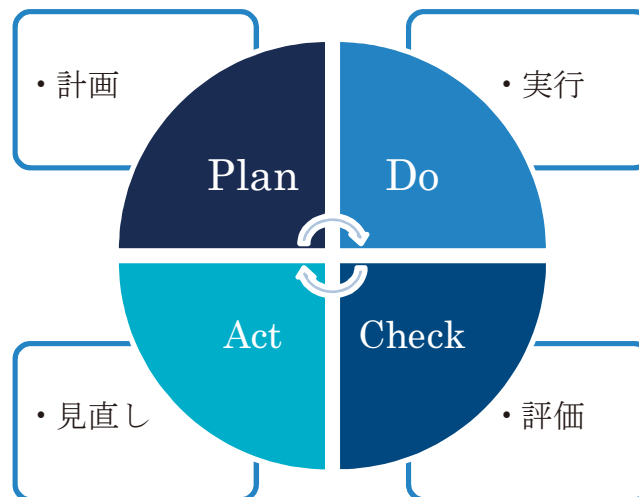
事業主体の有する法人格の種類によって参入可否を判断せず、事業の妥当性や持続性等を主な観点として、事業者と協議を行います。

第6章 計画の推進に向けて

第1節 計画の進行管理

本計画の推進に向けては、PDCA サイクルによる進行管理を行います。計画（Plan）に基づく取り組み（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえ計画の改善（Act）を図ります。

このため、計画策定にあたり、内容を審議してきた「猪名川町子ども・子育て会議」が、毎年度の進捗状況の把握・点検を行うこととし、それに対する意見を関係機関や団体等から得て、その後の取り組みの検討を行い、必要がある場合には見直しを行いながら、計画を推進します。



第2節 住民、関係機関、団体との協働・連携

計画の基本理念である「いなっ子きらきら 笑顔輝くまち 猪名川」をめざすためには、住民一人一人が、子育てと子育て支援の重要性を共有し、これに関する取り組みを実践し継続していくことが欠かせません。そのため、本計画について、関係機関・団体等への配布や関係各所での配架、また概要版の配布やホームページ等での内容公表・周知等に努めます。

また、子ども・子育てに関わる施策は、福祉分野だけでなく、保健・医療・教育等、多岐の分野にわたっています。このため、民生委員・児童委員*、自治会、まちづくり協議会等の地域組織や関係機関と連携を図りながら、協働に基づく子育て支援に努めます。

第3節 国・県との連携及び広域調整

国や県とも連携して、施策の推進に取り組みます。

資料編

1. 用語解説

あ行

●育児休業

労働者は、対象となる子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は、1歳6か月）に達するまでの間で、申出により子どもを養育するための休業を取得することができ、事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取り扱いをすることを禁止されている。また、育児休業の他に、一定の要件を満たした中で、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限（小学校就学前の子供の養育を行う場合）の制度、勤務時間の短縮等（3歳未満の子どもの養育を行う場合）の措置がある。

か行

●かかりつけ医

家族全員に対し、その病歴を把握した上で、的確な診察・健康相談等を行える医師。

●教育・保育施設

「認定こども園法」に規定する認定こども園、「学校教育法」に規定する幼稚園、及び「児童福祉法」に規定する保育所をいう。

●ケーススタディ

具体的な事例について、それを詳しく調べ、分析・研究して、その背後にある原理や法則政党を究明し、一般的な法則・理論を発見しようとする方法。

●合計特殊出生率

合計特殊出生率 = (母の年齢別出生数 ÷ 年齢別女性人口) の15歳から49歳までの合計。15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとした時の平均子ども数に相当する。

●子ども子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3制度のこと。

●子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

●子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。

さ行

●次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成 27 年までの 10 年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成 17 年 4 月 1 日から施行されている法律。

また、次世代育成支援対策のさらなる推進・強化を図るため、法律の有効期限が平成 37 年 3 月 31 日まで 10 年間延長された。(平成 26 年 4 月 23 日施行)

●児童館

児童福祉法第 40 条に基づく児童福祉施設である児童厚生施設の種類で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。児童の遊びを指導する者（児童厚生員）が配置されている。

●児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉によるおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待等、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。

●少子化

子どもの出生数の減少や出生率の低下が進行する状態のこと。高齢化や将来の人口減少の原因となる社会問題として近年クローズアップされている。

●食育

平成 17 年 7 月に施行された食育基本法に基づいた取り組みで、同法では「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」また「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけられている。

た行

●男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、この結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、ともに責任を担うことを意味する。

な行

●認定こども園

保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、「保護者が働いている・いないにかかわらずすべてのこどもが利用できる」、「0～5歳の年齢の違うこども同士が共に育つ」、「子育て相談等の子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する」等の機能をもつ。都道府県知事が条例に基づき認定する。

●ノーマライゼーション

障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

は行

●バリアフリー

障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となる段差等を取り除くこと。広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

●兵庫県福祉のまちづくり条例

平成4年10月9日に兵庫県が全国に先駆けて制定した、高齢者や障がいのある人はもとよりすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりをめざすための条例。

ま行

●民生委員・児童委員

地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職の地方公務員に該当すると解されている。民生委員・児童委員の任期は3年間。児童委員は、児童福祉法第12条により各市町村に置かれ、民生委員が児童委員を兼務している。民生委員は、福祉に関する社会調査、相談、情報提供、連絡通報、調整、生活支援、意見具申を行い、児童委員は、児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助を行う。

ら行

●ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期等に分けられる。

わ行

●ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことをさす。

アルファベット等

●CAP

Child Assault Prevention (子どもへの暴力防止) の頭文字をとったもので、こどもたちがいじめ、痴漢、誘拐、虐待、性暴力といったさまざまな暴力から自分を守るための人権教育プログラムのこと。

2. 猪名川町子ども・子育て会議条例

平成25年6月25日

条例第8号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、猪名川町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 会議は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者又は事業主

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) 関係行政機関の職員

(5) その他町長が必要と認める者

4 委員の数は、男女いずれか一方が委員の総数の10分の3以上とする。ただし、該当者がいない場合は、この限りでない。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、特別の事項の調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又

は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、会議に部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。
- 4 第5条第3項及び第4項並びに前条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、生活部こども課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年条例第6号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3. 猪名川町子ども・子育て会議委員名簿

(任期：2年 令和3年11月7日まで)

区 分	氏 名	所 属 等	役 職
学識経験者	井 頭 均	関西学院大学教育学部 教授	会 長
関係行政職員	山元 浩司	兵庫県川西こども家庭センター所長	副会長
医師会代表	田上 久樹	川西市医師会 理事	
子どもの 保護者	藤岡 弘子	PTA 連合会	
	富永 のり子	保育園代表保護者	
	大山 仁美	未就園児代表保護者	
教育・子育て 支援従事者	中村 妙子	つつじが丘小学校 校長	
	山地 弘伸	YMCA松尾台こども園 園長	
	椎野 正明	星児園七夕 園長	
	松原 美香	猪名川幼稚園 園長	
	土谷 千晶	猪名川保育園 園長	
	野口 優	子育て支援センター 所長	

4. 猪名川町子ども・子育て会議開催状況

開催時期		開催日	協議事項
H30 年度	第1回	平成30年9月28日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○本町の子育て支援施策(平成29年度事業報告)について ○子ども・子育て支援事業計画について
	第2回	平成31年3月8日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○平成31年度 保育園等・留守家庭児童育成室の入所状況について <ul style="list-style-type: none"> ・保育園・認定こども園等 入所児童数 ・留守家庭児童育成室 入所状況 ○幼児教育無償化について ○平成31年度 認定こども園(YMCA2園) 認可定員・利用定員の変更について ○猪名川町子ども・子育て支援事業計画の策定について
H31 (R元) 年度	第1回	令和元年5月8日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○「第二期猪名川町子ども・子育て支援事業計画」および「子どもの貧困対策計画」の策定にかかる委託業者の決定について ○計画策定における基本的な考え方および進め方について ○アンケート調査の実施について <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象者について ・アンケート内容について
	第2回	令和元年8月2日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○本町の子育て支援施策(平成30年度事業報告)について ○幼児教育無償化について ○子育て支援に関するアンケート調査結果(速報値)について
	第3回	令和元年9月17日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援に関するアンケート報告書について ○子ども・子育て支援事業計画の骨子について ○子どもの貧困対策計画の骨子について ○第二期子ども・子育て支援計画にかかる量の見込について ○地域の子育て支援者へのヒアリング調査について ○事業者意識調査について
	第4回	令和元年11月15日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て支援事業計画 骨子案(1～3章)について

開催時期		開催日	協議事項
R元 年度	第5回	令和元年12月18日(水)	○子ども・子育て支援事業計画案について ○子どもの貧困対策計画案について
	第6回	令和2年1月21日(火)	○子どもの貧困対策計画案について ○パブリックコメントについて

5. パブリックコメント実施結果

(1) 保護者の就労状況

- ① 意見募集方法 町ホームページの掲載、こども課・日生住民センター・ふらっと六瀬で閲覧
- ② 意見募集期間 令和2年（2020年）2月10日～3月9日
- ③ 意見の提出方法 直接持参、郵送、FAX、Eメール

(2) 意見募集の結果

2件の意見がありました。意見に対する町の考え方は下記のとおりです。

番号	意見提出者	頁	章	大分類	中分類	小分類	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方（対応）
1	1	71	第5章	第3節	②		● 1つ目	<p>「1号認定と2号認定（教育ニーズ）〈確保方策〉・町内4か所の幼稚園と2か所の認定こども園で確保することとします。」についての記載が、令和2年2月7日に配布された「猪名川町立幼稚園運営にかかる説明会の開催について」に記載されている町立幼稚園運営方針（案）と正反対の内容となっている。</p> <p>（町立幼稚園運営方針（案）では町内の幼稚園を2か所にすることとされている。）</p> <p>内容が異なるため、整理したうえで計画を策定し、記載したほうがいいのか。</p>	<p>計画（素案）のP71の該当箇所については、計画開始時点（令和2年度）の内容を記載し、P73の基本的な考え方に公立幼稚園の減少について記載をしております。</p> <p>ただし、ご意見をいただきましたように、計画の内容を整理し、分かりやすく記載するため、該当箇所を下記のとおり追記します。</p> <p>「追記箇所」</p> <p>P71 ②「・令和2年度においては、町内4か所の幼稚園と2か所の認定こども園で確保することとします。令和3年度以降については、公立幼稚園の運営方針を検討する中で見直しを行います。」</p> <p>P73 基本的な考え方 【令和2年度】</p> <p>「・公立幼稚園の運営方針を検討する中で、1号認定幼稚園の施設数、定員及びクラス数の見直しを行う。」</p>
2	1	57	第4章	第1節	3	12	施策3行目	<p>「・公立保育所及び幼稚園の実施体制の質の向上」について、方向性「継続」としてありますが、令和2年2月7日に配布された「猪名川町立幼稚園運営にかかる説明会の開催について」に記載されている町立幼稚園運営方針（案）では町内の幼稚園を2か所にすることとしています。</p> <p>現在4園ある町立幼稚園を2園にすることは、町の公立幼稚園の実施体制の質を確実に落とすと思います。</p> <p>本計画を町立幼稚園運営方針（案）を包括する形で作り直したほうがいいのか。</p>	<p>ご意見をいただきましたP57の該当箇所については、4園ある町立幼稚園を2園にした場合においても、統廃合により1クラスの園児数を増加させることが幼児期の集団生活を送るための実施体制の質の向上につながると考えられることから原文のとおりとします。</p>

第二期猪名川町子ども・子育て支援事業計画



発行年月：令和 2 年 3 月

発行・編集：猪名川町生活部こども課

住 所：〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 11-1

T E L：(072) 767-7477 F A X：(072) 766-8906



